

八潮市地域防災計画の一部修正について

令和3年度第1回防災会議（11月17日開催）におきまして、令和3年3月の埼玉県地域防災計画の一部修正及び令和3年5月に災害対策基本法が一部改正されたことに伴い、整合を図るため、避難情報及び警戒レベルの運用等重要事項に関し、八潮市地域防災計画の修正を行いました。

今回、さらに国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画との整合を図るため、八潮市地域防災計画を修正するものです。

1 修正の主な内容

- (1) 広域応援・受援体制の整備（震災対策編 P39、43、44 風水害編 P39、43、44）
 - ・ 職員の派遣要請を受けた場合の体制の整備
 - ・ 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備
- (2) 支援物資の受入・管理体制の整備（震災対策編 P90 風水害編 P83）
 - ・ 国の物資調達・輸送調整等支援システムにより備蓄状況を確認
 - ・ 輸送業者との連絡体制の構築
- (3) 指定避難所の運営（震災対策編 P194～199 風水害編 P189～194）
 - ・ L G B T Q など性的少数者からの相談のプライバシーの確保、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)への注意
 - ・ 新型コロナウイルスを含む感染症対策
- (4) 避難所外避難者への支援（震災対策編 P200 風水害編 P195）
 - ・ 在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している避難者の情報を把握し必要な支援の実施

- (5) 被災者支援制度の拡充 (震災対策編 P225、P270 風水害編 P217、P258)
 - ・住宅の応急修理の範囲拡大への対応 (災害救助法「準半壊」)
 - ・埼玉県・市町村半壊特別給付金制度の新設
- (6) 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画(震災対策編 P283～306)
 - ・「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置計画」に変更
- (7) その他、時点修正、他計画との整合、字句の修正など

2 今後の市防災計画の修正予定

現在、埼玉県において県防災計画を見直し作業を進めおりますことから、県防災計画の見直し終了後、さらに市防災計画を修正するものとします。

八 潮 市 地 域 防 災 計 画

【 震 災 対 策 編 】

（ 案 ）

令和 4 ~~3~~ 年 ~~1~~ ~~1~~ 月

八潮市防災会議

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、八潮市防災基本条例(平成24年条例第27号)第3条の基本理念を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき八潮市防災会議が、八潮市にかかる防災に関し市、防災関係機関、市民、事業者等が対応すべき事務又は業務、役割について策定した総合的かつ基本的な計画である。

これを効果的に活用し、市、防災関係機関、市民、事業者等が災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災活動を迅速かつ効率的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料 1.1 八潮市防災会議条例
資料 1.3 八潮市防災基本条例
資料 2.13 防災会議の組織

第2 計画の構成と内容

2.1 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、計画の主要構成は、以下のとおりである。

1 震災対策編

熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画~~及び南海トラフ地震臨時情報発表~~~~表東海地震の警戒宣言~~に伴う対応措置計画~~及び複合災害対策計画~~を定める。

2 風水害対策編

風水害等を前提として、被害を最小限にとどめる最も効果的な防災対策の確立を図るため、風水害予防計画、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画を定める。

3 大規模火災・事故災害対策編

本市において発生が懸念される災害のうち、「震災対策」や「風水害対策」の準用では対応できないと考えられる大規模火災や放射性物質、毒・劇物等による事故災害へ対応するための対策計画を定める。

4 複合災害対策編

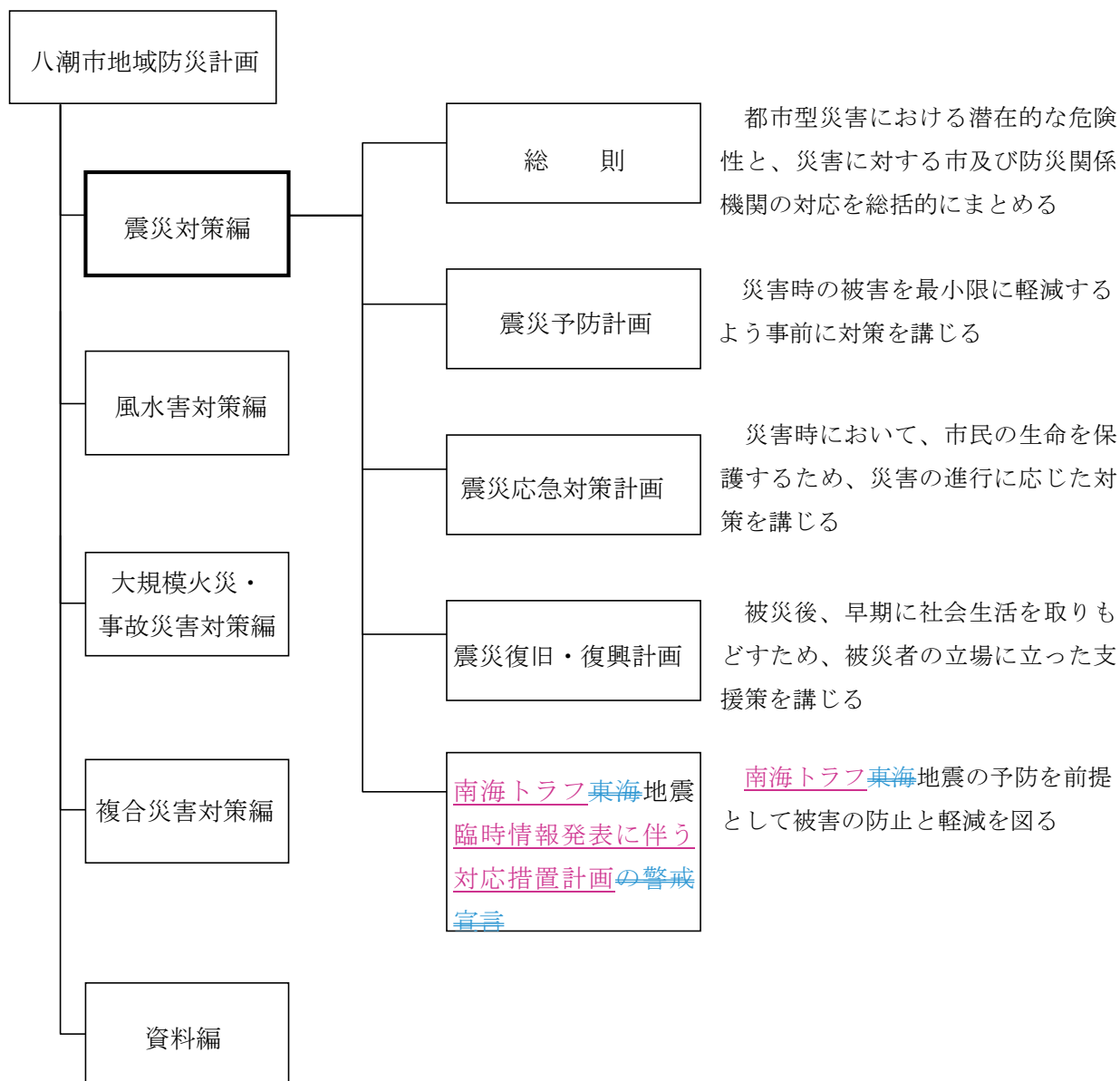
熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。

5 資料編

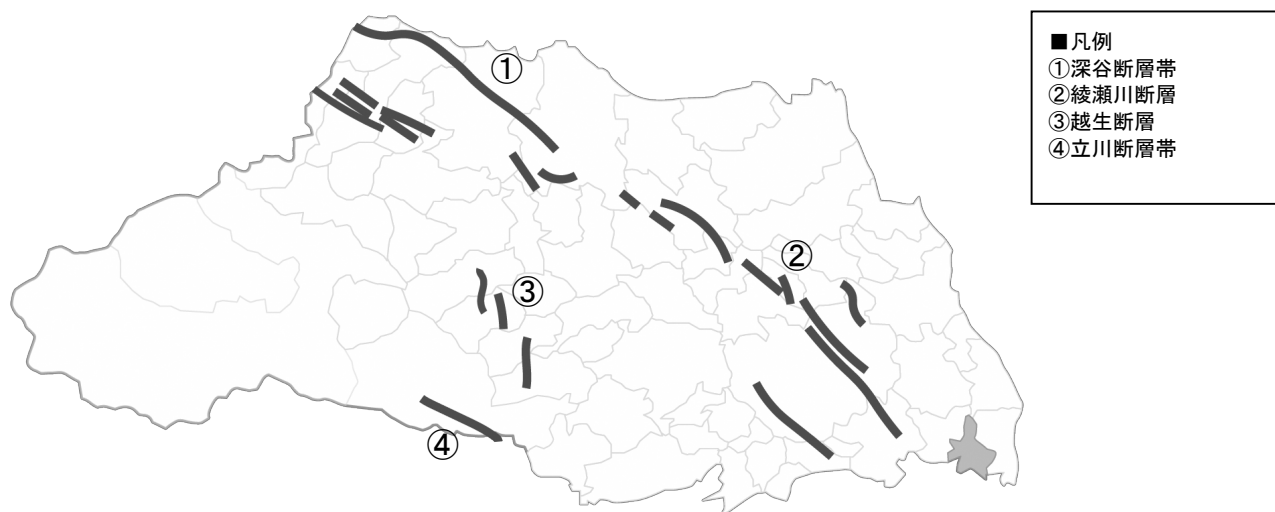
「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」・「複合災害対策編」に関する資料を「資料編」として編さんする。

2.2 計画の内容

この震災対策編は、「総則」「震災予防計画」「震災応急対策計画」「震災復旧・復興計画」及び「南海トラフ地震臨時情報発表東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」の5部から成る。



□埼玉県断層位置図



第2 人口等の推移【市民課】

市の人口は ~~92,501~~~~90,861~~ 人、世帯数は ~~44,268~~~~42,479~~ 世帯（令和3 平成31 年1月1日現在）となっており、平成17年8月のつくばエクスプレス八潮駅の開業により、駅周辺の整備やそれに関連する土地区画整理が進み、まちの様相が大きく変わるとともに、市民生活の利便性が向上し、人口が増加している。

また、年齢3区分別の人口においては、令和3年1月1日現在（前年と比較し）、年少人口は減少傾向、生産年齢人口及びは減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、平成30年では、年少人口が ~~11,553~~~~11,378~~ 人で ~~12.5~~~~12.8~~%、生産年齢人口が ~~60,012~~~~57,151~~ 人で ~~64.9~~~~64.3~~%、老年人口が ~~20,936~~~~20,675~~ 人で ~~22.6~~~~22.72~~%の割合を示している。これは、埼玉県の平均より高齢化の進行が速い状況にある。

□八潮市人口推移

（各年1月1日現在）

年	総人口	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65 以上)	世帯数
平成17年	76,166	11,366 (14.9%)	54,490 (71.5%)	10,310 (13.5%)	29,083
平成18年	76,741	11,320 (14.8%)	54,166 (70.5%)	11,255 (13.5%)	29,719
平成19年	78,289	11,514 (14.7%)	54,509 (69.6%)	12,266 (15.7%)	31,280
平成20年	79,601	11,629 (14.6%)	54,860 (68.9)	13,112 (16.5%)	32,332
平成21年	81,376	11,837 (14.6%)	55,368 (68.0%)	14,171 (17.4%)	33,553
平成22年	82,346	11,825 (14.4%)	55,491 (67.4%)	15,030 (18.3%)	34,317
平成23年	82,673	11,853 (14.3%)	55,331 (66.9%)	15,489 (18.7%)	34,750
平成24年	83,609	11,848	55,704	16,057	35,584

年	総人口	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65 以上)	世帯数
		(14.2%)	(66.6%)	(19.2%)	
平成 25 年	84,155	11,789 (14.0%)	55,400 (65.8%)	16,966 (20.2%)	35,602
平成 26 年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387
平成 27 年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149
平成 28 年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022
平成 29 年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602
平成 30 年 度	88,894	11,378 (12.8%)	57,151 (64.3%)	20,365 (22.9%)	40,841
平成 31 年 度	90,861	11,517 (12.7%)	58,669 (64.6%)	20,675 (22.7%)	42,479
令和 2 年	92,112	11,559 (12.5%)	59,665 (64.8%)	20,888 (22.7%)	43,609
令和 3 年	92,501	11,553 (12.5%)	60,012 (64.9%)	20,936 (22.6%)	44,268
埼玉県 令和 3 年 平成 31 年	7,393,780 7,377,199	890,390 912,393 (12.0) ±2.4%	4,543,859 4,555,562 (61.5) 61.7%	1,959,531 1,909,244 (26.5) 25.9%	3,397,955 3,070,514

第3 地震災害の履歴

埼玉県に被害を及ぼす地震としては、主に相模湾から日本列島へ沈み込み、フィリピン海プレート境界で発生する地震と埼玉県及びその周辺に存在するとされている活断層で発生する地震が想定されている。

これまでに、県下で発生した地震の中でも特に大きな被害を与えた地震としては、818 年の「関東諸国の地震」、1855 年の「安政江戸地震」、1894 年の「東京湾北部の地震」、1923 年「関東地震（関東大震災）」、1931 年の「西埼玉地震」が挙げられる。

□埼玉県の主な地震災害履歴

発生 年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要
818.7.7 (弘仁 9)	関東諸国	7.5	相模・武蔵・下総・日立・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数
878.11.1 (元慶 2)	関東諸国	7.4	相模・武蔵が特にひどく、5～6 日震動が止まらなかった。公私の屋舎 1 つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。
1615.6.26 (元和 1)	江戸	6.5	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。
1630.8.2 (寛永 7)	江戸	6.3	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30 (慶安 2)	武蔵 下総	7.0	川越で大地震。町屋で 700 軒大破。500 石の村、700 石の村で田畑 3 尺ゆり下がる江戸城二ノ丸石垣・塀破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落ち日光東照宮の石垣・石の囲垣が破損し、八王子、伊那で有感。余震日々 40～50 回

県の機関	事務又は業務の大綱
越谷 県土整備事務所	1. 降水量及び水位等の観測通報に関する事 2. 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関する事 3. 水こう門及び排水機場等に関する事 4. 水防管理団体との連絡指導に関する事 5. 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事 6. 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事
草加警察署	1. 情報の収集、伝達及び広報に関する事 2. 警告及び避難誘導に関する事 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 4. 交通の秩序の維持に関する事 5. 犯罪の予防及び検挙に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 遺体の検視(見分)に関する事 8. 漂流物等の処理に関する事 9. その他治安維持に必要な措置に関する事

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東財務局	1. 災害査定立会に関する事 2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事 3. 地方公共団体に対する融資に関する事 4. 国有財産の管理処分に関する事
埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)	1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事 2. 職業の安定に関する事
東京管区気象台(熊谷地方気象台)	1. 気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</u> 2. <u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事</u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 3. <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事 4. <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</u>緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関する事 5. <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</u>市町村が行う避難情報発令の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと 7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東農政局 (消費・安全部 地域第一課)	1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、<u>防災上重要な施設</u>の点検・整備事業の<u>実施又は指導</u>に関する事 2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事 3. 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
関東運輸局 埼玉運輸支局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事 2. 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3. 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関する事
東京航空局 東京空港事務所	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3. 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2. <u>災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) の派遣に関する事</u> 3. <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事</u> 4. <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関する事</u> 5. <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</u>
関東地方整備局 (江戸川河川事務所)	1. 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2. 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員 (リエゾン)」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3. 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

6.2 指定地方公共機関

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
首都圏新都市 鉄道(株)八潮駅	1. 鉄道施設の安全保安に関すること 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県 トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区	1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	1. 医療及び助産活動の協力に関すること 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3. 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(株)テレビ埼玉	1. 市民に対する防災知識の普及啓発(発)に関すること 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナック ファイブ	1. 市民に対する防災知識の普及啓発(発)に関すること 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県バス 協会	1. 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県L P ガス協会南東武支部	1. L P ガス供給施設の安全保安に関すること 2. L P ガスの供給の確保に関すること 3. カセットボンベを含むL P ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4. 自主防災組織等がL P ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

その他の協力機関	事務又は業務の大綱
(一社)草加八潮医 師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤 師会 (社)埼玉県接骨師 会草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関すること 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3. 災害時における医療救護活動の実施に関すること
草加八潮獣医師会	1. 所有者不明の動物の一時保護に関すること 2. 負傷した動物に対する応急処置に関すること 3. 被災した動物に関する健康相談等に関すること 4. 被災した動物の情報提供に関すること 5. その他必要な救護活動に関すること
さいかつ 農業協同組合	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3. 被災農家に対する融資、斡旋に関すること 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること 5. 農作物の需給調整に関すること
生活協同組合	1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること

第1節 防災体制整備計画



2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、道路班、施設管理者】

1 緊急輸送道路の指定

統括班、道路班は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、地域における災害時の危険度や現況等に基づいて、あらかじめ次の施設を結ぶ道路を指定する。

- ① 市庁舎
- ② 市出先庁舎
- ③ 市内の関係機関施設
- ④ 防災活動拠点
- ⑤ 指定避難所
- ⑥ 市内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ⑦ 臨時ヘリポート
- ⑧ 着岸施設(河川)

また、県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

□市内の県指定緊急輸送道路(令和2平成28年8月現在)

道路種別	緊急輸送道路の分類	路線名	区間
高速道路	第1次特定	東京外かく環状道路	和光市南(東京都境)～三郷南 IC
高速道路	第1次特定	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚(都境)～三郷 Jct. IC
国道	第1次特定	国道298号	和光市新倉～三郷市高洲(東京都境)
国道	第1次	国道4号 (東埼玉道路/側道)	八潮市八條(298号との白鳥交差点) ～越谷市大成町(越谷流山線との交差点)
主要地方道	第1次	草加流山線	草加市栄町(足立越谷線との谷古字橋交差点) ～三郷市早稲田(千葉県境)
主要地方道	第2次	松戸草加線	三郷市鷹野(298号との交差点) ～草加市吉町(足立越谷線との青野交差点)
一般県道	第2次	平方東京線	八潮市大曽根(八潮三郷線との交差) ～八潮市浮塚(都県境)
一般県道	第2次	八潮三郷線	八潮市浮塚(平方東京線との交差) ～三郷市番匠免(三郷 Jct. IC)
市道	第2次	市道2031号線	八潮市中央一丁目8番地3(県道草加松戸線との交差) ～八潮市中央一丁目5番地12(市役所入口)

2 緊急輸送道路等の整備

道路班は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、防災関係機関と連携して緊急輸送道路や周辺施設の整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者の取組

- ① 地域防災計画等の各々の計画で、県に指定された緊急輸送道路の補強や架け替えの検討を行い、計画に基づいて耐震性の向上を図る。

第3 応援協力・受入体制の整備

市及びその周辺に大規模災害が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生した災害の全てに対応できないことが予想される。このため、災害時の相互援助を目的として、他市区町村及び防災関係機関等と応援協力体制を推進する。また、国、県、他市区町村などに対し、応援要請を行った際に、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、関係機関と調整を図りながら、受入体制を整備する。~~災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、他の防災関係機関との連携を強化し、自主防災組織の万全を期する。~~

資料 1.5 協定締結先一覧

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会、県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班、各班】

1 他市区町村との相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援について、市は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県）

資料 1.7 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援協定に関する協定書

2 他市区町村との相互応援協力体制の確立

各班は、災害時の応援要請手続を円滑に行うため、平時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

3.2 防災関係機関との協力【統括班】

1 防災関係機関との応援協力体制の確立

統括班は、災害発生時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に実施できるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施する。また、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

3.3 公共的団体等との協力【各班】

1 公共的団体の種別

日本赤十字奉仕団、(一社)草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、草加八潮獣医師会、(一社)八潮市薬剤師会、(社)埼玉県接骨師会草加八潮支部、市社会福祉協議会、さいかつ農業協同組合、八潮市商工会、生活協同組合

2 公共的団体等との協力体制の確立

統括班は、公共的団体に対し、大規模災害時において応急・復旧活動等に積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶ等、協力体制の整備に努める。また、関連のある班と協力して、協定等を締結した団体に対し、市の地域防災計画を推進するため、防災に関する組織の充実を図るよう指導する。

これらの団体の協力業務は、以下のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見した場合、関係機関へ連絡すること
- ② 災害発生時における広報等に協力すること
- ③ 避難誘導及び指定避難所等での救援に協力すること
- ④ 被災者の救助活動に協力すること
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の調達・配給に協力すること
- ⑥ 被害状況の調査に協力すること
- ⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
- ⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

3.4 災害時受援計画の策定【統括班、各班】

~~統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にするため、全庁的な災害時受援計画の指針を策定する。各班は、それぞれが所管する応急対策業務への対処の継続・再開に、要員不足が発生する事態を想定して、災害時相互応援協定の~~

~~締結先自治体や、埼玉県を通じて派遣される広域応援職員の受け入れ・調整計画をまとめて組織別の災害時受援計画を整備する。~~

3.5 3.4 事業者との協力【全班】

1 事業者との応援協力協定の締結

各班は、担当する業務と関連する事業者と協力して、災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材等を積極的かつ優先的に供給が得られる体制の確立に努める。また、担当する業務を迅速かつ円滑に推進するため、その業務に関連する事業者と応援協定を締結するように努める。

資料 1.5 協定締結先一覧

2 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度

統括班は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所に登録した企業・事業所が、地域社会の一員として地域コミュニティと協力し、防災・救助活動等を実施できる体制を整備する。

また、県の協力のもと、上記制度の登録企業と平時より協議・調整を図り、災害時の協力体制について構築する。

<「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要>

埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度とは、あらかじめ登録した企業等が、災害時に県内の地域と協力して、人員、物品、資機材及び場所の提供等を、地域の要請又は自主的・自発的に実施するものである。

3 防災組織の整備、育成

自主防災組織の構成員である地域住民が、日中、不在であることも想定されるため、八潮市防災基本条例において、事業者の責務として、市民や自主防災組織と連携し、地域の防災対策に協力するよう努めることを位置付けた。このことから、物資班は、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導及び連携強化に努める。

4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

草加八潮消防組合は、危険物施設の管理者に対して事故予防規程の制定や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体で防災組織を設立し、市との相互協力を行う。

草加八潮消防組合は、事業所に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。

3.6—3.5 ボランティア等との協力【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】

1 活動体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア支援班及びNPO法人と連携してボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

また、市社会福祉協議会及びボランティア支援班は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力し、災害時における防災ボランティアとの連携方法等を検討する。

市職員は、災害時におけるボランティアの重要性を認識し、活動内容、活動体制について平時より自己研鑽に努める。災害ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

- ① 一般作業(炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等)
- ② 特殊作業(アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等)
- ③ ボランティアコーディネート業務
- ④ 災害救援専門ボランティア業務
- ⑤ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書
(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 1.36 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書
(特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク)

2 活動拠点の整備

ボランティア支援班は、発災後直ちにボランティアが活動を実施できるようにするため、ボランティアの自主性を尊重し、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能に必要な通信設備、生活必需物資等の確保に努める。

3 市民への周知

ボランティア支援班は、市民に対して県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録へのPRを積極的に行う。

3.7—3.6 応援受入・広域応援体制の整備【統括班、人事班、財政班、避難所班、帰宅困難者支援班】

1 受援体制の整備

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

とする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

2-1 広域避難者の受入体制の整備

統括班は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設を検討する。

また、避難の長期化に備え、県と連携して、応急仮設住宅の適地用地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行うとともに、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

3-2 広域応援拠点の確保

統括班は、県と連携して、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる広域支援拠点を確保するため、拠点候補地の事前選定に努める。

なお、首都高速6号三郷線の八潮出入口又は八潮南出入口周辺において、事業予定地、グラウンド、駐車場等を所有する民間企業に対して、大規模災害時における用地の利用ができるようにあらかじめ協議する。

4 活動体制及び拠点の整備

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

5 受援計画の策定

統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にするため、全庁的な災害時受援計画の指針を策定する。各班は、それぞれが所管する応急対策業務への対処の継続・再開に、要員不足が発生する事態を想定して、災害時相互応援協定の締結先自治体や、埼玉県を通じて派遣される広域応援職員の受け入れ・調整計画をまとめて組織別の災害時受援計画を整備する。

また、外部からの応援を円滑に受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。

第4 地震に関する調査・研究

地震による被害は、地震の規模とともに市の地形条件や社会条件と密接に関係するため、その対策は合理性と多様性が求められる。従って、市域の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野についても総合的かつ効果的な基礎研究を実施する。

4.1 基礎的調査研究【統括班】

1 地震ハザードマップの作成・周知

地震ハザードマップとは、地震が起こった場合にも迅速かつ的確に市民が避難できるよう、地震被害の危険性が大きい地域とその程度を明確にし、指定緊急避難場所を示したものである。

統括班は、地域の災害の危険性を市民に周知するため、地震ハザードマップについて、広報、~~現地掲示板~~、市のホームページ等により周知する。

4.2 震災対策に関する調査又は点検【各班】

各班は、地震ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より地域の安全性調査又は点検に努める。

4.3 防災研究成果の活用【各班】

各班は、国、県で実施した防災に関する研究成果等も踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

2 情報伝達体制の整備

統括班は、防災関係機関等と連携し、指定避難所を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。また、防災行政無線、埼玉県災害オペレーション支援システム、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

3 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類

情報班は、平時から災害時の情報の区分、処理・分析方法を明確にし、災害時に迅速な処理・分析が行えるよう努める。なお、処理・分析を的確に実施する人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用する。

① 災害時に取り交わされる情報

観測情報：地震計等からの情報

被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

措置情報：県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報

生活情報：ライフライン等生活に関する情報

② 事前に準備すべき情報

地域情報：地形、地質、人口、建築物、公共施設等の情報

支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースの整備

統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。

災害情報データベースシステムは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所等、防災施設等のデータを保有する。

また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

統括班は、上記のデータベースを活用して、被害の想定、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備を検討する。また、データベースと同様、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化について検討する。

中川橋の整備が進み、人や車の流れが大きく変わり、新たな交通体系が求められている。防災面では、既存の交通体系を活用して安全に市民が避難できる避難路の指定を目指す。避難路の指定基準に満たない道路については、早期整備を推進する必要があるとともに、災害時には規制・誘導等の工夫が必要となる。

資料 2.37 八潮市都市計画道路網(平成 31 年 4 月 1 日時点)

2 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の規制・誘導

道路班は、国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図る。

3 市街地の整備等

道路班は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

(1) 土地区画整理事業

道路班は、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を引き続き推進する。

(2) 市街地再開発事業

道路班は、既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。

(3) 都市防災総合推進事業

道路班は、市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進するため、都市防災総合推進事業の活用を検討する。

(4) 地区計画等の活用

道路班は、地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

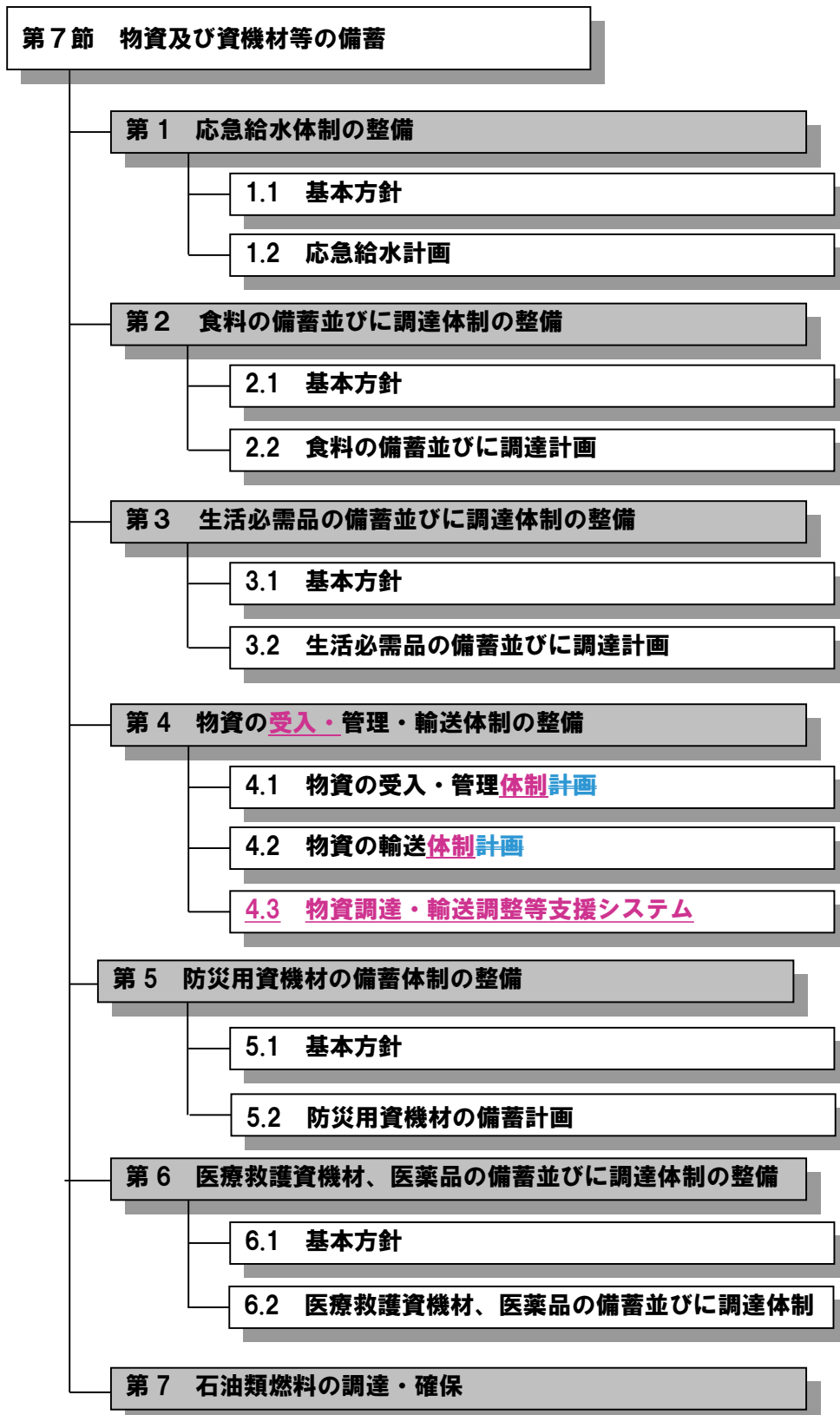
(5) 地籍調査の推進

道路班は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

4 公共土木施設の耐震補強の推進

道路班は、公共土木施設の耐震補強工事を計画的に推進する。耐震補強工事に当たっては、

第7節 物資及び資機材等の備蓄



第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時における被災者等の生活上必要な物資についても、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄されることを原則とするが（自助による備蓄）、災害によって備蓄物品が使用不能となった場合で、かつ市内での購入が困難な状況においては、その供給又は貸与は、災害救助法の適用の有無に関わらず、市が行う（公的備蓄）。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資については、平時からの備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備する。

3.1 基本方針

1 生活必需品給(貸)与の対象者

災害時の生活必需品給(貸)与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は損壊し、また流通の混乱により、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 給(貸)与品目

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給品目に関しては、原則として以下のよう定められているが、個々の品目についてはある程度変更することが可能とされている。従って、過去の災害事例を参考に、平時から供給品目について検討しておく。

また、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難生活を想定した物資等についても備蓄を検討し、必要とされる品目と数量を備蓄計画に記載する。

特に、高齢者、障がい者、乳児等の要配慮者並びに女性に配慮した物資等についても備蓄していく。

□災害救助法に基づく生活必需品の品目

品目	例示
被服、寝具及び身の回り品	衣服、下着、靴下、靴、サンダル、傘、毛布、布団、紙おむつ等
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、はし等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス等

3 目標数量

県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数 4,545 人に対して 1.5 日分を当面の目標とし、備蓄を進める。

4 支出できる費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5~~ 月埼玉県告示第 ~~393574~~ 号)に基づく ~~き1世帯あたり次の金額内とする。~~

□住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季別	上限金額					※加算額
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
夏季（4月から9月）	¥18,500	¥23,800	¥35,100	¥42,000	¥53,200	¥7,800
冬季（10月から3月）	¥30,600	¥39,700	¥55,200	¥64,500	¥81,200	¥11,200

□住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	上限金額					※加算額
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
夏季（4月から9月）	¥6,000	¥8,100	¥12,200	¥14,800	¥18,700	¥2,600
冬季（10月から3月）	¥9,800	¥12,800	¥18,100	¥21,500	¥27,100	¥3,500

※世帯人数が6人以上で1人増えるごとに加算する額

3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】

1 備蓄計画の策定

統括班は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画を策定し、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。

なお、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄する。

2 調達計画の策定

統括班及び物資班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。

調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保やその担当窓口の把握に努める。

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.31 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)

資料 1.32 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セッツカートン株式会社)

第4 物資の受入・管理・輸送体制の整備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4.1 物資の受入・管理体制計画【統括班、物資班】

~~統括班及び物資班は、効率的にニーズの把握や物資の輸送を実施するため、調達した物資や義援物資の受け入れ、管理、分配等に関するマニュアルを策定する。~~

1 救援物資等の集積場所の確保

統括班及び物資班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

□物資集積拠点

集積地	所在地	連絡先
ゆまにて	南川崎 523	048-996-0123

4.2 物資の輸送体制計画【統括班、物資班】

1 輸送体制の整備

統括班及び物資班は、事前に輸送業者の連絡先を確認するなど輸送業者と十分に協議し、連携体制の構築に努める。

また、緊急輸送時に使用が想定される車両及びこれを運転する人員等を迅速に手配できるよう、関係機関、関係企業と協定等の締結による協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

物資集積拠点の指定

~~統括班及び物資班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。~~

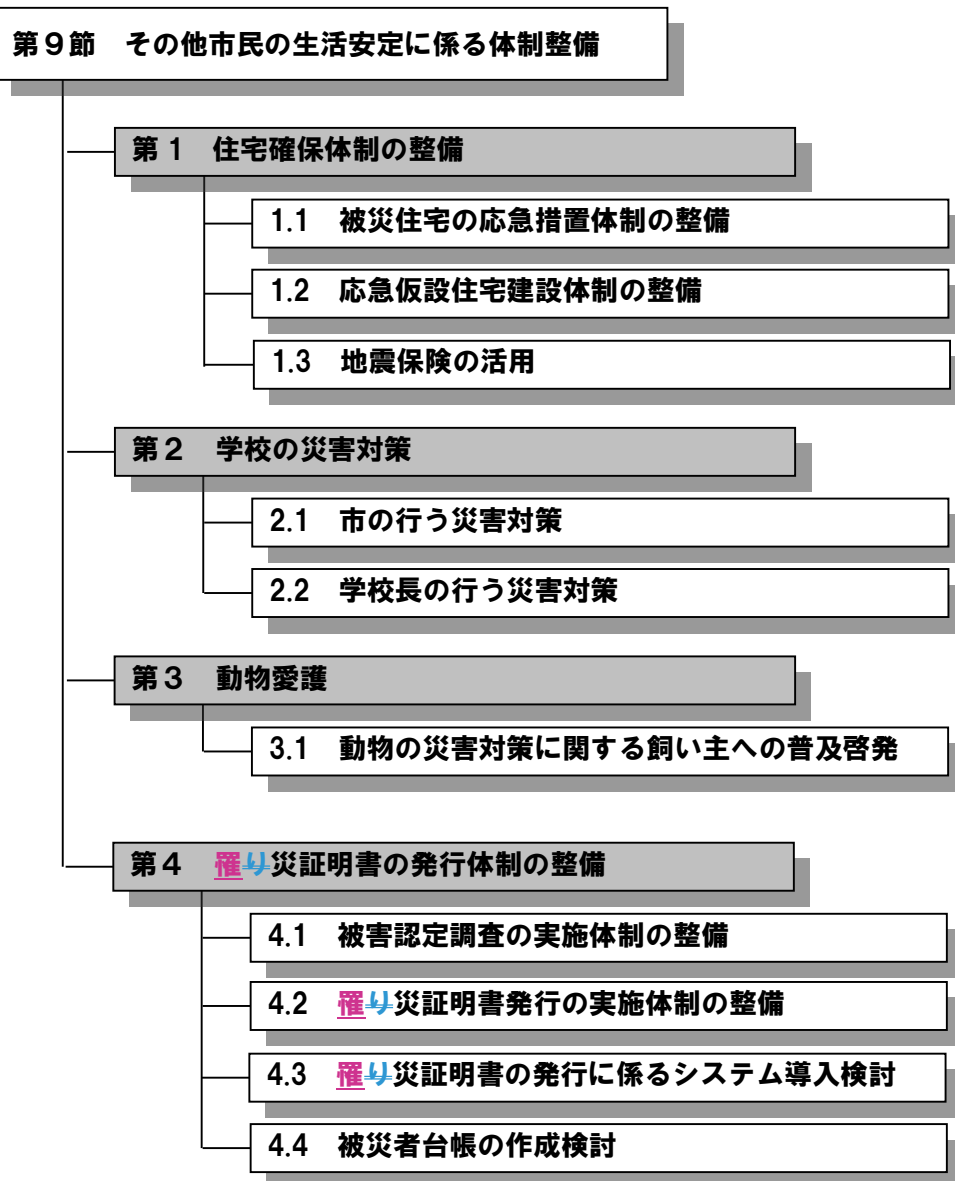
□物資集積拠点

集積地	所在地	連絡先
ゆまにて	南川崎 523	048-996-0123

4.3 物資調達・輸送調整等支援システム【統括班、物資班】

統括班及び物資班は、迅速かつ円滑な物資支援の実現を図るため、物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第9節 その他市民の生活安定に係る体制整備



第4 罹災証明書発行体制の整備

4.1 被害認定調査の実施体制の整備【被害認定調査班】

被害認定調査班は、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付するため、住家の被害認定調査の調査担当を定める。

また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入体制を構築する。

4.2 罹災証明書発行の実施体制の整備【被害認定調査班】

被害認定調査班は、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付するため、罹災証明書の交付担当を定める。

また、罹災証明書の発行業務に対する応援の受入体制を構築する。

4.3 罹災証明書の発行に係るシステム導入検討【被害認定調査班】

被害認定調査班は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

4.4 被災者台帳の作成検討【被害認定調査班】

被害認定調査班は、円滑かつ効率的な被災者支援の実施のため、被災者台帳を作成し、台帳上で被災者に対する支援状況を一元管理するなどの活用について検討する。

第1 防災意識の高揚

市は、市民のそれぞれの状況に応じた体系的な防災教育を行い、市民の災害対応力を高める。また、市民自らが地域を守る一員として、積極的に防災学習ができるよう環境の整備を行い、防災意識の高揚を図る。また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

1.1 防災教育計画【統括班、要配慮者支援班、帰宅困難者支援班、避難所班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会】

1 学校における防災教育

避難所班及び統括班は、学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.76)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。

- (1) 学校行事としての防災教育
- (2) 教科等による防災教育
- (3) 教職員に対する防災研修

2 社会教育における防災教育

統括班は、草加八潮消防組合、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

- (1) 講座
災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得、男女共同参画の視点からの防災対策についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。
- (2) 実習
救助の方法、特に心肺蘇生に対する知識と技術について体得させるよう指導を促す。
- (3) 話し合い学習
カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。
- (4) 見学
防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。
- (5) 印刷物

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の高い訓練を行う。関係課においては、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等は、課単位で比較的容易に取り組み、訓練効果が大きいため、積極的に取り組む。

(2) 消防訓練

草加八潮消防組合は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、草加八潮消防組合及び消防団員、その他の関係機関の協力を得て実施する。

(3) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。

(4) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常招集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を毎年実施する。

参集に当たっては、交通機関、車両の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の条件を加えた訓練を実施する。

(5) 災害通信連絡訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な通信体制が整わないこともあるため、通常の有線通信の他、無線通信(防災行政無線)の要領、機器の操作について習熟に努める。

その際、市民、関係機関の連絡伝達訓練並びに通信設備の応急復旧に関する訓練を実施する。

① 実施方法

災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練の他、被害の規模を想定して行う固定系無線の伝達訓練、通信設備の応急復旧等についての訓練等を行う。

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

③ 実施頻度

必要に応じて行う。

(6) 避難所開設・運営訓練

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

第3 要配慮者安全確保計画

災害による犠牲者の多くは高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人などのいわゆる要配慮者とされている。このため、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとに、要配慮者の防災避難支援対策を推進する。

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

災害時に配慮を要する者。高齢者、要介護者、~~身~~障がい者、妊産婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に配慮が必要な者。

・ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

・ 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者。消防機関、警察署、町会・自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーなど。

「避難行動要支援者名簿」の提供先となる。

3.1 基本方針【要配慮者支援班】

1 地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに地域住民が協力し、一体となって取り組む。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う。

2 関係機関・団体との協力体制の整備

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、並びに福祉関係者として市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との協力体制に関する協議を定期的開催する。

3 避難支援計画の策定

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市避難行動要支援者災害時要援護者避難支援計画を策定する。（注）

また、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施していくものとする。

3.3 避難行動要支援者の対策【要配慮者支援班、避難所班、統括班】

1 対象者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は次のとおり。なお、全て在宅者に限る。

(1) 高齢者

- ① 健康に不安を抱える 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定 3 以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者
~~(在宅者のみ)~~

(2) 障がい者

次の①～④⑤に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者

- ① 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が 1 ～ 2 級の認定を受けている者
- ~~①—② 療育手帳A、Aを所持する知的障がい者~~
- ~~②—③ 精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級を所持する者知的障がいや精神障がいのある者~~
- ~~③—④ 難病患者等~~

(3) 状況によって支援が必要な者

- ① 自分一人で避難することが~~上記の対象者の他、指定避難所で生活することが困難な~~妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者

2 要配慮者の情報収集

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を収集する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成で必要がある場合は、県等に対して情報提供を要請する。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び修正の把握

要配慮者支援班は、避難行動要支援者の名簿を作成し、の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、異動等により記載事項に変更があった場合は、定期的に修正を行う。

なお、名簿、避難行動要支援者マップ等については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。

《名簿への記載事項》

- ① 氏名
- ② 住所(避難行動要支援者の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由(障害の種類、要援護状態区分、同居親族の有無等)
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項その他追加的事項

4 避難支援等関係者の安全確保の措置

要配慮者支援班は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とすることを基本に、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で適切な避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度の理解を目的とした周知に努める。

5 避難支援体制の整備

(1) 避難支援方法の習熟

要配慮者支援班は、統括班と協力して、要配慮者の安全かつ円滑な避難を目指し、要配慮者個々の状態に応じた避難支援が行えるよう、避難支援方法の習熟に努める。また、統括班は、災害時に消防団、自主防災組織、福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報等を通じて避難支援方法についての情報提供を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理から名簿提供にかかる同意書の提出があった場合は、平常時から草加八潮消防組合八潮消防署、草加警察署、町会・自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、個人情報の保護に万全を期す状況が担保されている場合に限り、あらかじめ名簿等を提供する。

また、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の

提供について避難行動要支援者に働きかける。

提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。

6 名簿情報の適正管理

要配慮者支援班は、避難支援等関係者に名簿を提供するに当たっては、避難行動要支援関係者が適切な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

7-6 緊急通報システムの整備

要配慮者支援班は、県と協力して、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

8-7 防災基盤の整備

統括班は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

9-8 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難所班は、要配慮者支援班と協力して、要配慮者等に対して指定避難所での良好な生活環境が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。

福祉避難所については、通常の指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

10-9 防災カード等の普及

要配慮者支援班は、要配慮者への効果的な救援・救護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる防災カード等の普及に努める。

11-10 防災教育及び訓練の実施

統括班は、要配慮者支援班と協力して、広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、市民に対して啓発活動を行う。

(1) 対象者及びその家族による取組

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと
- ② 発災時には近隣の協力が得られるよう平時より努力すること
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること

(2) 市民による取組

- ① 地域防災訓練等において、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること
- ② 発災時には対象者の安全確保に協力すること
- ③ 地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること

12~~11~~ 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

要配慮者支援班は、医療対策班と連携して福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、市、福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 地域住民等の情報活用

要配慮者支援班は、高齢者、障がい者等に対する地域住民、民生委員、及びボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時における支援体制を確立しておく。

13~~12~~ 相談体制の確立

統括班は、要配慮者支援班と協力して、災害時、被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

14~~13~~ 避難支援等関係者の安全確保

要配慮者支援班は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

3.4 外国人の対策【要配慮者支援班、統括班】

1 外国人の所在の把握

要配慮者支援班は、統括班と協力して、災害における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、日常から個別計画における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

第1 活動体制

災害が発生した場合、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び埼玉県地域防災計画並びに本市の防災に関する計画に基づき、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員、配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、関係機関は、その組織及び能力の全てをあげて当該本部組織の活動に協力する。

1.1 市の活動体制及び動員計画【各班】

1 活動体制

各班は、災害が発生したときは、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施しなければならない。

また、その責務を遂行するため、あらかじめ市職員の活動体制及び動員計画を定めるとともに、その旨を職員に周知徹底しておく。

動員計画の策定にあたっては、市庁舎が被害を受けて災害対応の活動場所が十分に確保できない場合に備えて事前に設定した市庁舎使用不能時の代替施設での体制確保を踏まえる。

(1) 体制及び配備基準

活動体制及び配備基準は、次表のとおりである。また、震度5弱以上の揺れが発生した場合、別に定める八潮市業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策等の災害応急対策を行うものとする。

なお、庁舎被害の発生により「災害時であっても休止できない必要最低限の業務の計画」や「中断した通常業務の再開」に必要な執務環境が確保できない場合、各課単位に割り当てられた代替施設に必要な機材を設営し、業務形態の変更も含む形態での業務継続にあたる。

□活動体制、配備基準及び災害対策本部設置基準

体制区分	配備基準	活動内容	災害対策本部設置の有無
初動体制	原則として、震度5弱の揺れが発生した場合「 <u>東海地震注意情報</u> 」が発表された場合	監視・情報の収集及び報告を任務として活動する体制	設置する (市長が必要と認めた場合)
緊急体制	原則として、震度5強の揺れが発生した場合「 <u>東海地震警戒宣言</u> 」が発表された場合	監視、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	設置する (自動設置)
非常体制	原則として、震度6弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	設置する (自動設置)

(2) 待機班

震度4の地震発生又は「南海トラフ地震臨時情報」が発表された時は、防災担当課職員で構成する「待機班」を設置して対応する。

□配備基準及び参集者

項目		初動体制	緊急体制	非常体制
参集基準		原則として、震度5弱の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	原則として、震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震警戒宣言」が発表された場合	原則として、震度6弱以上の揺れが発生した場合
参集職員	統括班	指定された職員	指定された職員	全職員
	人事班	指定された職員	指定された職員	全職員
	財政班	指定された職員	指定された職員	全職員
	広報班	指定された職員	全職員	全職員
	ボランティア支援班	—	—	全職員
	情報班	指定された職員	全職員	全職員
	被害認定調査班	—	指定された職員	全職員
	医療対策班	—	指定された職員	全職員
	要配慮者支援班	指定された職員	指定された職員	全職員
	避難所班	指定された職員	指定された職員	全職員
	帰宅困難者支援班	指定された職員	指定された職員	全職員
	物資班	指定された職員	指定された職員	全職員
	道路班	指定された職員	指定された職員	全職員
	応急危険度判定班	—	指定された職員	全職員
	環境衛生班	—	指定された職員	全職員
	応急給水班	指定された職員	指定された職員	全職員
参集職員の割合		全職員の約 1/3	全職員の約 2/3	全職員

3 職員動員状況の把握

統括班は、各班と連携を図り職員の動員状況の把握に努める。

4 公共施設の状況の把握

施設管理者は、施設の被災状況を把握し、その把握した情報を本部員を通じて、災害対策本部へ報告する。なお、施設に異常がある場合は、直ちに施設への立入りを禁止する等、必要な措置を講ずる。

□本部設置及び閉鎖の通知先

- 市各部課、各機関
- 草加八潮消防組合
- 埼玉県知事(危機管理防災部災害対策課・東部地域振興センター)
- 埼玉県警察本部 ○八潮市消防団長
- 隣接市区長 ○陸上自衛隊第32普通科連隊
- その他の防災関係機関の長又は代表者

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎内第二応接室とする。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、八潮消防署(視聴覚会議室)、市民文化会館(八潮メセナ)(集会室)又はやしお生涯学習館(多目的室)に設置する。

- 第1位 市庁舎内第二応接室
- 第2位 市民文化会館(八潮メセナ)(集会室)
- 第3位 やしお生涯学習館(多目的室)
- 第4位 八潮消防署(視聴覚会議室)

6 本部必要備品の準備、設置

財政班、統括班は、災害対策本部の運営に必要な備品を準備するとともに、設置する。

□本部必要備品

統括班	財政班
防災行政無線、携帯無線、衛星携帯電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファクス
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、スクリーン
災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ
被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ
埼玉県災害オペレーション支援システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、ICレコーダー
	紙、筆記用具等事務用品、電卓

7 市の行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかについて、県(統括部)に報告する(第1報は原則として発災後12時間以内。第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。))。

2.2 災害対策本部の運営【各班】

1 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市域の被災状況に関する情報の収集を行い、状況を把握するとともに、次の事項を協議し決定する。

また、統括班は、被害状況や実施した災害応急対策を県災害対策課に報告するものとする。

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準、手続、種類等について計画を定める。

3.1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の規定による。

□災害救助法施行令の適用基準

適用基準	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
第1号	市内の住家滅失(被災)世帯数	80以上	第1条第1項第1号
第2号	県内の住家滅失(被災)世帯数 かつ、市内の住家滅失(被災)世帯数	2,500以上	第1条第1項第2号
		40以上	
第3号	県内の住家滅失(被災)世帯数 かつ、市内で世帯の住家が滅失(被災)世帯数	12,000以上	第1条第1項第3号
		多数	
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け 又は受けるおそれがある場合	厚生労働省の定める基準	第1条第1項第4号

大規模災害においては、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号の適用に至らない場合(住家滅失(被災)世帯数が適用基準に至らないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合)は、同条第4号の適用について、厚生労働省令で定める基準より、救助の実施を決定する。

なお、第4号が適用されるのは、直接多数の市民等が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合(災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること(災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成12年厚生省令第86号)第2条第1項第1号)、被災災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること(同省令第2条第1項第2号))であり、災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合である。

資料 2.43 災害救助法適用までの流れ

資料 2.44 災害救助法早見表

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、算定を行う。

□被災世帯の算定基準

滅失住家	1世帯	=	全壊(全焼・流失)住家1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊(半焼)住家2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯
※ 床下浸水、一部損壊破損は換算しない			

(2) 住家の損失等の認定

全壊、半壊等の認定は、災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第118号)及び災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)によるが、認定基準の概要は次のとおりである。

□住家の被害等の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流出)	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
住家の半壊 (半焼)	損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
住家の床上浸水	住家の被害が上記の全壊、半壊に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれを1住家として取り扱う。

3.2 災害救助法の適用手続【統括班】

災害救助法の適用手続は、以下のとおりである。

1 災害救助法の適用申請

市長は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を申請する。

□災害救助法申請時の報告事項

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- その他必要な事項

2 緊急時の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助を待つことができないときは、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

資料 第1号様式 救助の特例申請様式

3.3 救助の種類と実施者

1 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、以下に示すとおりである。

□災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内(ただし、助産分べんした日から 7 日以内)	医療班派遣＝県及び日本赤十字社 県支部(ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市
被災災害にかかった者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
応急仮設住宅の供与建設	(建設型応急住宅) 20 日以内に着工 20 日以内 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも 2 年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県(ただし委任したときは市)
被災した災害にかかった住宅の応急修理	3 か月以内(災害法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は 6 か月以内)に完了	市
死遺体の搜索	10 日以内	市
死遺体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

資料 2. 44 災害救助法早見表

2 救助体制

災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助するが、この場合における救助体制は、非常体制における災害対策本部体制とする。

第2節 広域応援要請計画



第2 埼玉県等への応援要請

災害発生時において、市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、県災害対策本部へ応援を要請する。

2.1 県又は指定地方行政機関等への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】

市長が、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、統括班を窓口として、県(危機管理防災部災害対策課)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

□要請時に明らかにする事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

□応援要請連絡先

埼玉県危機管理防災部	048-824-2111(代表)
埼玉県危機管理防災部災害対策課	048-830-8181
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121(代表)
埼玉県県土整備部河川砂防課	048-830-5120
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

2.2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改選

のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による等 ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	二	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

2.3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行う。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあつては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、完結して災害対応業務を実施することができないと判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第5 応援の受入れ~~応援部隊の受入れ~~

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。また、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

~~他市区町村や県に対し応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるよう、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受入れ体制を整える。~~

5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班、人事班】

~~1 国・県の役割区分~~

~~（1）国が行う活動~~

- ~~① 自衛隊の災害派遣~~
- ~~② 警察の広域緊急援助隊~~
- ~~③ 消防の緊急消防援助隊~~
- ~~④ 医療の広域医療応援~~
- ~~⑤ その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）~~

~~（2）県が行う対策~~

- ~~① 受入れ体制の整備~~
- ~~② 応援受入れの対応~~
- ~~③ 応援ヘリコプターの運用~~
- ~~④ 長期にわたる措置~~

1-2 受入れ体制

統括班と人事班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、あらかじめ受入窓口を設置することで、国、県、相互応援協定市区町村等の職員を円滑に受け入れる。

□受入れ体制の整備項目

- 応援の範囲、地区及び制約条件
- 担当業務
- 応援内容
- 交通手段及び交通路の確保
- 情報収集、連絡体制、情報伝達ルート、受け入れの窓口となる活動拠点施設の提供
- 地図等地理情報の提供
- 宿泊地の斡旋、食料・資機材の調達

① 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

② 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

(9) 非常通信の利用

統括班は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができない又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を活用する。

□非常通信の運用方法

○非常通信文の内容

- ・ 人命の救助に関すること
- ・ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- ・ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- ・ 遭難者救援に関すること
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- ・ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること
- ・ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- ・ 災害救助法第724条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- ・ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

第1 広報活動

災害発生時に、被災市民や近隣住民等が適切な行動をとれるよう、災害や生活に関する正確な情報を提供することから、市は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】

1 実施機関と広報内容

広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、草加八潮消防組合、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。

□広報の実施機関と内容

機関名	広報・報道内容
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報(高齢者等避難、避難指示、避難時の心得、指定避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 ・二次災害危険情報 ・河川、橋梁等土木施設情報(被害、復旧状況) ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	安心に係る広報 ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・地震及び余震情報 ・被害情報(死傷者、建物被害等) ・個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTT ドコモ、ソフトバンク、au、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	生活に係る広報 ・気象情報 ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況(被害状況、注意事項) ・給食、給水実施状況(給水日時、場所、量、対象者) ・医療、生活必需品の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者) ・交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等) ・防疫状況と注意事項 ・指定避難所の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・罹災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	その他の広報 ・ボランティアの募集 ・必要な救援物資の募集(種類、送付先、送付方法等) ・義援金の募集(送付先、送付方法等) ・その他必要な事項
	【草加八潮消防組合】 ・避難情報(高齢者等避難、避難指示、指定避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項
【防災関係機関】	・活動体制に関すること ・電気、ガス、危険物流出等の二次災害に関すること ・所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ・その他各関係機関の活動に必要な事項

3 消火活動

草加八潮消防組合は、「震災時の活動方針の確認」(P. 1653)に記載した消防活動の原則に基づき、消火活動を行う。

4 地域住民との協力

草加八潮消防組合は、自主防災組織及び地域住民の協力を得て初期消火を実施する。

1.3 消防団による消防活動【消防団】

1 消防団の役割

消防団は、平常時から地域に密着して防火活動を行っていることから、震災時には、地域住民の中核的存在として、市民に対する以下の活動の実施主体として、重要な役割を担うものとする。

(1) 出火防止及び初期消火

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合、消防団は、居住地付近の住民に対し、出火防止(火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防団は、地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは草加八潮消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防団は、草加八潮消防組合による活動を補佐し、「救急救助活動」(P. 2059)に基づいて要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合、消防団は広報班と協力してこれを住民に伝達する。

また、「避難誘導」(P. 19088)に基づき、避難所班、草加八潮消防組合及び自主防災組織と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防団は、情報班による情報収集活動を補佐し、「情報収集体制」(P. 15149)に基づき、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援部隊の受入れ準備

消防団は、統括班と協力して、「応援部隊の受入れ」(P. 1431)に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を行う。

第3 交通応急対策計画

災害時、通行できない道路の復旧、補強並びに付け替え等の緊急交通対策を講ずることにより通行の確保を図る。

3.1 応急対策【道路班、広報班】

1 作業実施者

道路班は、道路上の障害物を取り除き、応急復旧を図る。

また、人員が不足する場合は、建設業者及び八潮市造園協会との連携を図り、協力を要請する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）

2 道路被害情報の把握

道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定している道路の被害状況から優先して確認する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。

□道路被害状況の把握方法等

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路 <u>上</u> の障害物の状況を速やかに調査する	県（応急復旧部、農林対策部）
行政区域内の緊急輸送道路等の被害 <u>状況</u> 、及び道路上の障害物の <u>状況</u> を調査し、速やかに県に報告する	道路班
所管の緊急輸送道路の被害 <u>状況</u> 、及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合うものとする	国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害状況を迅速に把握し、県（ <u>応急復旧部</u> ）に報告する	県（警察本部）
協会に加盟している建設 <u>事業者</u> は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行うものとする	（一社）埼玉県建設業協会

3 応急用資材の確保

道路班は、道路施設の応急復旧に必要な資材の調達を行う。

4 道路施設の応急対策方法

（1）応急対策の実施

道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、障害物の除去等、必要な措置を講じ交通を確保する。

危険な路線、区間については、警察署長に通報の上、交通規制の措置を実施する。

3.2 指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】

避難所班は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、指定避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。

関係各班は、以下の点に留意して、避難所の運営に努める。

1 居住チームの編成

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、指定避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。

また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。

□居住チーム編成の留意点

- 世帯と地域を単位とし、居住チームを編成する
- 血縁関係や居住地域を考慮する
- 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、編成する
- 支援が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう居住チームを編成する
- 居住チームの目安は、施設の規模により適宜決める

2 部屋割り

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を指定避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、要配慮者支援班と連携し、福祉避難所と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。

3 避難者名簿の作成

指定避難所の開設者は、避難者の氏名、人数等を把握するため、避難者名簿を作成する。~~各簿の作成は、指定避難所の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。~~名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の指定避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。

資料 第10号様式 避難者名簿用紙

4 通信手段の確保

避難所班は、指定避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。

5 運営組織の設置

指定避難所の運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。~~また、女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、指定避難所の運営は、女性への~~

~~配慮が必要なため、~~運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。

また、特定の活動（例えば食事づくりや片づけ等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

~~なお、自主的な避難所運営が円滑に行われるよう、避難者自身が周知・啓発や働きかけを行う。~~統括班は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所班は、運営組織が設置された際に事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようサポートする。避難所班の人員が不足する場合は、ボランティア等と連携・協力し、運営にあたる。

運営組織の構成は、以下のとおりである。

□運営組織の構成

- 各居住チームの代表者で構成する運営組織を編成する
- 運営組織の下には、総務チーム、情報チーム、食料・物資チーム、施設管理チーム、保健・衛生チーム、ボランティアチーム等を配置することができる

6 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

7-6 食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給

食料、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食料や生活必需品等の受入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。

各指定避難所において必要とされる食料、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の指定避難所において、必要な食料、生活必需品等の情報を収集し、地区防災拠点の避難所担当職員が物資班に要請する。

なお、物資班は、避難者名簿より、食料、生活必需品の需要を把握し、市内で不足が見込まれる場合には、県及び近隣市区町に応援を要請する。

8-7 要配慮者、女性、子ども等への配慮

要配慮者、女性、子ども等へ配慮した避難所運営を実施するため、次の点について配慮する。

- ・開設当初から、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を設置する。
- ・高齢者や障がい者等の健康状態には特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所及び社会福祉施設への移送、ホームヘルパーの派遣等必要な措置をとる。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。
- ・食料の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。
- ・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう指定避難所のバリアフリー化に努める。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性に対するセク

シヤル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等及び授乳室、トイレの設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布に配慮し、注意喚起や及び巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するに努める。

- ・女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- ・子どもの交流スペース等の居場所の確保に努める。
- ・外国人に対しては、使用する言語や生活習慣等に配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等を行う。
- ・LGBTQ など性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

9-8 要配慮者等に必要な物資等の整備

物資班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

□要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例

項目	物資例
高齢者	紙おむつ、 <u>尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー</u>
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、 <u>コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等</u>
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品、 <u>中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル</u>
妊娠婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

10-9 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

指定避難所における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。

そのため、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。なお、その確保が困難な場合、県に要請するものとする。また、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。さらに、トイレの設置状況、

パーティション等の活用状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11-40 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

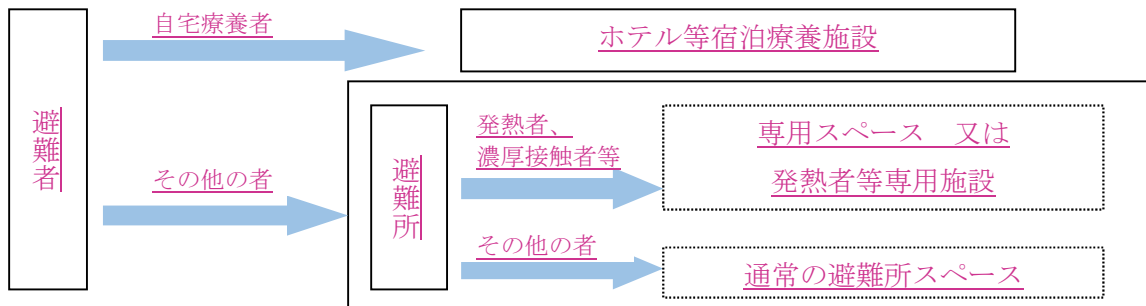
また、保健師等による健康相談の実施体制、医師会との協定に基づく救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

12 避難所における感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、統括班、医療対策班等の関係各班が連携し、以下の対策をとるものとする。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保



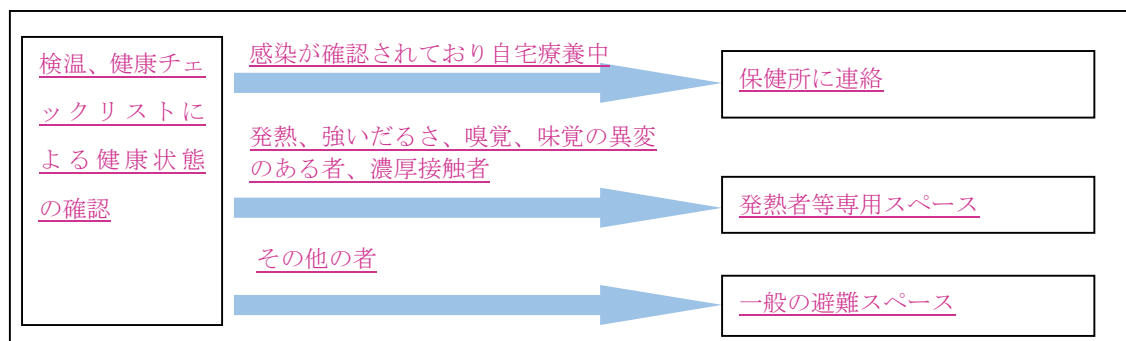
(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- ・地域の実情に応じて県有施設やホテル等の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- ・また、指定避難所となっている学校施設では空き教室の活用を検討する。

(3) 避難所受付時の避難者の健康状態の確認

- ・避難所での避難者の受付時には、避難者の健康状態を確認し、その健康状態に合わせた対応を行う。

<関係図 避難所受付時のフロー>



(4) 避難所のレイアウトの検討

- ・世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(5) 避難者の健康管理

- ・保健師等による巡回など、避難者の感染症予防を図るための体制整備並びに感染症の疑いのある者が発生した場合に備え、管轄の保健所との連絡体制を整備する。
- ・避難者は、毎朝検温を実施するなど、自身の健康管理を行うものとする。

(6) 発熱者等の専用スペースの確保

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペースを確保する。
- ・発熱者等の専用のスペースは可能な限り個室とするとともに、専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切るとともに、こまめに換気し密閉を避けるよう努める。
- ・発熱者等の専用のスペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(7) 物資・資材

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ダウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(8) 住民への周知

- 広報紙、市ホームページ、SNS等を活用し、以下の事項を住民に周知する。
 - ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
 - ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
 - ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

(9) 感染症対策

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する
- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける

(10) 自宅療養者の対応

- ・管轄の保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から関係部局と連携して取り組む。
- ・自宅療養者には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう周知する。
- ・避難が必要な場合は、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(11) 発熱者等の対応

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。
診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

13¹⁴ 避難者とともに避難した動物の取扱い

指定避難所におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

14¹² 避難所運営の留意点

指定避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を行う。

15¹³ 避難所状況報告と運営記録

施設管理者、避難所班、運営組織は、指定避難所の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて指定避難所の状況を医療対策班に報告する。また、指定避難所内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。

16~~14~~ 指定避難所の閉鎖時期

指定避難所は、災害がおさまり、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。指定避難所を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

17~~15~~ 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13~~30~~年5~~月~~埼玉県告示第393~~574~~号)」による。

資料 2.44 災害救助法早見表

18 避難所外避難者対策

在宅避難者並びにやむを得ず車中等に避難している避難者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知するとともに、健康相談、保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3 一時滞在施設の開設

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設として開設する建物の被害状況の把握や、施設の安全性を確認し、滞留者の安全が確保できると判断した場合、建物内において滞在スペースや立入禁止区域を設定する。

また、電話、特設公衆電話、FAX 等の通信手段を確認するとともに、施設利用の案内板等を掲示し、受入体制を整備の上、一時滞在施設として開設する。

一時滞在施設開設後、速やかに災害対策本部に報告する。

4 一時滞在施設への誘導

帰宅困難者支援班は、草加警察署に連絡の上、警察官の協力を得ながら、開設した一時滞在施設に駅周辺の滞留者を誘導する。

5 一時滞在施設の運営

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設の帰宅困難者に提供する。

6 一時滞在施設の閉鎖

帰宅困難者支援班は、統括班と調整し、一時滞在施設の閉鎖時期を検討する。

なお、閉鎖については、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること等が、一つの判断材料となる。

安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供して帰宅を促し、施設内から収容した帰宅困難者がいなくなったら閉鎖する。

7 施設閉鎖の報告

帰宅困難者支援班は、一時滞在施設を閉鎖した場合、速やかに統括班に報告する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5~~ 月 埼玉県告示第 ~~393574~~ 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て、その期間を延長することができる)。

9 帰宅支援

帰宅困難者支援班は、県及び関係機関と協力して、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

□帰宅活動への支援

実施機関		項目	対策内容
八潮市 及び県	帰宅困難者支援班	一時滞在施設の提供	・市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)の一部を休憩所・トイレとして開放
		飲料水・食料の配布	・一時滞在施設等における飲料水、食料の配布
		休憩所提供	・避難所等公共施設のトイレを開放
	広報班	一時休憩所提供の要請	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、事業所等を休憩所、トイレとしての利用を要請
		代替輸送の提供	・バス輸送の実施
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス) 八潮駅		トイレ等の提供	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド (株)埼玉支店川口支社		沿道照明の確保	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

10 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。指定避難所の混乱を避けるため、指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

□目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生から28日	約325リットル/人・日	被災前水量

2 給水方法

応急給水班は、以下の指定避難所等を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の指定避難所については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時給水栓による給水活動を行う。

□第一次給水拠点

指定避難所・指定緊急避難場所	所在地
八條小学校	鶴ヶ曾根 1
潮止中学校	古新田 530
八潮中央公園	中央 1-9

3 給水施設応急復旧後の給水

応急給水班は、配水管の応急復旧後、消火栓又は臨時給水栓設置により給水する。

4 広報

広報班は、市民の混乱を防ぐため、応急給水班と連携して給水活動の状況について必要な広報を行う。

1.3 給水の実施【応急給水班】

応急給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。

1.4 給水施設の応急復旧【応急給水班】

「上水道応急対策」(P. 244~~39~~)に基づいて行う。

1.5 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 13~~30~~年 5月埼玉県告示第 393~~574~~号)」の範囲内において市は県に請求できる。

また、実施期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

2 在宅避難者への配慮

事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、流通機能の麻痺等に起因して食料や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、指定避難所で食料や飲料水等を供給できる体制を整える。

2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】

1 炊き出し等の場所

避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、指定避難所の他適当な場所を定める。

2 食品の配給

避難所班は、避難者自身や自主防災組織、ボランティアの協力のもと、避難者等への食品の配給を行う。なお、事態がある程度落ち着き、食品等の流通が回復した段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

3 炊き出しの実施

避難所班は、指定避難所の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。

実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。

また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なときや炊き出しが不足するときは、県に協力を要請する。

2.4 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 1330 年 5 月 埼玉県告示第 393574 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、炊き出しの期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

5 状況の報告

物資班は、生活必需品の配分、調達状況について、本部に報告する。

3.2 生活必需品の供給【避難所班】

1 供給又は貸与対象者

災害時の生活必需品の確保は、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄される自助による備蓄を原則とするが、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品」を喪失又は毀損し、さらに物流・配給機関の混乱により、これらの生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対し、市が供給又は貸与する。

3.3 生活必需品の配給【避難所班】

避難所班は、被害程度及び世帯構成人員に応じて生活必需品の配給を、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施する。

3.4 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~年~~5~~月埼玉県告示第 ~~393574~~号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、期間は、災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

5 要配慮者対策

- ① 民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
- ② 医師会、保健所、福祉機関との連携による巡回健康診断、メンタルケアの実施

4.2 既存住宅の活用【道路班】

道路班は、被災者のための一時入居施設確保のために以下の項目について、県災害対策本部に応援要請を行う。

- ① 県営住宅の提供
- ② 都市再生機構・公社等の賃貸住宅の提供
- ③ 公的宿泊施設の提供
- ④ 民間賃貸住宅の借り上げ要請

4.3 一般被災住宅の応急修理【道路班、財政班】

災害のため住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理のできない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し、必要最小限の応急修理を行う。

1 実施主体

被害家屋の応急修理に関しては、道路班が行い、その結果を県に報告する。

2 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者とする。

3 修理の範囲

修理は、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行う。

4 修理住宅の選定

道路班、財政班（アセットマネジメント推進課）は、被害認定調査の結果に基づいて修理住宅を選定する。

5 関係機関との協力

住宅の応急修理は、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部の協力を得て行う。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）
資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書（八潮市防災連絡会）
資料 1.55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書

5.2 被災児童・生徒への支援【避難所班】

被災児童・生徒への支援として、以下の対策の実施を検討する。

1 学用品の調達及び給与

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、避難所班は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。

(2) 給与の方法

教科書については、県が一括調達し、配給されるので、被災児童・生徒に対する配分は市が行う。

学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは、県が調達し、市に供給する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5月~~ 埼玉県告示第 ~~393574~~ 号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

2 奨学金貸与の措置

避難所班は、被災により就学に著しく困難を生じ、奨学金の貸与が必要と認められる者について、貸与について特別の措置を講ずる。

5.3 応急保育【要配慮者支援班、物資班、保育所長】

保育所長及び要配慮者支援班は、災害時における保育所入所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

1 災害時の対応

- ① 保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。
- ② 保育所長は、まず、児童・職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を要配慮者支援班に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

第1 労務供給計画

人事班は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、公共職業安定所を通じて労働者を雇用する。

1.1 労務供給計画の実施【人事班】

1 実施責任者

労務供給についての計画の確立及びその実施は、人事班が行う。ただし、応急仮設住宅の給与及び医療・助産に要する者に関しては知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の救助を待つことができない場合は、人事班が行う。

2 労働力の供給

人事班は、次の応急救助を実施するために必要な最小限度の労力を供給する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理、分配及び輸送
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

雇用は、市だけでは必要な要員を確保できない場合、県に要請し、確保する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5~~ 月埼玉県告示第 ~~393574~~ 号)」の範囲内において市は県に請求できる。

第2節 市民生活安定のための措置

第2節 市民生活安定のための措置

第1 被災者へのメンタルケア

1.1 メンタルケア対策

1.2 職員のメンタルケア

第2 被災者の生活確保

2.1 生活福祉資金の貸付

2.2 住宅復興資金の融資

2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 及び災害援護資金の貸付

2.4 被災者生活再建支援制度

2.5 税等の徴収猶予及び減免

2.6 生活保護

2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い 及び援護対策

2.8 義援金、義援物資の受入・配分

2.9 罹災証明書の発行

2.10 遺体の埋・火葬の実施

2.11 災害救助法が適用された場合の費用等

第3 農林漁業、中小企業関係者等への支援

3.1 被災農林漁業関係者への融資等

3.2 被災中小企業への融資

第2 被災者の生活確保

大規模災害時には、多くの市民が罹災し、家や家財等の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。このような混乱を速やかに收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付等を行う。

2.1 生活福祉資金の貸付【社会福祉課、広報班】

県社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、速やかに自立更正を図るため、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉金貸付制度により資金の貸付を予算の範囲内で行う。社会福祉課は、これを立案し、広報班と連携して市民に周知する。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.55 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費

2.2 住宅復興資金の貸付【道路班】

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。道路班は、市民からの融資手続に関する相談に応じる。

なお、住宅復興資金の融資の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.56 災害復興住宅融資の建設資金融資に基づく資金貸付

資料 2.57 災害復興住宅融資の補修資金融資に基づく資金貸付

2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付【社会福祉課】

社会福祉課は、八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付の詳細については、資料編参照のこと。

資料 1.4 八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 2.58 災害弔慰金の支給

資料 2.59 災害障害見舞金の支給

資料 2.60 災害援護資金の貸付

2.4 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】

1 被災者生活再建支援制度の概要

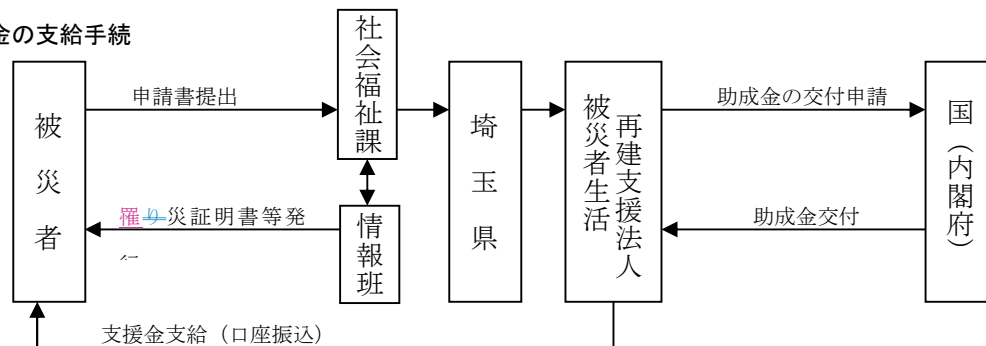
県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により、自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。社会福祉課は、市民からの申請手続に関する相談に応じる。

資料 2.61 被災者生活再建支援制度の概要

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続



2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【社会福祉課】

1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一の災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

そのため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設した支援を行う。（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

制度創設後も全国的に局地的な災害が相次ぎ、平成 29 年台風 21 号では県内においても現行制度で救済できない被災者が多数いた。そこで県と県内全市町村で検討し、半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が拡充された（令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。また、令和 2 年 12 月に支援法が改正され、半壊のうち、中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられた。支援法と同様の支援を行う制度趣旨から中規模半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が見直された（令和 3 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

（1）埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

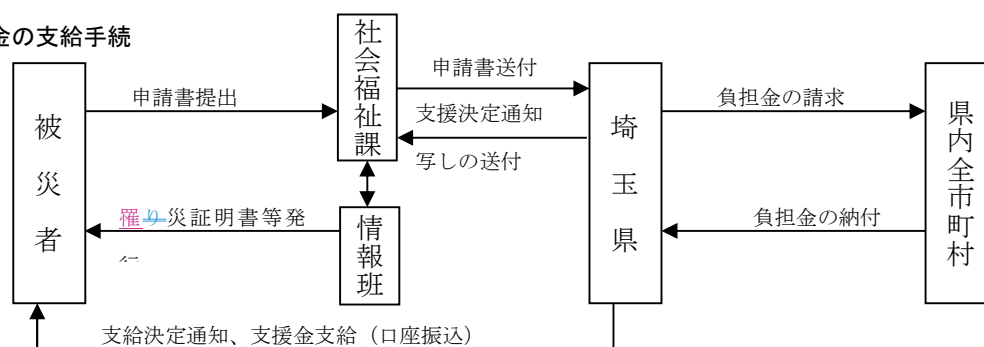
災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

資料 1.45 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、被災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続



2.5 税等の徴収猶予及び減免【納税課、国保年金課】

災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

1 市税の納税緩和措置

(1) 納期の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者等の申請により、市長は納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を納入することができないと認められるとき、市長は、その者の申請により1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

義援物資は、開設した物資集積拠点で受け付ける。

② 物資の管理

物資集積拠点内で管理する。

(3) 義援金、義援物資の募集

被災者に対する義援金、義援物資の募集を必要とする場合、広報班は、要配慮者支援班からの情報をもとに、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。

3 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の保管

- ① 要配慮者支援班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、義援金の受付口座に預金保管する。

(2) 義援金の配分

- ① 統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。要配慮者支援班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- ② 広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページに掲載し、義援金の配分について広報する。
- ③ 要配慮者支援班の班長は、被災者への配分状況について、統括班に報告する。

2.9 罹災証明書の発行【被害認定調査班】

1 証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の種類の被害とする。

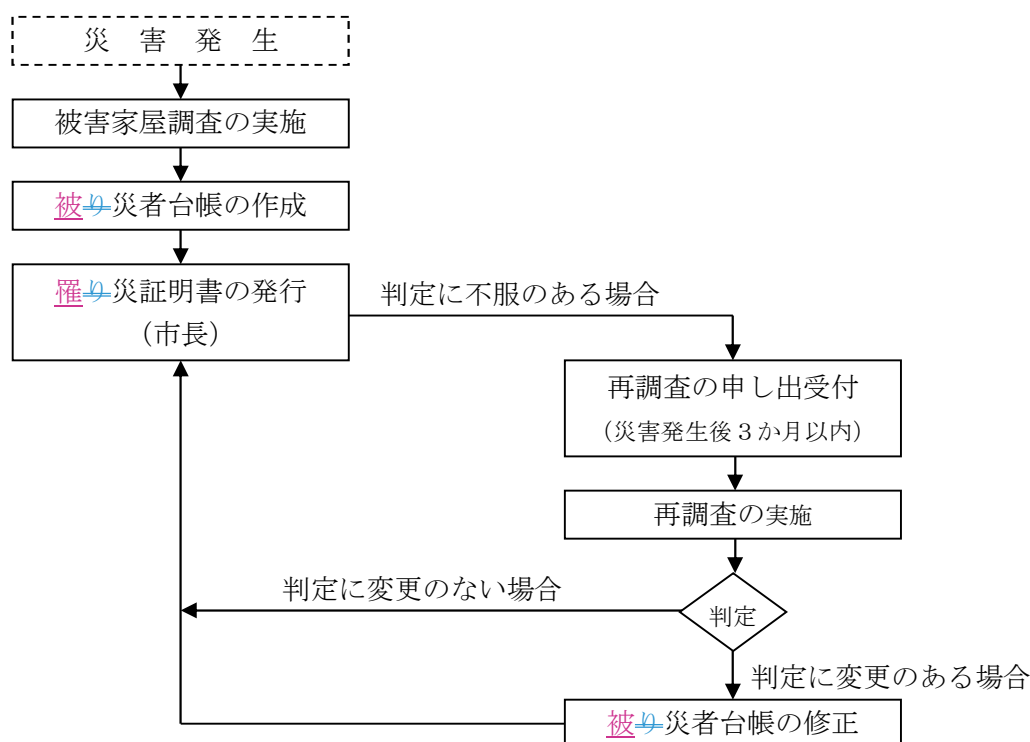
□証明事項

被害の種類	証明事項
人的被害	①死亡 ②行方不明 ③負傷
物的被害	①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊） ⑦全壊又は全焼 ⑧半壊又は半焼 ⑨一部損壊 ⑩流出 ⑪床上浸水 ⑫床下浸水 ⑬その他の物的損壊

災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】参考

2 罹災証明書発行の流れ

罹災証明書の発行の流れは、次のとおりである。



3 被害調査の実施

市域に係る災害が発生し、被災者から申請があった場合、被害認定調査班は、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査する。

4 被災者台帳の作成

被害認定調査班は、被害調査の結果、住民基本台帳データ、家屋データ等を集積した「被災者台帳」を作成し、罹災証明書を発行するための基本台帳とする。なお、被災者台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5 罹災証明書の発行

「被災者台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施するため、遅滞なく、罹災証明書を発行する。

市長は、罹災証明書の発行を円滑に行うため、平常時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。

資料 第12号様式 罹災証明書

2.10 遺体の埋・火葬【医療対策班】

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療対策班が実施する。

1 埋・火葬の実施

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療対策班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療対策班が応急的に埋・火葬を実施する。

資料 2.41 火葬場の応援要領

(2) 他の市区町村に漂着した遺体

遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。

(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺(付属品を含む)
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨壺又は骨箱

(5) 埋・火葬に伴う留意点

焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

2.11 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~年 ~~5~~月埼玉県告示第 ~~393574~~号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) [罹り](#)災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (11) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

2.2 特別財政援助額の交付手続等【統括班、財政班】

激甚災害の指定を受けたとき、統括班は、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、国に提出する。

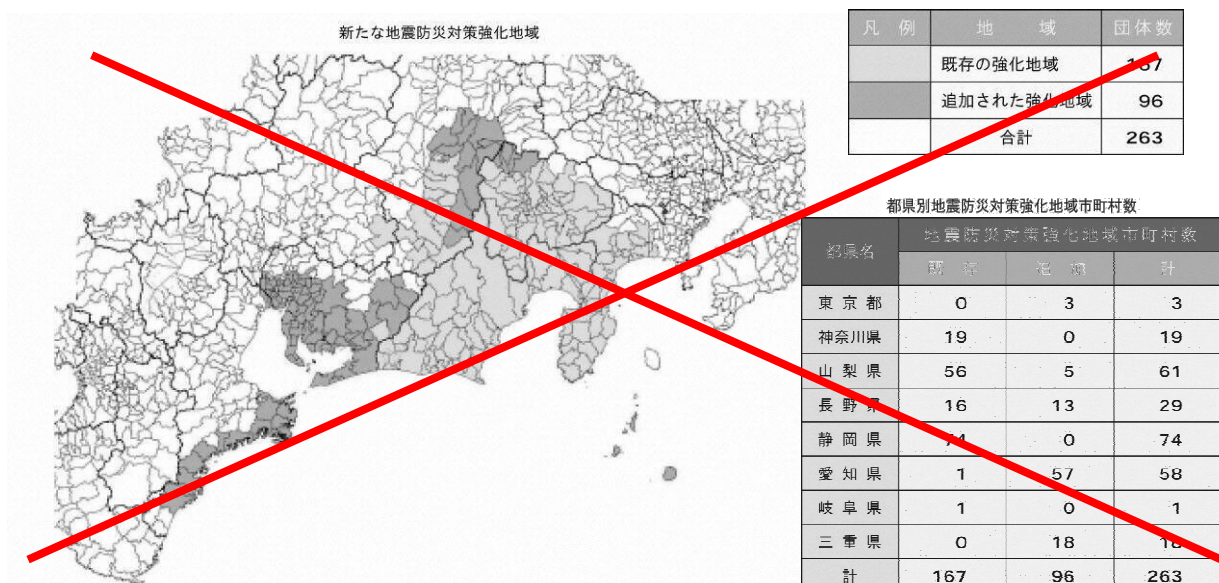
第1節 計画の趣旨位置づけ

1.1 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する大規模地震対策特別措置法(平成25年12月施行昭和53年法律第73号)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策推進強化地域(以下「推進強化地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進昭和54年8月に静岡県を中心とする6県(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知)が強化地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。なお、平成14年4月に、東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、埼玉県は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度と予想されることから強化地域には、指定されていないが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。また、他の地震とは異なる予知型地震であるということから、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念されるため、警戒宣言に伴う対応措置について計画する。



【参考】

「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

本市を含む埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。

これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

資料2. 75「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」

1.2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ② 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ③ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- ④ 東海地震に対する予防対策は、第2部震災予防計画により対応する。また、発災後の対策は、第3部震災応急対策計画及び第4部震災復旧・復興計画により対応する。
- ⑤ 本市域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

1.3 前提条件

1 警戒宣言の発令時刻

計画の策定にあたって、警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間(おおむね午前10時～午後2時)を想定する。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮するものとする。

~~2 予想震度~~

~~埼玉県地域防災計画においては、県の予想震度を震度5弱～5強程度としているため、本計画でもそれに準じる。~~

1.4 情報の種別

~~東海地震に関する情報の種別は、以下の通りである。~~

~~東海地震に関する情報の種別~~

東海地震観測情報	東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に気象庁から関係機関に伝達される情報。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められた場合に気象庁から関係機関に伝達される情報
警戒宣言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置及び防災関係機関の

対応措置

気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

□「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

出典：気象庁ホームページ

また、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

□「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能

	性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） - 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：気象庁ホームページ

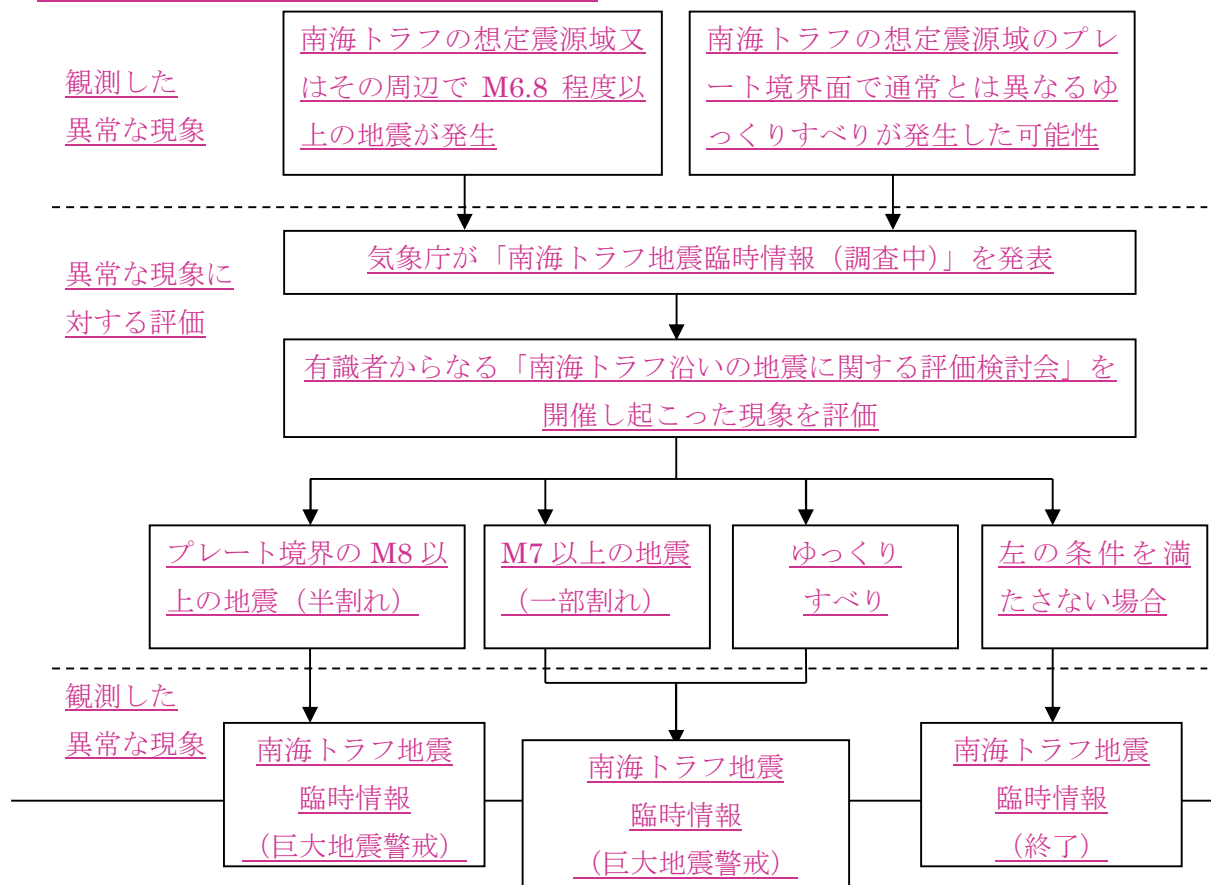
「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合の市の対応について、以下に示す。

1.1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達埼玉県の対応措置

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局、市町村及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部及び防災関係機関に伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



□埼玉県の対応措置

東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令
①災害対策本部の設置準備に入る。 ②配備体制は、緊急体制とする。 ③東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理防災部消防課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。 ア 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 市町村及び防災関係機関等との連絡調整 ウ 社会的混乱防止のため必要な措置	①東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。 ②配備体制は、非常体制とする。 ③災害対策本部及び支部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに県地域防災計画(震災編)に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

1.2 市民、企業等への呼びかけ防災関係機関の対応措置

市は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

□各ケース、気象庁発表情報、警戒及び注意をする期間

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

□市民へ呼びかける防災対応の内容

- ① 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- ② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところのできるだけ近づかない 等

□企業等へ呼びかける防災対応の内容

- ① 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応

を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防災対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

□防災関係機関の対応措置

機関名	東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令
草加八潮消防組合	①震災警戒体制へ移行 ②全消防職員の非常招集及び消防団への伝達 ③震災消防活動部隊の編成 ④消防本部の活動体制の強化 ⑤関係機関からの情報収集体制の確立 ⑥震災消防活動計画、対策資料の準備	①震災消防活動部隊の編成強化 ②防災関係機関への職員の派遣 ③資機材及び救急資機材の確保 ④見張り警戒体制の確保 ⑤特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告 ⑥出火防止、初期消火等の広報の実施 ⑦消防活動上必要な情報の収集
首都圏 新都市鉄道 (株) 八潮駅	①地震防災対策本部の設置 ②地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に参加する。 ③東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。	警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部長が災害対策本部を設置し、旅客の混乱防止及び地震発生後の被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。
東日本電信 電話(株) 埼玉南支店	東海地震注意情報の伝達を受けたときは、直ちに要員を確保し、必要な体制をとるものとする。	情報連絡室を埼玉支店に設置する。
東京電力パ ワ―グリッ ド(株) 川口支社	東海地震注意情報の伝達を受けたときは、直ちに要員を確保し、必要な体制をとるものとする。	①本(支)部の設置 埼玉支店及び各支社等現業機関は速やかに本(支)部を設置する。
東京ガス (株) 葛飾お客様 センター	東海地震注意情報の伝達を受けたときは、直ちに要員を確保し、必要な体制をとるものとする。	警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部及び地震災害警戒支部を設置する。 また、東海地震注意情報が発令された場合は、臨時体制を設置する。
首都高速 道路(株)	東海地震注意情報の伝達を受けたときは、直ちに要員を確保し、必要な体制をとるものとする。	警戒宣言が発令されたときは、非常態勢をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。

第3節 地震発生後の対応東海地震注意情報及び警戒宣言発令時における

体制整備

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は、
第3部 震災応急対策計画に基づき災害対応を行うものとする。

1.1 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

1 東海地震注意情報の伝達

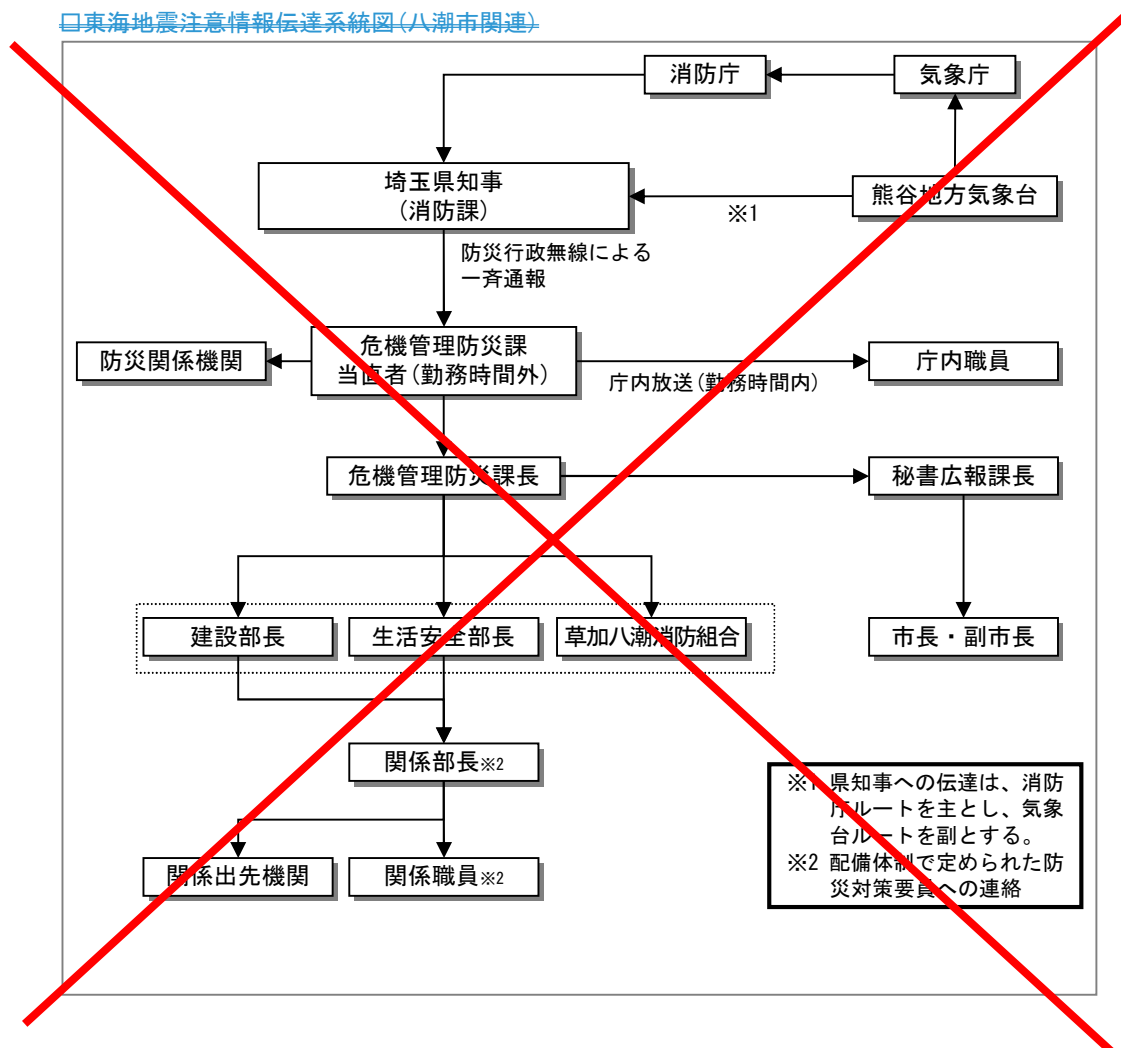
本市は、県知事から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び防災関係機関に伝達する。

（1）伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合または報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

東海地震注意情報伝達系統図（八潮市関連）



~~（2）伝達体制~~

~~統括班(勤務時間外においては当直者)は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。~~

~~（3）伝達事項~~

- ~~① 東海地震注意情報または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意志決定を行った旨の消防庁からの連絡内容~~
- ~~② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等~~
- ~~③ 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容~~
- ~~④ その他必要と認める事項~~

~~2 体制整備~~

~~東海地震注意情報が通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。
なお、職員の動員は、第3部 第1節「活動体制」による。~~

1.2 警戒宣言に伴う措置

~~1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達~~

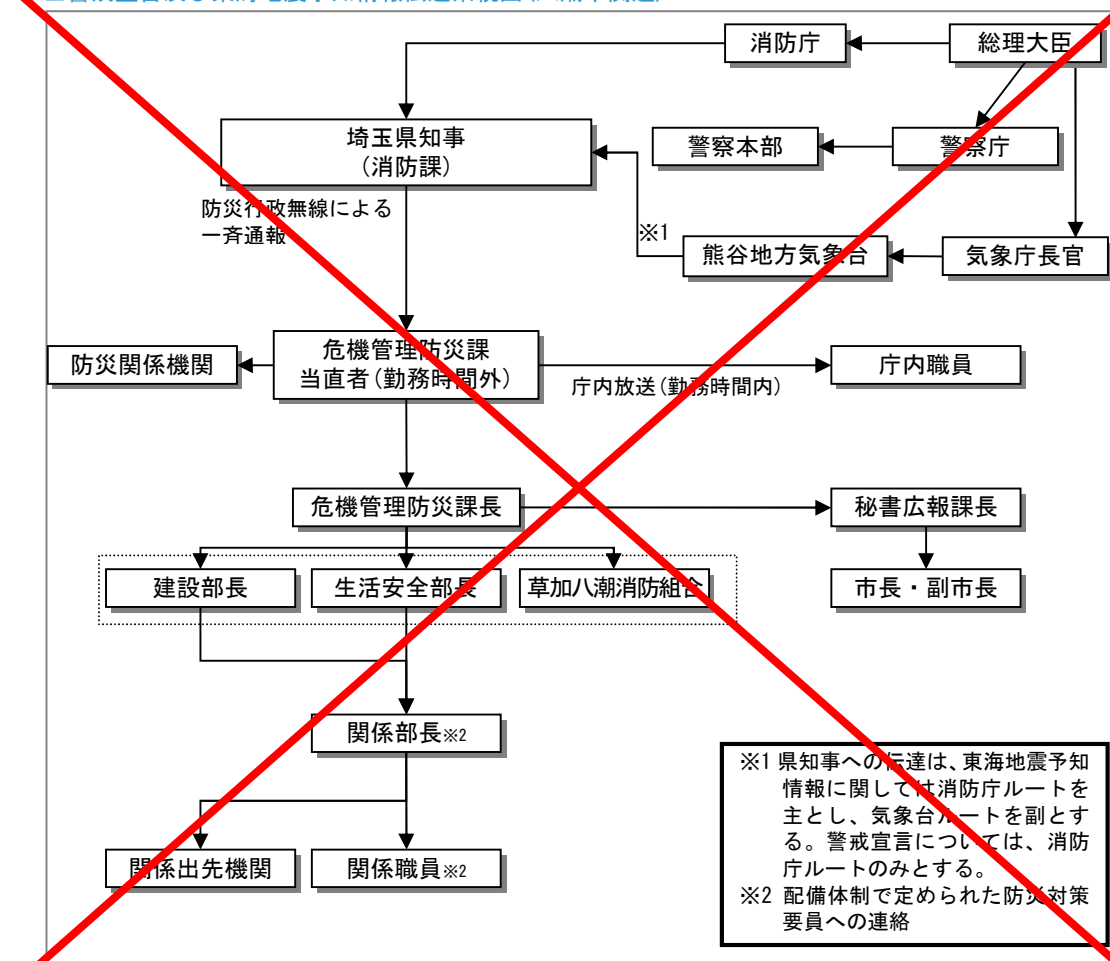
~~本市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部局、防災関係機関、住民等に伝達する。~~

~~（1）伝達系統及び伝達手段~~

~~県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は次の通りである。~~

~~各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合または報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。~~

□警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図(八潮市関連)



(2) 伝達体制

統括班(勤務時間外においては当直者)は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、1.3「市民への周知」(P.283)に基づき伝達する。

(3) 伝達事項

- ① 警戒宣言通知文
- ② 東海地震予知情報に関する情報文
- ③ 警戒宣言発令に伴いとるべき措置
- ④ 警戒解除宣言に関する通知(地震が起こらないで解除になる場合)
- ⑤ その他必要と認める事項

~~2 体制整備~~~~(1) 体制整備~~

~~県の体制に準じた体制をとり、地震災害は発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。~~

~~なお、職員の動員、災害対策本部の設置及び運営は、第3部 第1節「活動体制」による。~~

~~(2) 災害対策本部の所掌事務~~

- ~~① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達~~
- ~~② 各防災関係機関との連絡調整~~
- ~~③ 社会的混乱防止のための必要な措置~~
- ~~④ 関係機関等への情報提供~~
- ~~⑤ その他必要な事項~~

~~1.3 市民への周知【統括班、広報班、草加八潮消防組合】~~~~1 警戒宣言、東海地震予知情報等の周知~~

~~統括班及び広報班は、草加八潮消防組合及び防災関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、サイレン、消防車等あらゆる手段を講じて市民に周知する。~~

~~□地震防災信号(大規模地震特別措置法施行規則)~~

サイレン	 吹鳴(約 45 秒) 吹鳴(約 45 秒) 休止(約 15 秒)
警鐘	 (5 点) ● ● ● ● ● 休 ● ● ● ● ●

~~※警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること
必要があれば警鐘またはサイレンを併用すること~~

~~2 伝達内容~~

~~統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、警戒宣言、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限に抑えることを目的とし、関係機関と協力して伝達活動を実施する。~~

~~この場合における伝達内容は、次のとおりである。~~

- ~~① 警戒宣言、地震予知情報等の内容の徹底周知~~
- ~~② それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ~~
- ~~③ 防災措置・避難等、市民のとるべき行動の呼びかけ~~
- ~~④ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況~~

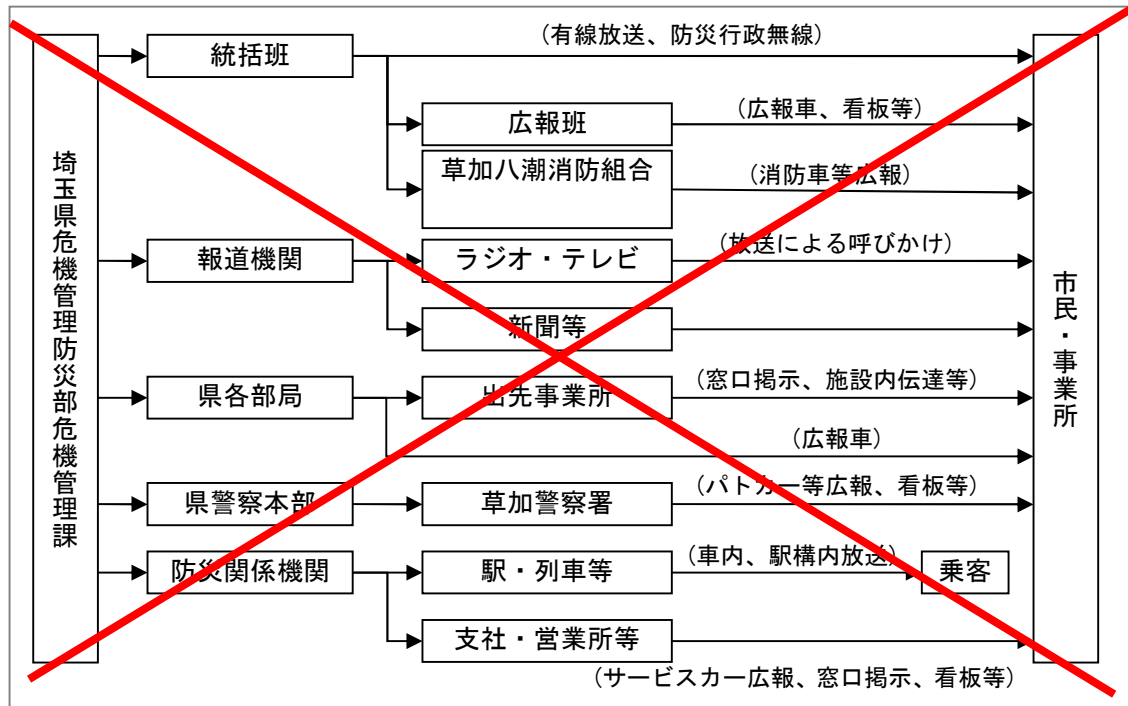
3 伝達手段

伝達は、防災行政無線、サイレン(統括班)、広報車(広報班)、消防車(草加八潮消防組合)等八潮市の保有するあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。

なお、政府及び埼玉県では、報道機関の協力を得て実施することとなっている。

資料 2.38 広報案文

伝達の伝達系統



第4節 警戒宣言発令後の八潮市の対応措置

1.1 広報活動【統括班、広報班、草加八潮消防組合】

1 住民及び事業所のとるべき防災措置に関する広報

統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、住民及び事業所に対して、「市民等のとるべき措置基準」(P.293)に関する広報を実施する。

2 混乱防止のための広報

統括班は、混乱防止に関する以下の内容の広報を、関係機関に要請する。

- ① 駅等の混乱防止のための広報(首都圏新都市鉄道(株)(つくばエクスプレス)八潮駅との協力)
- ② 道路交通の混乱防止のための広報(警察との協力)
- ③ 電話利用の自粛要請のための広報(東日本電信電話(株)との協力)
- ④ 買い出し等の混乱防止のための広報(商工会との協力)
- ⑤ 金融機関の混乱防止のための広報(金融機関との協力)

1.2 生活物資、飲料水、医薬品等供給対策【調達班、応急給水班、医療対策班、道路班】

1 食料・生活必需品の確保

調達班は、以下の措置を講じる。

- ① 食料・生活必需品等の調達を速やかに行えるよう、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行い、物資の供給に備える。
- ② 協定を締結している店舗等に対し、情報の伝達を行い、保有物資の在庫状況の確認と、食品の売り渡し、炊飯等の準備を要請する。

2 飲料水の確保

応急給水班は、以下の措置を講じる。

- ① 応急給水班は、広報班と協力して、住民に対して緊急貯水と呼びかける。
- ② 応急給水班は、応急給水に必要な資機材、プール、貯水槽、ろ水機の点検を行い、応急給水活動の準備を行う。
- ③ 応急給水班は、協定を締結している他の自治体と連絡調整を行い、応援給水の準備を行う。
- ④ 応急給水班は、水道施設の安全点検を実施し、また、応急復旧資機材を点検する等、応急復旧体制の準備を行う。

~~3 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ~~

~~物資班は、以下の措置を講じる。~~

- ~~① 市民生活上必要な物資を確保するため、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても、極力営業するよう呼びかける。~~
- ~~② 警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう、生活必需品等に係る事業者に呼びかける。~~

~~4 医薬品等の確保~~

~~医療対策班は、市内の医薬品卸売業者と連絡を取り、一定数量の必要医薬品等を確保できるよう、在庫状況を確認する。また、速やかに供給が行える体制をとるよう要請する。~~

~~5 緊急輸送対策~~

~~道路班は、以下の措置を講じる。~~

- ~~① 警察が実施する交通規制に協力する。~~
- ~~② 物資等の輸送については、第3部 第7節 第4「緊急輸送計画」により実施する。~~
- ~~③ 県及び市で定める緊急輸送道路の経路を確認し、必要車両の手配の準備、燃料の確保を実施する。~~
- ~~④ 車両調達に関する協定を締結している協定先に対し、調達可能台数の確認を行う。~~

1.3 教育・病院・福祉施設対策【教育総務課、健康福祉部、保育課、要配慮者支援班、医療対策班、各施設管理者】

~~1 小中学校、保育所~~

~~市内小中学校長、保育所長、教育総務課、保育課は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講じて児童・生徒等の安全確保について万全を期する。~~

~~（1）情報の収集伝達等~~

~~警戒宣言が発令されたときは、各小中学校長及び保育所長（以下校長等）は、直ちに学校教育総務課もしくは保育課と連携を図り、情報を収集し、職員に周知する。~~

~~また、職員は児童・生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示を行う。この際、児童・生徒等に不安動揺をあたえないよう配慮する。~~

~~（2）授業の中止等~~

~~警戒宣言が発令されたときは、校長等は全ての授業または学校行事を直ちに打ち切り、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）とする。~~

~~（3）児童・生徒等の保護~~

~~校長等は、児童・生徒等の所在を確認の上、次の措置をとる。~~

~~① 保育所~~

~~警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とし、保育中の児童は、利用者名簿を確認の上保護者に引き渡す。警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。なお、児童の引き取りについては事前に十分な打ち合わせをする。~~

~~また、引き取りのない児童は保育所において保護する。~~

~~② 小・中学校~~

~~名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童・生徒については、緊急連絡網により、保護者に帰宅時刻及び引き取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。~~

~~（４）校内防災対策~~

~~校長等は、校内防災対策として特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。~~

~~① 出火防止措置~~

~~地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火器使用場所及び器具を点検する。~~

~~② 消火設備の点検と作動確認~~

~~消火用水、消火器等について点検する。~~

~~③ 非常持出品の確認と準備~~

~~重要な書類及び物品は、耐火書庫または耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。~~

~~④ 化学、工業薬品の管理~~

~~火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納、施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。~~

~~２ 病院施設~~

~~医療対策班は、警戒宣言が発令された場合、以下の措置を講じる。~~

~~（１）患者に対する措置~~

~~警戒宣言発令の情報を把握した場合、直ちに市内医療団体に対して、第３部 第９節 第11. 2「医療救護」に基づく体制に移行できるよう、体制整備を要請する。また、入院患者に対して安全措置を講じ、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、住民の不安を軽減させるよう、要請する。~~

~~（２）防災措置等~~

~~東海地震注意情報等の情報を把握次第、八潮市医師会、歯科医師会、薬剤師会等にこの旨を連絡し、第３部 第９節 第11. 2「医療救護」に基づく体制にいつでも移行できるよう、要請する。~~

~~また、各病院に対してはそれぞれの地震対策計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るよう、要請する。~~

~~その他、特に、震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに劇毒物等の薬品管理、放射性物質等の危険物管理についても万全を期するよう、要請する。~~

~~3 福祉施設~~

~~健康福祉部及び各施設の管理者は、警戒宣言が発令された場合、以下の措置を講じる。~~

~~(1) 情報活動~~

~~① 情報収集~~

~~市町村、防災機関からの情報の収集に当たる。また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。~~

~~② 情報伝達~~

~~情報伝達に当たっては次の点に注意する。~~

~~ア 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達する等配慮すること。~~

~~イ 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。~~

~~ウ 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。~~

~~エ 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。~~

~~オ 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。~~

~~③ 報告~~

~~警戒宣言に対応してとった措置について、統括班に連絡する。~~

~~④ 情報責任者~~

~~情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて統括班との連絡に当たる。~~

~~(2) 防災組織の確認~~

~~警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行う。~~

~~(3) 対応策の確認~~

~~各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。~~

- ~~① 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。~~
- ~~② 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。~~
- ~~③ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。~~
- ~~④ 非常用の器具(携帯ラジオ、懐中電灯、ロープ等)や医薬品の準備をしておく。~~
- ~~⑤ また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。~~

~~（４）施設の設備の整備及び点検~~

~~整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。~~

- ~~① 火気使用設備器具~~
- ~~② 火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。~~
- ~~③ 発火流出等のおそれのある危険物~~
- ~~④ 消火用設備~~
- ~~⑤ 落下、倒壊危険のあるもの、特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。~~
- ~~⑥ 工事中の建築物等の保安措置~~

~~（５）避難~~

~~地震情報及び火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合または市長等から避難、指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。~~
~~目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について統括班に報告する。~~

1.4 防災関係機関、防災上重要な施設との協力【統括班、広報班、草加八潮消防組合】

~~1 警備・交通対策~~

~~（１）警備対策~~

~~統括班は、予知情報発表及び警戒宣言発令に伴い発生が予想される各種混乱を未然に防止するため、県を通じて、県警察本部へ警備体制の確立を要請するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体的かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。~~

~~なお、警察における予知情報発表及び警戒宣言発令に伴う災害警備の任務は、次の通りである。~~

- ①—東海地震に関する情報等の伝達
- ②—各種情報の収集及び伝達
- ③—予知情報発表及び警戒宣言発令における住民、運転者等に対する広報
- ④—人の集まる場所における混乱の防止
- ⑤—各種犯罪の予防検挙
- ⑥—交通規制及び緊急交通路の確保
- ⑦—危険物に対する保安措置
- ⑧—関係防災機関との相互協力
- ⑨—その他必要な警察活動

—(2) 交通対策

統括班は、警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施を図るとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を目的として、県を通じて、県警察本部へ交通規制を要請する。

なお、警察における予知情報発表及び警戒宣言発令に伴う交通規制の任務は、次の通りである。

- ①—交通整理及び誘導
- ②—交通情報の収集及び報告
- ③—運転者に対する交通情報の提供
- ④—所要の交通規制の実施
- ⑤—運転者のとるべき措置の指導

2—公共輸送対策

—(1) 八潮市の対応

予知情報及び警戒宣言発令に伴って、公共交通機関において相当の混雑と混乱が予想される。そのため統括班は、首都圏新都市鉄道(株)八潮駅及びバス事業者に対し、列車の運行等に関する情報提供及び混乱防止のための広報等の混乱防止措置を講じるよう要請する。

また、統括班及び広報班は、市内の事業所に対し退社時における時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行い、公共交通機関の混雑緩和に努める。

—(2) 首都圏新都市鉄道(株)の対応

①—列車運行措置

ア—警戒宣言発令当日

通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。

イ—翌日以降

平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。

~~ウ その他~~

~~旅客による混乱又は同業他社の運行中止等により、旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生したときは、列車運行を中止する。~~

~~② 旅客への対応~~

~~警戒宣言が発令された後の運行について、構内の掲示板、駅及び車内放送等により旅客に周知させるとともに、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける等、混乱防止を図るものとし、また、旅客に対し冷静に対応し混乱防止を図るとともに、円滑な輸送を行うための掲示、放送等を活用して正確な情報提供に努める。~~

~~3 ライフライン対策~~

~~統括班は、電気・ガス・通信等のライフライン事業者に対し、警戒宣言発令に伴う対策措置を講じるよう要請する。~~

~~4 防災上重要な施設との協力~~

~~統括班は、草加八潮消防組合と連携し、市内の防災上重要な施設の管理者に対し、以下の措置を実施するよう指導する。~~

~~（１）石油類等危険物の取扱施設~~

- ~~① 操業の制限、停止~~
- ~~② 流出拡散防止等資機材の点検、配置~~
- ~~③ 緊急遮断装置の点検、確認~~
- ~~④ 火器使用の制限または禁止~~
- ~~⑤ 消火設備等の点検、確認~~

~~（２）学校、病院、研究所等の化学薬品取扱施設~~

- ~~① 薬品の転倒、落下、流出拡散防止等の措置~~
- ~~② 引火または混合混触等による出火防止措置~~

~~（３）危険物輸送~~

- ~~① 危険物の出荷、受入れを制限する、または停止する~~
- ~~② 輸送途上における遵守事項の徹底~~

~~（４）不特定多数の者が集まる施設の対策~~

- ~~① 集会場施設等~~
 - ~~・ 混乱防止の観点から営業を自粛するよう要請する。~~
 - ~~・ 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。~~

② 大規模店舗建築物等

- ・ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。
また、一般事業所については、努めて平常通り営業を継続するよう要請する。
- ・エレベーター（地震時管制運転装置を除く）は運転を停止し、階段を利用するよう指導する。

第5節 市民等のとるべき措置基準

「平常時」「東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで」「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市民等のとるべき措置は、次に示すとおりである。

統括班は、平時より東海地震及び各種情報、警戒宣言に関する知識を周知するとともに、「平常時」の役割について市民等に広く広報し、警戒宣言発令時の対応力の向上を図る。

1.1 市民のとるべき措置

1 平常時

- ①家や塀の耐震化を促進する。
 - ・わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
 - ・ブロック塀、石塀、門柱を点検し、地震により倒壊する恐れのあるものは撤去又は改修する。
- ②家具類の転倒、落下防止措置をとる。
 - ・タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
 - ・家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - ・窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。
- ③火気使用器具の点検整備及び火器管理を励行する。
 - ・コンロ、ストーブ等の点検を行う。
 - ・LPガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - ・火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - ・火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。
- ④消火器、消火用水の準備をする。
 - ・出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - ・出火に備えて、風呂の水を常にためておく。
- ⑤非常用飲料水、食料の準備をする。
 - ・飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく。(1人1日分の生命水=3リットル)
 - ・食料は、長期保存ができる食品(米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、味噌、しょう油、塩等)を3日分程度準備しておく。
- ⑥救急医療品の準備をする。
 - ・傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾等を救急箱等に入れて準備しておく。
- ⑦生活必需品の準備をする。
 - ・下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。
- ⑧防災用品の準備をする。
 - ・ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- ⑨防災講習会、訓練へ参加する。
 - ・市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑩家族で対応措置の話し合いをする。
 - ・東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
 - ・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ⑪自主防災組織に積極的に参加する。

2 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで

- ①テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報入手し、冷静な行動をとる。
- ②電話の使用を自粛する。
- ③自家用車の利用を自粛する。
- ④不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑤不要な預貯金の引き出しを自粛する。

3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ①警戒宣言情報入手する。
 - ・市の防災信号(サイレン、警鐘)等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報入手する。
 - ・県、市、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。
- ②家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
 - ・家具、棚等の上の重いものを下ろす。
 - ・窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。
 - ・ベランダの置き物を片付ける。
- ③火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。
 - ・火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
 - ・ガス器具等の安全設備を確認する。
 - ・LPガスボンベの固定措置を確認する。
 - ・火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- ④消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- ⑤ブロック塀、石塀、門柱を点検する。
 - ・危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。
- ⑥非常飲料水、食料を確認する。
- ⑦救急医療品を確認する。
- ⑧生活必需品を確保する。
- ⑨防災用品を確認する。
- ⑩電話の使用を自粛する。
 - ・県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。
- ⑪自家用車の利用を自粛する。
 - ・路上に駐車中の車両は、空き地、駐車場に移動する。
 - ・走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。
- ⑫幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者の安全を確認する。
 - ・幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。
 - ・幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。
- ⑬エレベーターの使用を避ける。
- ⑭不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑮不要な預貯金の引き出しを自粛する。

1.2 自治会・自主防災組織のとりべき措置

1 平常時

- ①組織の編成と各班の役割を明確にする。
- ②防災知識の普及活動を行う。
 - ・各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - ・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。
 - ・地域内の消防水利を把握する。
 - ・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - ・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ③防災訓練を行う。
 - ・災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- ④火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - ・各戸に対して火気使用器具使用場所の点検を指導する。
 - ・各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。
 - ・LPガスボンベの点検を指導する。

- ⑤防災用資機材等を整備する。
 - ・地域実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材を整備しておく。
- ⑥情報の収集、伝達体制を確立する。
 - ・市、消防署等防災機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。
 - ・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。

2 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで

- ①テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
- ②地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ①自主防災組織の活動体制を確立する。
 - ・自主防災組織の編成を確認する。
 - ・自主防災組織本部を設置する。
 - ・自主防災組織の役割分担を確認する。
- ②市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。
- ③地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。(1.1を参照のこと)
- ④防災資機材等を確認する。
- ⑤幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置を呼びかける。
- ⑥食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

1.3 事業所のとるべき措置

1 平常時

- 消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者(消防法でいう防火管理者にあたる者)を定め、防災計画を作成するものとする。
- 防災計画作成上の留意事項は次による。
- ①自主防災体制の確立
 - ・防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
 - ・組織の役割分担の明確化
 - ②教育及び広報活動
 - ・従業員の防災知識の高揚
 - ・従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
 - ③防災訓練
 - ・災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練
 - ④危険防止対策
 - ・施設、設備の定期点検
 - ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置
 - ⑤出火防止対策
 - ・火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
 - ・消防水利、機材の整備点検
 - ・商品の整備点検
 - ・可燃性物品の管理点検
 - ⑥防災資機材等の整備
 - ・情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備
 - ⑦情報の収集、伝達体制の確立
 - ・市、消防署等から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立
 - ・事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報の選定

2 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで

- ① ~~テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。~~
- ② ~~自衛防災体制を準備、確認する。~~
- ③ ~~消防計画により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。~~
- ④ ~~その他、顧客、従業員に対する安全措置等、必要に応じて防災措置をとる。~~

3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① ~~自衛防災組織の活動体制を確認する。~~
 - ・ ~~自衛防災組織の編成を確認する。~~
 - ・ ~~自衛防災本部を設置する。~~
 - ・ ~~自衛防災本部の役割分担を確認する。~~
- ② ~~情報の収集、伝達体制をとる。~~
 - ・ ~~市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。~~
- ③ ~~危険防止措置を確認する。~~
 - ・ ~~施設、設備を確認する。~~
 - ・ ~~商品、設備器具及び窓ガラス等の破損や転落落下防止措置を確認する。~~
 - ・ ~~地震時管制運転装置のないエレベーターは運転を中止し階段を利用するように指導する。~~
- ④ ~~出火防止措置を確認する。~~
 - ・ ~~火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。~~
 - ・ ~~火気使用場所及び周辺を確認する。~~
 - ・ ~~消防水利、機材を確認する。~~
 - ・ ~~可燃性物品を確認する。~~
- ⑤ ~~防災資機材等を確認する。~~
 - ・ ~~情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。~~
- ⑥ ~~食料品等生活必需物資を販売(取扱い)する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続し、買占め、売惜しみを行わない。~~
- ⑦ ~~不特定かつ多数の者が出入りする大規模店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。~~
- ⑧ ~~石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。~~
- ⑨ ~~バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。~~
- ⑩ ~~一般事業所においては、原則として平常営業するが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。~~
- ⑪ ~~電話の使用を自粛する。~~
 - ・ ~~県、市、放送局等の防災機関に対する電話による問い合わせは控える。~~
- ⑫ ~~不要な預貯金の引き出しを自粛する。~~

八潮市地域防災計画
【震災対策編】

令和 ~~4~~³ 年 ~~1~~¹ 月

作 成 八潮市防災会議

事務局 八潮市生活安全部危機管理防災課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央 1-2-1

電話 048-996-2111（代表）

八 潮 市 地 域 防 災 計 画
【 風 水 害 対 策 編 】
【大規模火災・事故災害対策編】
【複合災害対策編】

（ 案 ）

令和 4 ~~3~~ 年 ~~1~~~~1~~ 月

八潮市防災会議

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、八潮市防災基本条例(平成24年条例第27号)第3条の基本理念を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき八潮市防災会議が、八潮市にかかる防災に関し市、防災関係機関、市民、事業者等が対応すべき事務又は業務、役割について策定した総合的かつ基本的な計画である。

これを効果的に活用し、市、防災関係機関、市民、事業者等が災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災活動を迅速かつ効率的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料 1.1 八潮市防災会議条例
資料 1.3 八潮市防災基本条例
資料 2.13 防災会議の組織

第2 計画の構成と内容

2.1 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、計画の主要構成は、以下のとおりである。

1 震災対策編

熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画~~及び南海トラフ地震臨時情報発表東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画及び複合災害対策計画~~を定める。

2 風水害対策編

風水害等を前提として、被害を最小限にとどめる最も効果的な防災対策の確立を図るため、風水害予防計画、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画を定める。

3 大規模火災・事故災害対策編

本市において発生が懸念される災害のうち、「震災対策」や「風水害対策」の準用では対応できないと考えられる大規模火災や放射性物質、毒・劇物等による事故災害へ対応するための対策計画を定める。

4 複合災害対策編

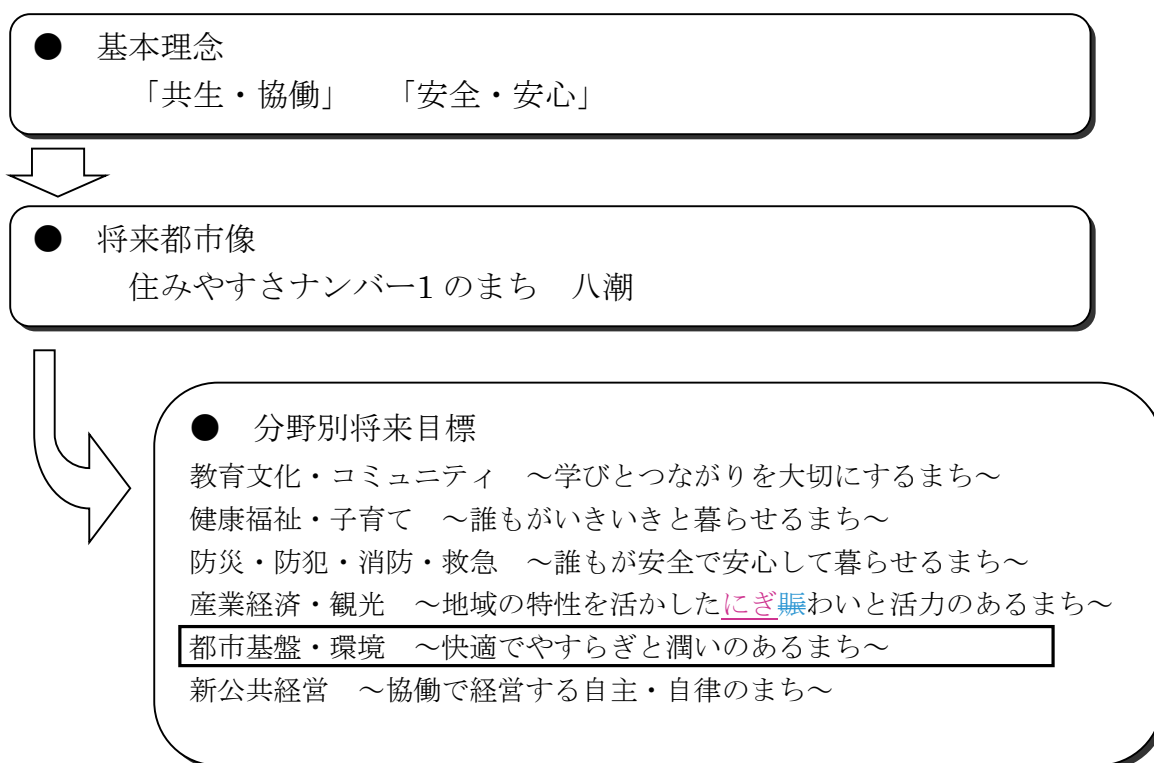
熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。

第4 計画の基本方針(防災ビジョン)

4.1 八潮市総合計画

市は、平成28年3月に平成37年度を目標年次とした、第5次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。

第5次八潮市総合計画基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。



第2 人口等の推移【市民課】

市の人口は 92,501~~90,861~~ 人、世帯数は 44,268~~42,479~~ 世帯（令和3 ~~平成31~~ 年1月1日現在）となっており、平成17年8月のつくばエクスプレス八潮駅の開業により、駅周辺の整備やそれに関連する土地区画整理が進み、まちの様相が大きく変わるとともに、市民生活の利便性が向上し、人口が増加している。

また、年齢3区分別の人口においては、令和3年1月1日現在（前年と比較し）、年少人口は減少傾向、生産年齢人口及びは減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、平成30年では、年少人口が 11,553~~11,378~~ 人で 12.5~~12.8~~ %、生産年齢人口が 60,012~~57,151~~ 人で 64.9~~64.3~~ %、老年人口が 20,936~~20,675~~ 人で 22.6~~22.7~~ %の割合を示している。これは、埼玉県平均より高齢化の進行が速い状況にある。

八潮市人口推移

（各年1月1日現在）

年	総人口	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65以上)	世帯数
平成17年	76,166	11,366 (14.9%)	54,490 (71.5%)	10,310 (13.5%)	29,083
平成18年	76,741	11,320 (14.8%)	54,166 (70.5%)	11,255 (13.5%)	29,719
平成19年	78,289	11,514 (14.7%)	54,509 (69.6%)	12,266 (15.7%)	31,280
平成20年	79,601	11,629 (14.6%)	54,860 (68.9%)	13,112 (16.5%)	32,332
平成21年	81,376	11,837 (14.6%)	55,368 (68.0%)	14,171 (17.4%)	33,553
平成22年	82,346	11,825 (14.4%)	55,491 (67.4%)	15,030 (18.3%)	34,317
平成23年	82,673	11,853 (14.3%)	55,331 (66.9%)	15,489 (18.7%)	34,750
平成24年	83,609	11,848 (14.2%)	55,704 (66.6%)	16,057 (19.2%)	35,584
平成25年	84,155	11,789 (14.0%)	55,400 (65.8%)	16,966 (20.2%)	35,602
平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387
平成27年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149
平成28年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022
平成29年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602
平成30年度	88,894	11,378 (12.8%)	57,151 (64.3%)	20,365 (22.9%)	40,841
平成31年度	90,861	11,517 (12.7%)	58,669 (64.6%)	20,675 (22.7%)	42,479
令和2年	<u>92,112</u>	<u>11,559</u> (12.5%)	<u>59,665</u> (64.8%)	<u>20,888</u> (22.7%)	<u>43,609</u>
令和3年	<u>92,501</u>	<u>11,553</u> (12.5%)	<u>60,012</u> (64.9%)	<u>20,936</u> (22.6%)	<u>44,268</u>
埼玉県 令和3年平成 31年	<u>7,393,780</u> 7,377,199	<u>890,390</u> 912,393 (12.0) 12.4 %)	<u>4,543,859</u> 4,555,562 (61.5) 61.7 %)	<u>1,959,531</u> 1,909,244 (26.5) 25.9 %)	<u>3,397,955</u> 3,070,514

発生 年月日	災害名称	床上 浸水	床下 浸水	田畑被害	道路被害	その他被害
平成13年 8月21～22日	台風11号 65.0mm	0棟	2棟			
平成13年 9月10～11日	台風15号 139.5mm	0棟	10棟			
平成13年 10月10日	集中豪雨 151.5mm	2棟	55棟			
平成15年 8月15日	大雨 20mm	0棟	15棟			
平成15年 10月13日	集中豪雨 75mm	0棟	13棟			
平成16年 10月9日	台風22号 164.5mm	9棟	73棟		冠水108	
平成16年 10月20～21日	台風23号 178.0mm	2棟	70棟		冠水85	
平成18年 7月26日～27日	集中豪雨 153.5mm	2棟	16棟		冠水35	
平成20年 8月30日	集中豪雨 115.5mm	11棟	153棟		冠水37	
平成21年 8月10日	集中豪雨 67mm	1棟	12棟			
平成21年 10月8日	台風18号 90mm	10棟	25棟			
平成22年	大雨	0棟	4棟			
平成25年 10月15日～17日	台風26号 202mm	103棟	110棟			
平成27年 9月6日～10日	台風18号及 び豪雨 347.5mm	16棟	26棟			
平成28年 8月21日～24日	台風9号及 び豪雨 97.5mm	0棟	7棟			
<u>令和元年 9月8日</u>	<u>台風15号</u>	<u>0棟</u>	<u>0棟</u>		<u>冠水4</u>	
<u>令和元年 10月12日</u>	<u>台風19号</u>	<u>0棟</u>	<u>5棟</u>	<u>ビニールハウ ス屋根一部破 損</u>	<u>冠水3</u>	

第5 被害想定

5.1 本市の被害想定

国、県による洪水浸水想定区域の指定の結果、市内で浸水が想定される水深は最大で10.0m未満であり、10.0m以上の水深になる浸水は確認されなかった。

また、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、元荒川の5河川の浸水想定では、市域の中央部の中央～八潮～緑町の地区にかけて浸水しない区域が想定されているが、利根川、江戸川、荒川の3河川の浸水想定では、市域の全域で浸水が想定されている。

□本市の洪水浸水被害想定

河川名	利根川水系 利根川	利根川水系 江戸川	荒川水系 荒川	利根川水系 中川	利根川水系 綾瀬川	荒川水系 芝川・新芝川	利根川水系 元荒川
浸水予測 区域	市全域	市全域	市全域	市中央部以外 の全域	市中央部及び 市東側の中川 沿いを除く全 域	綾瀬川西側(西 袋、柳之宮地 区)及び西袋、 大曾根、浮塚、 垢地区の一部	市中央部及び 市東側の中川 沿いの一部を 除く全域
最大予測 水位	3.05 0m～ 5.0 10.0 m未 満	3.0m～5.0m 未満	3.0m～5.0m 未満	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満	1.0 0m～ 2.0 3.0 m未 満	0.52 0m～ 5.0m未満
最大予測 水位地区	・八條、 <u>鶴ヶ曽根、垢、大原、大曾根、浮塚、中央4丁目、八潮5丁目、八潮8丁目、茜町1丁目、大瀬5丁目の一部</u> ・ <u>中川綾瀬川沿</u> <u>一帯</u>	・八條、 大原 、 <u>南川崎、茜町1丁目、大瀬5丁目の一部</u>	・八條、 <u>鶴ヶ曽根、大曾根、浮塚</u> 大原 、 <u>茜町1丁目、大瀬5丁目の一部</u> ・中川沿一帯	・中川沿一帯	・西袋の綾瀬川 西側のほぼ全 域	・ <u>西袋の綾瀬川 西側の一部</u>	・ <u>綾瀬川西側の ほぼ全域</u> ・ <u>中川小学校を 中心とした一 部</u>
地区別予想水位 (m)							
八條	0.0～ 5.0 10.0 m未 満	0.0～ 5.0 10.0 m未 満	0.0～ 5.0 10.0 m未 満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～5.0未満</u>
鶴ヶ曽根	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
小作田	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
松之木	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
伊草	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
新町	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
二丁目	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
木曾根	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
南川崎	0.5～5.0未満	0.0～5.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
伊勢野	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
大瀬	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～5.0未満</u>
古新田	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
垢	0.5～ 5.0 10.0 m未 満	0.0～ 3.0 10.0 m未 満	0.0～ 3.0 10.0 m未 満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0～3.0未満</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
上馬場	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	<u>0.0～3.0未満</u>	<u>0.0～3.0未満</u>
中馬場	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	<u>0.0</u>	<u>0.0～0.5未満</u>

総則 第2節

大原	0.5~ 5.0 4.0 未満	0.0~ 3.0 4.0 未満	0.0~ 3.0 4.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大曽根	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
浮塚	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
西袋	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~5.0 未満</u>
柳之宮	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~5.0 未満</u>
南後谷	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~5.0 未満</u>
中央1	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
中央2	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	0.0	<u>0.0</u>	<u>0.0~0.5 未満</u>
中央3	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0	0.0	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
中央4	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
八潮1	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	0.0	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>
八潮2	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0	0.0	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>
八潮3	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
八潮4	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
八潮5	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
八潮6	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
八潮7	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0	0.0~0.5 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
八潮8	0.5~5.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0~3.0 未満</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
緑町1	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
緑町2	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
緑町3	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
緑町4	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
緑町5	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大瀬1	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大瀬2	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大瀬3	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大瀬4	0.5~5.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大瀬5	0.5~ 5.0 4.0 未満	0.5~5.0 未満	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
大瀬6	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.5~3.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~0.5 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>
茜町1	0.5~5.0 未満	0.5~5.0 未満	0.5~5.0 未満	0.0~3.0 未満	0.0~3.0 未満	<u>0.0</u>	<u>0.0~3.0 未満</u>

5.2 大規模水害の被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

次のシミュレーションされた氾濫状況では、市内のほとんどが浸水することが判明している。

1 利根川首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

県の機関	事務又は業務の大綱
越谷 県土整備事務所	1. 降水量及び水位等の観測通報に関すること 2. 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関すること 3. 水こう門及び排水機場等に関すること 4. 水防管理団体との連絡指導に関すること 5. 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること 6. 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること
草加警察署	1. 情報の収集、伝達及び広報に関すること 2. 警告及び避難誘導に関すること 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関すること 4. 交通の秩序の維持に関すること 5. 犯罪の予防及び検挙に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 遺体の検視(見分)に関すること 8. 漂流物等の処理に関すること 9. その他治安維持に必要な措置に関すること
中川・綾瀬川 総合治水事務所	1. 中川・綾瀬川等の改修、維持管理に関すること

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東財務局	1. 災害査定立会に関すること 2. 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3. 地方公共団体に対する融資に関すること 4. 国有財産の管理処分に関すること
埼玉労働局(春日部 労働基準監督署、草 加公共職業安定所)	1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること 2. 職業の安定に関すること
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	1. 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. <u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</u><u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</u> 3. <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u><u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること</u> 4. <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u><u>緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関すること</u> 5. <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u><u>市町村が行う避難情報発令の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</u> 6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと 7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
関東農政関東農政局 (消費・安全部 地域第一課)	1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、<u>防災上重要な施設</u>の点検・整備事業の<u>実施又は指導</u>に関すること 2. 応急対策

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
	(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する こと (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 3. 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する こと (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
関東運輸局 埼玉運 輸支局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2. 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3. 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること
東京航空局 東京空 港事務所	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関するこ と 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3. 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関するこ と
関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること</u> <u>3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</u> <u>4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波 数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を 行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u> <u>5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u>
関東地方整備局 (江戸川河川事務 所)	1. 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2. 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」 の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3. 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

6.2 指定地方公共機関

指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
首都圏新都市 鉄道(株)八潮駅	1. 鉄道施設の安全保安確保に関する事 2. 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
(一社)埼玉県 トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区	1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関する事
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事
(株)テレビ埼玉	1. 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事
(株)エフエムナッ クファイブ	1. 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事 2. 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事
(一社)埼玉県バス 協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事
(一社)埼玉県L P ガス協会南東武支 部	1. L P ガス供給施設の安全保安に関する事 2. L P ガスの供給の確保に関する事 3. カセットボンベを含むL P ガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事 4. 自主防災組織等がL P ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

その他の協力機関	事務又は業務の大綱
(一社)草加八潮医 師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤 師会 (社)埼玉県接骨師 会草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事
草加八潮獣医師会	1. 所有者不明の動物の一時保護に関する事 2. 負傷した動物に対する応急処置に関する事 3. 被災した動物に関する健康相談等に関する事 4. 被災した動物の情報提供に関する事 5. その他必要な救護活動に関する事
さいかつ 農業協同組合	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2. 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3. 被災農家に対する融資、斡旋に関する事 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事 5. 農作物の需給調整に関する事
生活協同組合	1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事

第1節 防災体制整備計画

第1節 防災体制整備計画

第1 職員動員体制の整備

- 1.1 職員の初動体制の整備
- 1.2 職員動員体制の整備
- 1.3 業務継続計画の策定
- 1.4 防災に従事する職員等に対する教育
- 1.5 防災対応マニュアルの作成

第2 防災拠点の整備

- 2.1 防災拠点の区分
- 2.2 防災拠点施設の整備
- 2.3 緊急輸送ネットワークの整備

第3 応援協力体制の整備

- 3.1 他市区町村との相互応援協力
- 3.2 防災関係機関との協力
- 3.3 公共的団体等との協力
- 3.4 事業者との協力
- 3.5 ボランティア等との協力 受援計画の策定
- 3.6 応援受入体制の整備 ボランティア等との協力
- 3.7 広域応援体制の整備

第4 風水害に関する調査・研究

- 4.1 基礎的調査研究
- 4.2 風水害対策に関する調査又は点検
- 4.3 防災研究成果の活用

2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、道路班、施設管理者】

1 緊急輸送道路の指定

統括班、道路班は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、地域における災害時の危険度や現況等に基づいて、あらかじめ次の施設を結ぶ道路を指定する。

- ① 市庁舎
- ② 市出先庁舎
- ③ 市内の関係機関施設
- ④ 防災活動拠点
- ⑤ 指定避難所
- ⑥ 市内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ⑦ 臨時ヘリポート
- ⑧ 着岸施設(河川)

また、県は、市域における災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

□市内の県指定緊急輸送道路(令和2平成28年8月現在)

道路種別	緊急輸送道路の分類	路線名	区間
高速道路	第1次特定	東京外かく環状道路	和光市南(東京都境)～三郷南 IC
高速道路	第1次特定	首都高速6号三郷線	八潮市浮塚(都境)～三郷 Jct. IC
国道	第1次特定	国道298号	和光市新倉～三郷市高洲(東京都境)
国道	第1次	国道4号 (東埼玉道路/側道)	八潮市八條(298号との白鳥交差点) ～越谷市大成町(越谷流山線との交差点)
主要地方道	第1次	草加流山線	草加市栄町(足立越谷線との谷古字橋交差点) ～三郷市早稲田(千葉県境)
主要地方道	第2次	松戸草加線	三郷市鷹野(298号との交差点) ～草加市吉町(足立越谷線との青野交差点)
一般県道	第2次	平方東京線	八潮市大曾根(八潮三郷線との交差) ～八潮市浮塚(都県境)
一般県道	第2次	八潮三郷線	八潮市浮塚(平方東京線との交差) ～三郷市番匠免(三郷 Jct. IC)
市道	第2次	市道2031号線	八潮市中央一丁目8番地3(県道草加松戸線との交差) ～八潮市中央一丁目5番地12(市役所入口)

2 緊急輸送道路等の整備

道路班は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、防災関係機関と連携して緊急輸送道路や周辺施設の整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者の取組

- ① 地域防災計画等の各々の計画で、県に指定された緊急輸送道路の補強や架け替えの検討を行い、計画に基づいて耐震性の向上を図る。

第3 応援協力・受入体制の整備

市及びその周辺に大規模災害が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生した災害の全てに対応できないことが予想される。このため、災害時の相互援助を目的として、他市区町村及び防災関係機関等と応援協力体制を推進する。また、国、県、他市区町村などに対し、応援要請を行った際に、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、関係機関と調整を図りながら、受入体制を整備する。~~災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、他の防災関係機関との連携を強化し、自主防災組織の万全を期する。~~

資料 1.5 協定締結先一覧

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会、県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班、各班】

1 他市区町村との相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援について、市は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県）

資料 1.7 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援協定に関する協定書

2 他市区町村との相互応援協力体制の確立

各班は、災害時の応援要請手続を円滑に行うため、平時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

3.2 防災関係機関との協力【統括班】

1 防災関係機関との応援協力体制の確立

統括班は、災害発生時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に実施できるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施する。また、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

3.3 公共的団体等との協力【各班】

1 公共的団体の種別

日本赤十字奉仕団、(一社)草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、草加八潮獣医師会、(一社)八潮市薬剤師会、(社)埼玉県接骨師会草加八潮支部、市社会福祉協議会、さいかつ農業協同組合、八潮市商工会、生活協同組合

2 公共的団体等との協力体制の確立

統括班は、公共的団体に対し、大規模災害時において応急・復旧活動等に積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶ等、協力体制の整備に努める。また、関連のある班と協力して、協定等を締結した団体に対し、市の地域防災計画を推進するため、防災に関する組織の充実を図るよう指導する。

これらの団体の協力業務は、以下のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見した場合、関係機関へ連絡すること
- ② 災害発生時における広報等に協力すること
- ③ 避難誘導及び指定避難所等での救援に協力すること
- ④ 被災者の救助活動に協力すること
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の調達・配給に協力すること
- ⑥ 被害状況の調査に協力すること
- ⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
- ⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

3.4 災害時受援計画の策定【統括班、各班】

~~統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にするため、全庁的な災害時受援計画の指針を策定する。各班は、それぞれが所管する応急対策業務への対処の継続・再開に、要員不足が発生する事態を想定して、災害時相互応援協定の~~

~~締結先自治体や、埼玉県を通じて派遣される広域応援職員の受け入れ・調整計画をまとめて組織別の災害時受援計画を整備する。~~

3.5 3.4 事業者との協力【全班】

1 事業者との応援協力協定の締結

各班は、担当する業務と関連する事業者と協力して、災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材等を積極的かつ優先的に供給が得られる体制の確立に努める。また、担当する業務を迅速かつ円滑に推進するため、その業務に関連する事業者と応援協定を締結するように努める。

資料 1.5 協定締結先一覧

2 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度

統括班は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所に登録した企業・事業所が、地域社会の一員として地域コミュニティと協力し、防災・救助活動等を実施できる体制を整備する。

また、県の協力のもと、上記制度の登録企業と平時より協議・調整を図り、災害時の協力体制について構築する。

<「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要>

埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度とは、あらかじめ登録した企業等が、災害時に県内の地域と協力して、人員、物品、資機材及び場所の提供等を、地域の要請又は自主的・自発的に実施するものである。

3 防災組織の整備、育成

自主防災組織の構成員である地域住民が、日中、不在であることもが想定されるため、八潮市防災基本条例において、事業者の責務として、市民や自主防災組織と連携し、地域の防災対策に協力するよう努めることを位置付けた。このことから、物資班は、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導及び連携強化に努める。

4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

草加八潮消防組合は、危険物施設の管理者に対して事故予防規程の制定や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体で防災組織を設立し、市との相互協力を行う。

草加八潮消防組合は、事業所に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。

3.6 3.5 ボランティア等との協力【ボランティア支援班、市社会福祉協議会】

1 活動体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア支援班及びNPO法人と連携してボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

また、市社会福祉協議会及びボランティア支援班は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力し、災害時における防災ボランティアとの連携方法等を検討する。

市職員は、災害時におけるボランティアの重要性を認識し、活動内容、活動体制について平時より自己研鑽に努める。災害ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

- ① 一般作業(炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等)
- ② 特殊作業(アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等)
- ③ ボランティアコーディネート業務
- ④ 災害救援専門ボランティア業務
- ⑤ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

資料 1.35 災害時における医薬品輸送等に関する協定書
(災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部)

資料 1.36 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書
(特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク)

2 活動拠点の整備

ボランティア支援班は、発災後直ちにボランティアが活動を実施できるようにするため、ボランティアの自主性を尊重し、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能に必要な通信設備、生活必需物資等の確保に努める。

3 市民への周知

ボランティア支援班は、市民に対して県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録へのPRを積極的に行う。

3.7 3.6 応援受入広域応援体制の整備【統括班、人事班、財政班、避難所班、帰宅困難者支援班】

1 受援体制の整備

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペース

の適切な空間の確保に配慮する。

2-1 広域避難者の受入体制の整備

統括班は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設を検討する。

また、避難の長期化に備え、県と連携して、応急仮設住宅の適地用地調査や、公営住宅等の空き室状況の把握を行うとともに、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

3-2 広域応援拠点の確保

統括班は、県と連携して、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる広域支援拠点を確保するため、拠点候補地の事前選定に努める。

なお、首都高速6号三郷線の八潮出入口又は八潮南出入口周辺において、事業予定地、グラウンド、駐車場等を所有する民間企業に対して、大規模災害時における用地の利用ができるようにあらかじめ協議する。

4 活動体制及び拠点の整備

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

5 受援計画の策定

統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にするため、全庁的な災害時受援計画の指針を策定する。各班は、それぞれが所管する応急対策業務への対処の継続・再開に、要員不足が発生する事態を想定して、災害時相互応援協定の締結先自治体や、埼玉県を通じて派遣される広域応援職員の組織別の災害時受援計画を整備する。

また、外部からの応援を円滑に受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。

第4 風水害に関する調査・研究

風水害による被害は、災害の規模とともに市の地形条件や社会条件と密接に関係するため、その対策は合理性と多様性が求められる。従って、市域の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な風水害対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野についても総合的かつ効果的な基礎研究を実施する。

4.1 基礎的調査研究【統括班、道路班】

1 ハザードマップの作成・周知

(1) 洪水ハザードマップの作成

河川整備の限界を超えた洪水に見舞われた場合、被害を最小限にとどめるためには、市民の洪水に対する知識や日頃の心構えが重要になる。

そのため、大雨により万一堤防が決壊し、洪水が発生した場合にも、迅速かつ的確に市民が避難できるよう、河川のはん濫により想定される浸水区域、指定避難所の位置、緊急連絡先、情報連絡経路等、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成する。これを市民に公表することで、洪水の危険性を認識してもらい、水害時に自主的に避難する等、被害の軽減を図る。

なお、洪水ハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を記載する。

(2) 内水ハザードマップの作成

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

道路班は、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを住民に情報提供することで被害の軽減を図る。

なお、内水ハザードマップにおいて、雨水出水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を記載する。

(3) ハザードマップの周知公表

統括班及び道路班は、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップについて広報、市ホームページ等により、当該地域が洪水浸水想定区域であることを周知する。

なお、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

2 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達体制

統括班は、防災関係機関等と連携し、指定避難所を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。また、防災行政無線、埼玉県災害オペレーション支援システム、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

(2) 特に配慮が必要な施設に対する情報伝達体制

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域に指定された地域にある、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を所管する課は、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の情報伝達が必要であると判断した場合、電話、ファクス等により速やかに当該情報を提供する。

資料 2.24 洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

3 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類

情報班は、平時から災害時の情報の区分、処理・分析方法を明確にし、災害時に迅速な処理・分析が行えるよう努める。なお、処理・分析を的確に実施する人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用する。

① 災害時に取り交わされる情報

予 警 報：気象庁等が発する注意報、警報等の情報

観測情報：雨量、水位等水防活動に係る情報

被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

措置情報：県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報

生活情報：ライフライン等生活に関する情報

② 事前に準備すべき情報

地域情報：地形、地質、人口、建築物、公共施設等の情報

支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースの整備

統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。

災害情報データベースシステムは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所等、防災施設等のデータを保有する。

また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。

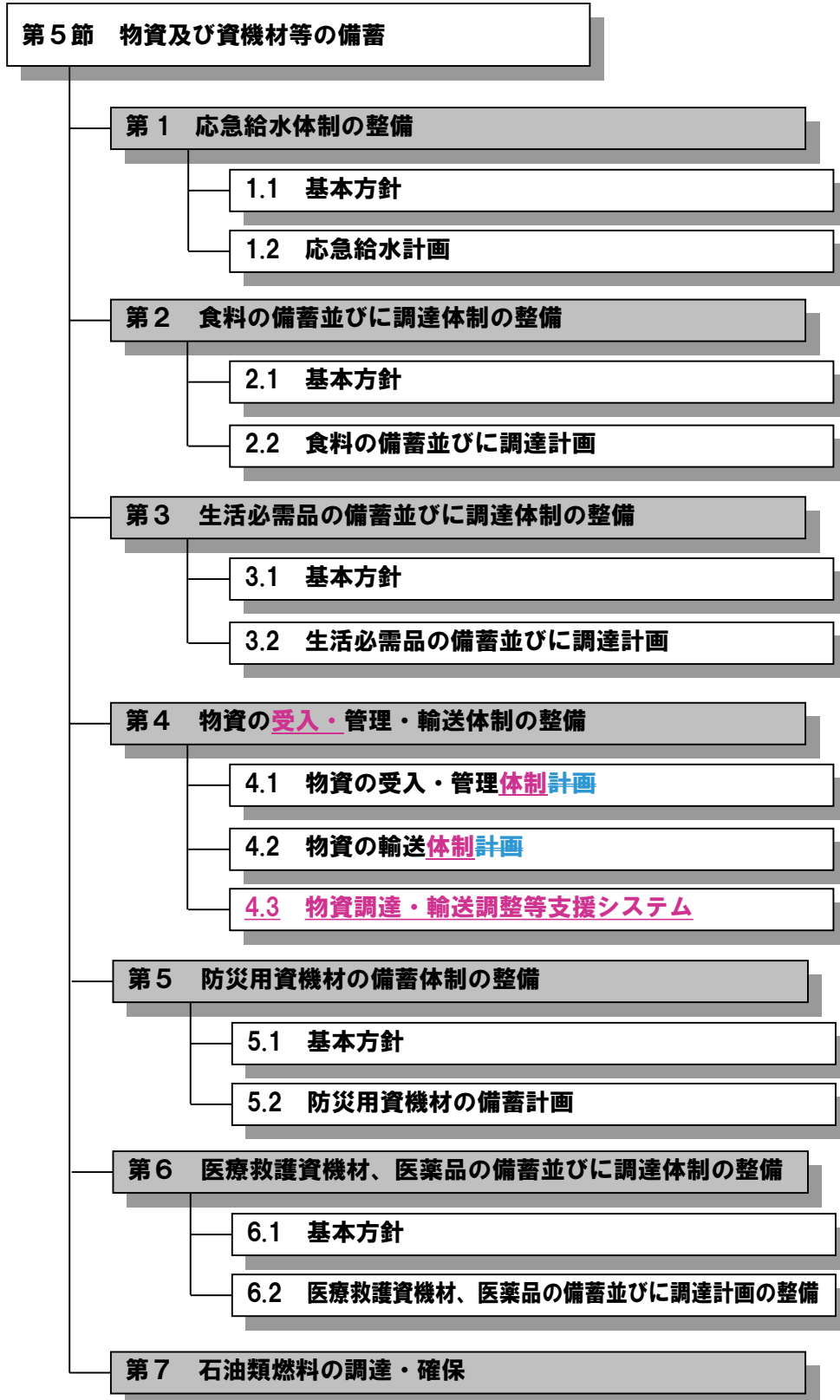
□浸水時の指定避難所・指定緊急避難場所一覧

種別	No.	避難施設名	所在地	施設の利用可否						
				利根川	江戸川	荒川	中川	綾瀬川	芝川・新芝川	元荒川
指定避難所・指定緊急避難場所	1	八條小学校	鶴ヶ曽根 1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	2+階
	2	潮止小学校	南川崎 822	3階	3階	3階	3階	2階	1階	2+階
	3	八幡小学校	中央 4-21-16	2階	2階	2階	2階	2階	2+階	2+階
	4	大曽根小学校	圀 527	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	5	松之木小学校	緑町 3-9-1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	2+階
	6	中川小学校	大瀬 1516	3階	3階	1階	3階	1階	1階	1+階
	7	八條北小学校	八條 1150	2階	2階	2階	2階	1階	1階	2+階
	8	大瀬小学校	大瀬 3-9-1	3階	3階	3階	3階	2階	1階	2+階
	9	大原小学校	八潮 7-42-1	2階	2階	2階	1階	1階	1階	1階
	10	柳之宮小学校	柳之宮 140	2階	2階	2階	2階	2階	1階	2+階
	11	八潮中学校	中央 1-1-2	3階	3階	3階	2階	1階	1階	2+階
	12	大原中学校	八潮 5-9-1	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	13	八條中学校	八條 555	2階	2階	2階	2階	1階	1階	2+階
	14	八幡中学校	緑町 4-19-1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	2+階
	15	潮止中学校	古新田 530	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2+階
	16	八潮高校	鶴ヶ曽根 650	2階	2階	2階	2階	1階	1階	2+階
	17	八潮南高校	南川崎 519-1	3階	3階	3階	3階	1階	1階	1階
指定緊急避難場所	18	八潮中央公園	中央 1-9	—	—	—	○	○	○	○
	19	大原公園	八潮 3-27	—	—	—	○	○	○	○
	20	八潮南公園	大瀬 1847-8	—	—	○	—	○	○	○
	21	大瀬運動公園	大瀬 1304	—	—	—	—	—	○	—
	22	下河原運動広場	鶴ヶ曽根 2213	—	—	—	—	○	○	○
	23	八条親水公園	八條 1620-3	—	—	—	—	○	○	—
	24	西袋陣屋公園	西袋 625	—	—	—	○	—	—	—
	25	中川やしおフラワーパーク	木曽根 1009-1	—	—	—	—	○	○	○
	26	鶴ヶ曽根運動広場	鶴ヶ曽根 1535-1	—	—	—	—	○	○	○
	27	やしお駅前公園	大瀬 6-3-1	—	—	—	—	—	○	—
	28	中川やしおスポーツパーク	大字 2-1585	—	—	—	—	○	○	○
指定避難所	29	コミュニティセンター	八條665	—	—	—	—	1階	1階	—
	30	八幡公民館	中央 3-32-11	—	1階	2階	1階	1階	1階	1階
	31	老人福祉センター寿楽荘	木曽根 322	—	—	—	—	1階	1階	1階
	32	資料館	南後谷 763-50	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	33	八條公民館	八條 2753-46	—	—	—	—	2階	1階	2階
	34	やしお苑	南川崎 210-1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	35	杜の家やしお	鶴ヶ曽根 567-1	2階	2階	2階	1階	1階	1階	1階

—：使用不可 1階：1階以上利用可能、2階：2階以上利用可能、3階：3階以上利用可能

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

第5節 物資及び資機材等の備蓄



第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時における被災者等の生活上必要な物資についても、原則的には市民や事業者の災害に対する「日頃の備え」の一環として備蓄されることを原則とするが（自助による備蓄）、災害によって備蓄物品が使用不能となった場合で、かつ市内での購入が困難な状況においては、その供給又は貸与は、災害救助法の適用の有無に関わらず、市が行う（公的備蓄）。

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資については、平時からの備蓄及び業者と調達協定を締結する等の方法により、円滑に確保できる体制を整備する。

3.1 基本方針

1 生活必需品給(貸)与の対象者

災害時の生活必需品給(貸)与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は損壊し、また流通の混乱により、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 給(貸)与品目

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給品目に関しては、原則として以下のよう
に定められているが、個々の品目についてはある程度変更することが可能とされている。従っ
て、過去の災害事例を参考に、平時から供給品目について検討しておく。

また、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難生
活を想定した物資等についても備蓄を検討し、必要とされる品目と数量を備蓄計画に記載する。

特に、高齢者、障がい者、乳児等の要配慮者並びに女性に配慮した物資等についても備蓄し
ていく。

□災害救助法に基づく生活必需品の品目

品目	例示
被服、寝具及び身の回り品	衣服、下着、靴下、靴、サンダル、傘、毛布、布団、紙おむつ等
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、はし等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス等

3 目標数量

県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標として
いる。市は、震災による想定避難者数 4,545 人に対して 1.5 日分を当面の目標とし、備蓄を進
める。

4 支出できる費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 1330 年 5 月埼玉県
告示第 393574 号)に基づき 1 世帯あたり次の金額内とする。

□住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季別	上限金額					※加算額
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
夏季(4月から9月)	¥18,500	¥23,800	¥35,100	¥42,000	¥53,200	¥7,800
冬季(10月から3月)	¥30,600	¥39,700	¥55,200	¥64,500	¥81,200	¥11,200

□住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	上限金額					※加算額
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
夏季(4月から9月)	¥6,000	¥8,100	¥12,200	¥14,800	¥18,700	¥2,600
冬季(10月から3月)	¥9,800	¥12,800	¥18,100	¥21,500	¥27,100	¥3,500

※世帯人数が6人以上で1人増えるごとに加算する額

3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資班】

1 備蓄計画の策定

統括班は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画を策定し、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。

なお、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上備蓄する。

2 調達計画の策定

統括班及び物資班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。

調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保やその担当窓口の把握に努める。

資料 1.28 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書
(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)

資料 1.31 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)

資料 1.32 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セッツカートン株式会社)

第4 物資の受入・管理・輸送体制の整備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4.1 物資の受入・管理体制計画【統括班、物資班】

1 救援物資等の集積場所の確保

統括班及び物資班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

□物資集積拠点

集積地	所在地	連絡先
ゆまにて	南川崎 523	048-996-0123

統括班及び物資班は、効率的にニーズの把握や物資の輸送を実施するため、調達した物資や義援物資の受け入れ、管理、分配等に関するマニュアルを策定する。

4.2 物資の輸送体制計画【統括班、物資班】

1 輸送体制の整備

統括班及び物資班は、事前に輸送業者の連絡先を確認するなど輸送業者と十分に協議し、連携体制の構築に努める。

また、緊急輸送時に使用が想定される車両及びこれを運転する人員等を迅速に手配できるよう、関係機関、関係企業と協定等の締結による協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

2 物資集積拠点の指定

統括班及び物資班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

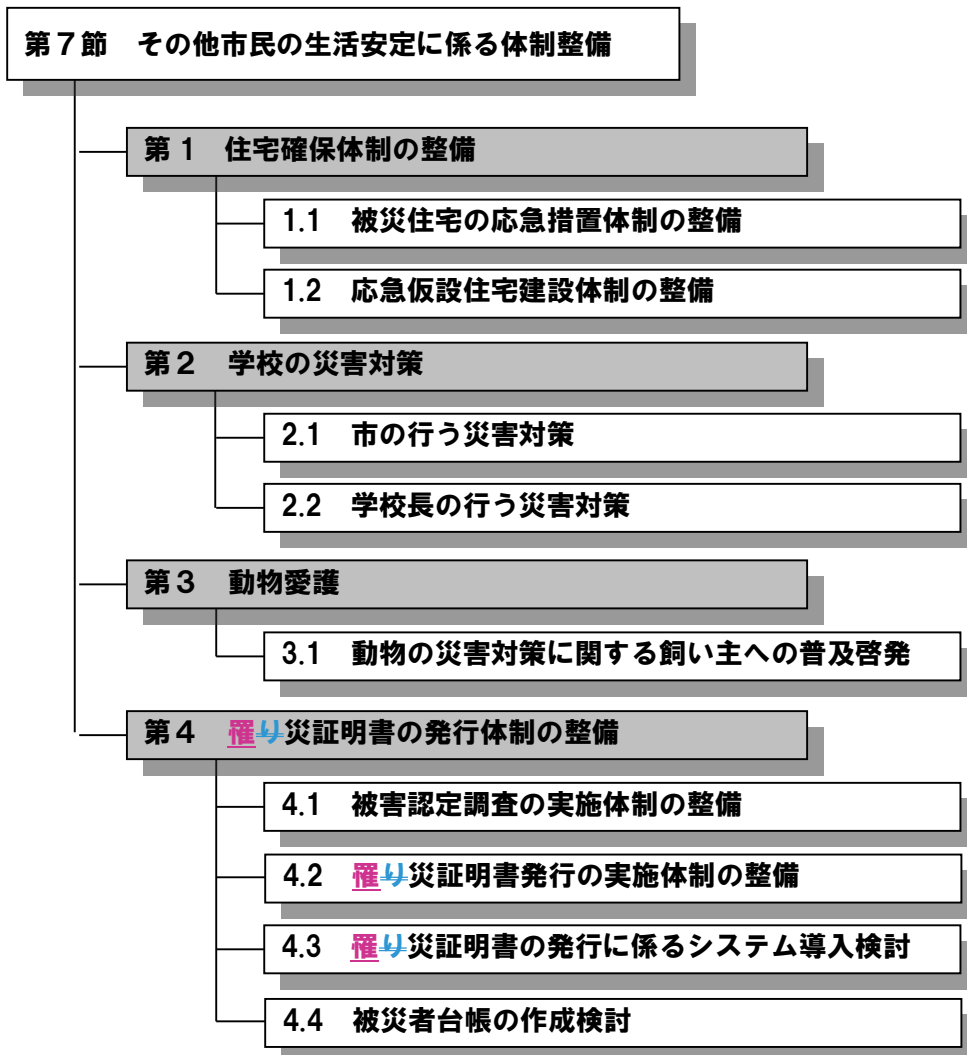
□物資集積拠点

集積地	所在地	連絡先
ゆまにて	南川崎 523	048-996-0123

4.3 物資調達・輸送調整等支援システム【統括班、物資班】

統括班及び物資班は、迅速かつ円滑な物資支援の実現を図るため、物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第7節 その他市民の生活安定に係る体制整備



第1 住宅確保体制の整備

1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【道路班、応急危険度判定班】

~~1 被災住宅の応急措置体制の整備~~

~~道路班は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、各判定の趣旨を市民へ周知する。~~

~~また、庁内で応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得を奨励するとともに、災害に備え事前に関係機関・団体と連携・協力し、判定士の確保に努める。~~

~~2 応急危険度判定用資材の整備~~

~~道路班は、応急危険度判定、被災宅地危険度判定に使用する判定調査票及び判定ステッカーを主要な防災拠点に備蓄し、使用方法の習熟を図る。~~

~~資料 2.40 応急危険度・被災宅地危険度判定ステッカー~~

1-3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立

道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。

2-4 関係機関との協力体制の確立

道路班は、八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）

資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書（八潮市防災連絡会）

1.2 応急仮設住宅建設体制の整備【道路班、応急危険度判定班】

1 用地の確保

(1) 基本方針

道路班は、災害時の応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。

なお、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。

資料 2.730 応急仮設住宅建設予定地一覧

第4 **罹り**災証明書の発行体制の整備

4.1 被害認定調査の実施体制の整備【被害認定調査班】

被害認定調査班は、災害時に**罹り**災証明書を遅滞なく交付するため、住家の被害認定調査の調査担当を定める。

また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入体制を構築する。

4.2 **罹り**災証明書発行の実施体制の整備【被害認定調査班】

被害認定調査班は、災害時に**罹り**災証明書を遅滞なく交付するため、**罹り**災証明書の交付担当を定める。

また、**罹り**災証明書の発行業務に対する応援の受入体制を構築する。

4.3 **罹り**災証明書の発行に係るシステム導入検討【被害認定調査班】

被害認定調査班は、効率的な**罹り**災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

4.4 被災者台帳の作成検討【被害認定調査班】

被害認定調査班は、円滑かつ効率的な被災者支援の実施のため、被災者台帳を作成し、台帳上で被災者に対する支援状況を一元管理するなどの活用について検討する。

第1 防災意識の高揚

市は、市民のそれぞれの状況に応じた体系的な防災教育を行い、市民の災害対応力を高める。また、市民自らが地域を守る一員として、積極的に防災学習ができるよう環境の整備を行い、防災意識の高揚を図る。また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

1.1 防災教育計画【統括班、要配慮者支援班、帰宅困難者支援班、避難所班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会】

1 学校における防災教育

避難所班及び統括班は、学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.71)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。

- (1) 学校行事としての防災教育
- (2) 教科等による防災教育
- (3) 教職員に対する防災研修

2 社会教育における防災教育

統括班は、草加八潮消防組合、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

- (1) 講座
災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得、男女共同参画の視点からの防災対策についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。
- (2) 実習
救助の方法、特に心肺蘇生に対する知識と技術について体得させるよう指導を促す。
- (3) 話し合い学習
カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。
- (4) 見学
防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。
- (5) 印刷物

1.2 防災知識普及計画【統括班】

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項について、統括班は県と協力して市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。水害はある程度予測可能な災害ではあるが、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることが重要となる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

1 防災知識の普及内容

- ① 防災の種別、特性、一般的知識
- ② 災害対策基本法及び関連法の趣旨
- ③ 災害時における心得
- ④ 防災計画の概要
- ⑤ 被害報告及び避難方法
- ⑥ 過去の災害の状況
- ⑦ 災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

統括班は、防災に関する知識を普及させるため、「広報やしお」等における防災記事の掲載や防災パンフレットの作成等を行い、知識の普及を図る。

また、その他にも次の手法を活用し、知識普及に努める。

- ① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- ② 映画、スライドの活用
- ③ 立て看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ④ 出前講座、講習会、講演会、座談会等の開催

1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】

統括班は、市内における過去の災害教訓や災害文化を後世に伝えていくため、災害調査の分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】

1 総合防災訓練

各班は、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で実施するものとする。

請等

③ 実施頻度

必要に応じて行う。

（６）避難所開設・運営訓練

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

4 小中学校等で行う訓練

学校等の施設管理者は、児童・生徒の生命及び身体の安全を期するため、教職員、児童・生徒が災害に対し、臨機応変の処置が取れるよう、あらかじめ各種状況の想定のもとに避難訓練を実施する。具体的には、以下の方針に基づいて定期的に訓練を行うものとし、避難所班はそれを指導する。

- ① 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。
- ② 避難訓練を通して、児童・生徒及び教職員の防災意識を高め、防災体制の確立を図る。
- ③ 避難訓練を通して、災害時における規律と協力の精神を養い、実践力を育む。

5 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、統括班は、草加八潮消防組合と連携し、市民等の行う訓練に支援・協力する。

（１）事業所の訓練

病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者に対して、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加するよう働きかける。

（２）自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。また、災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れる。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた草加八潮消防組合、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

第3 要配慮者安全確保計画

災害による犠牲者の多くは高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人などのいわゆる要配慮者とされている。このため、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとに、要配慮者の防災避難支援対策を推進する。

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

災害時に配慮を要する者。高齢者、要介護者、~~身~~障がい者、妊産婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に配慮が必要な者。

・ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

・ 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者。消防機関、警察署、町会・自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーなど。「避難行動要支援者名簿」の提供先となる。

3.1 基本方針【要配慮者支援班】

1 地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに地域住民が協力し、一体となって取り組む。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う。

2 関係機関・団体との協力体制の整備

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、並びに福祉関係者として市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との協力体制に関する協議を定期的開催する。

3 避難支援計画の策定

要配慮者支援班は、地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市避難行動要支援者災害時要援護者避難支援計画を策定する。（注）

また、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施していくものとする。

3.3 避難行動要支援者の対策【要配慮者支援班、避難所班、統括班】

1 対象者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は次のとおり。なお、全て在宅者に限る。

(1) 高齢者

- ① 健康に不安を抱える 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定 3 以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者
(在宅者のみ)

(2) 障がい者

次の①～④③に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者

- ①④ 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が 1～2 級の認定を受けている者
- ② 療育手帳 A、A を所持する知的障がい者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者知的障がいや精神障がいのある者
- ④③ 難病患者等

(3) 状況によって支援が必要な者

- ① 自分一人で避難することが上記の対象者の他、指定避難所で生活することが困難な
妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者

2 要配慮者の情報収集

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を収集する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成で必要がある場合は、県等に対して情報提供を要請する。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び修正の把握

要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を作成し、~~の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を作成し、~~在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、異動等により記載事項に変更があった場合は、定期的に修正を行う。

なお、名簿、避難行動要支援者マップ等については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。

《名簿への記載事項》

- ① 氏名
- ② 住所(避難行動要支援者の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由(~~障害の種類、要援護状態区分、同居親族の有無等~~)
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項~~その他追加的事項~~

4 避難支援等関係者の安全確保の措置

要配慮者支援班は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ること~~を大前提とすることを基本に、~~避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で適切な避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることも含め、制度の理解を目的とした周知に努める。

5 避難支援体制の整備

(1) 避難支援方法の習熟

要配慮者支援班は、統括班と協力して、要配慮者の安全かつ円滑な避難を目指し、要配慮者個々の状態に応じた避難支援が行えるよう、避難支援方法の習熟に努める。また、統括班は、災害時に消防団、自主防災組織、福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報等を通じて避難支援方法についての情報提供を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理から名簿提供にかかる同意書の提出があった場合は、平常時から草加八潮消防組合八潮消防署、草加警察署、町会・自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、個人情報の保護に万全を期す状況が担保されている場合に限り、あらかじめ名簿等を提供する。

また、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の

提供について避難行動要支援者に働きかける。

提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。

6 名簿情報の適正管理

要配慮者支援班は、避難支援等関係者に名簿を提供する際には、名簿情報の漏えい防止のため、必要かつ適切な措置を求める。

7-6 緊急通報システムの整備

要配慮者支援班は、県と協力して、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

8 防災基盤の整備

統括班は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

9-8 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難所班は、要配慮者支援班と協力して、要配慮者等に対して指定避難所での良好な生活環境が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。

福祉避難所については、通常の指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

10-9 防災カード等の普及

要配慮者支援班は、要配慮者への効果的な救援・救護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる防災カード等の普及に努める。

11-10 防災教育及び訓練の実施

統括班は、要配慮者支援班と協力して、広報等を通じ、対象者をはじめ、家族、市民に対して啓発活動を行う。

(1) 対象者及びその家族による取組

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと
- ② 発災時には近隣の協力が得られるよう平時より努力すること

- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること

(2) 市民による取組

- ① 地域防災訓練等において、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること
- ② 発災時には対象者の安全確保に協力すること
- ③ 地域防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること

12-11 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

要配慮者支援班は、医療対策班と連携して福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、市、福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 地域住民等の情報活用

要配慮者支援班は、高齢者、障がい者等に対する地域住民、民生委員、及びボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時における支援体制を確立しておく。

13-12 相談体制の確立

統括班は、要配慮者支援班と協力して、災害時、被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

14-13 避難支援等関係者の安全確保

要配慮者支援班は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

3.4 外国人の対策【要配慮者支援班、統括班】

1 外国人の所在の把握

要配慮者支援班は、統括班と協力して、災害における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、日常から個別計画における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災知識の普及・啓発

統括班と要配慮者支援班は、協力して日本語を理解できない外国人に対して外国語による防

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準、手続、種類等について計画を定める。

3.1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の規定による。

□災害救助法施行令の適用基準

適用基準	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
第1号	市内の住家滅失(被災)世帯数	80以上	第1条第1項第1号
第2号	県内の住家滅失(被災)世帯数 かつ、市内の住家滅失(被災)世帯数	2,500以上	第1条第1項第2号
		40以上	
第3号	県内の住家滅失(被災)世帯数 かつ、市内で世帯の住家が滅失(被災)世帯数	12,000以上	第1条第1項第3号
		多数	
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け 又は受けるおそれがある場合	厚生労働省の定める基準	第1条第1項第4号

大規模災害においては、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号の適用に至らない場合(住家滅失(被災)世帯数が適用基準に至らないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合)は、同条第4号の適用について、厚生労働省令の定める基準より、救助の実施を決定する。

なお、第4号が適用されるのは、直接多数の市民等が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合(災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること(災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成12年厚生省令第86号)第2条第1項第1号)、被災災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること(同省令第2条第1項第2号))であり、災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合である。

資料 2.43 災害救助法適用までの流れ

資料 2.44 災害救助法早見表

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、算定を行う。

□被災世帯の算定基準

滅失住家	1世帯	=	全壊(全焼・流失)住家1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊(半焼)住家2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯
※ 床下浸水、一部損壊破損は換算しない			

(2) 住家の損失等の認定

全壊、半壊等の認定は、災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日総審第118号)及び災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)によるが、認定基準の概要は次のとおりである。

□住家の被害等の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流出)	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家の半壊 (半焼)	損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
住家の床上浸水	住家の被害が上記の全壊、半壊に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれを1住家として取り扱う。

3.2 災害救助法の適用手続【統括班】

災害救助法の適用手続は、以下のとおりである。

1 災害救助法の適用申請

市長は、災害救助法の適用基準に従い被害状況の把握を行い、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を申請する。

□災害救助法申請時の報告事項

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- その他必要な事項

2 緊急時の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助を待つことができないときは、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

資料 第1号様式 救助の特例申請様式

3.3 救助の種類と実施者

1 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、以下に示すとおりである。

□災害救助法による救助の種類と実施者

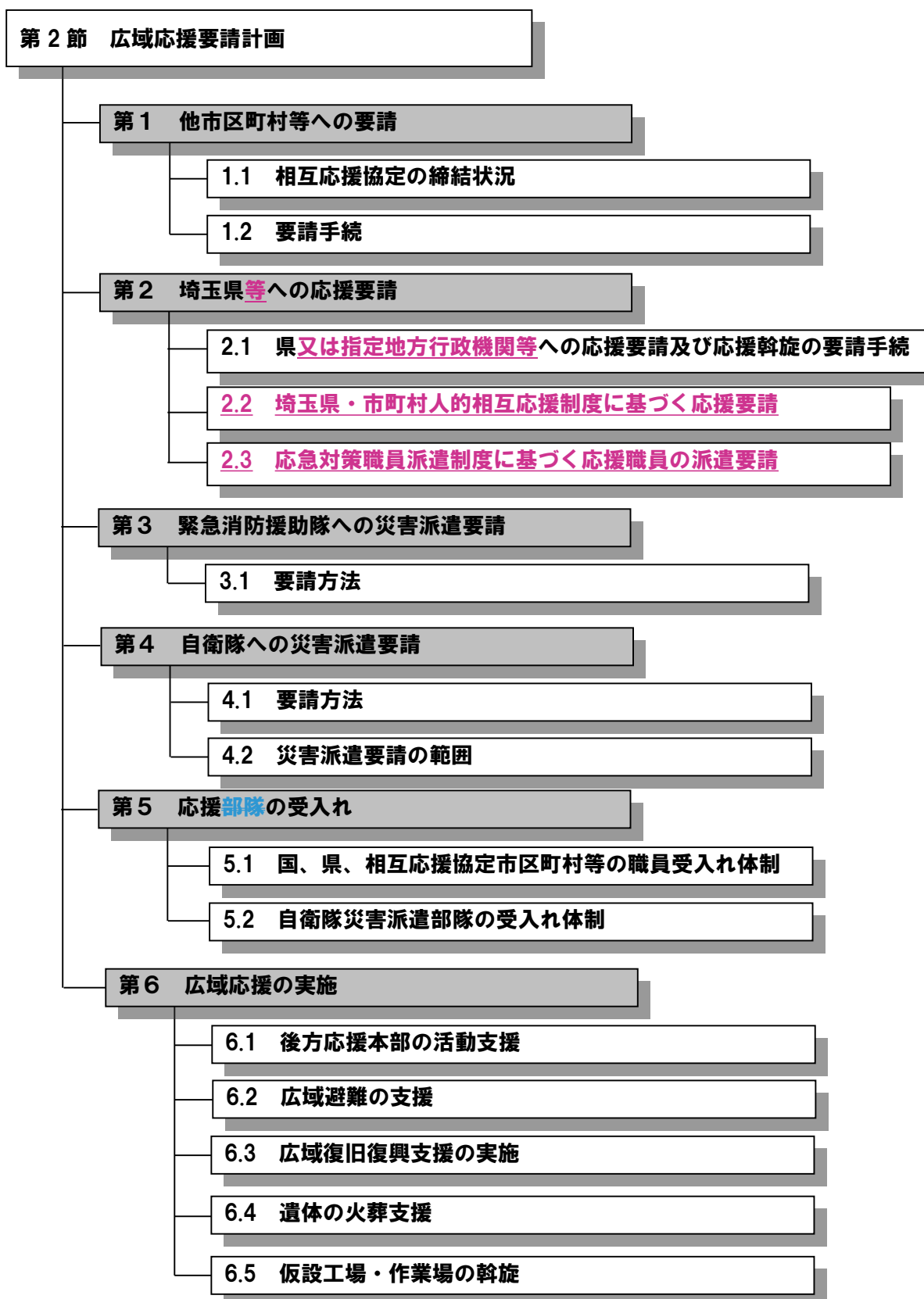
救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内(ただし、助産分べんした日から7日以内)	医療班派遣＝県及び日本赤十字社県支部(ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
被災災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与建設	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 20日以内 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県(ただし委任したときは市)
被災した災害にかかった住宅の応急修理	3か月以内(災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	市
死遺体の搜索	10日以内	市
死遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

資料 2.44 災害救助法早見表

2 救助体制

災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助するが、この場合における救助体制は、非常体制における災害対策本部体制とする。

第2節 広域応援要請計画



第2 埼玉県等への応援要請

災害発生時において、市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、県災害対策本部へ応援を要請する。

2.1 県又は指定地方行政機関等への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】

市長が、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、統括班を窓口として、県(危機管理防災部災害対策課)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

□要請時に明らかにする事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

□応援要請連絡先

埼玉県危機管理防災部	048-824-2111(代表)
埼玉県危機管理防災部災害対策課	048-830-8181
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121(代表)
埼玉県県土整備部河川砂防課	048-830-5120
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

2.2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。
 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改選のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体による等 ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	二	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

2.3 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行う。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。＜第1段階支援の要請方法＞

・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、完結して災害対応業務を実施することができないと判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性

を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・被災市区町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第5 応援の受入れ~~応援部隊の受入れ~~

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。また、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

~~他市区町村や県に対し応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるよう、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受入れ体制を整える。~~

5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班、人事班】

~~1 国・県の役割区分~~

~~（1）国が行う活動~~

- ~~① 自衛隊の災害派遣~~
- ~~② 警察の広域緊急援助隊~~
- ~~③ 消防の緊急消防援助隊~~
- ~~④ 医療の広域医療応援~~
- ~~⑤ その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）~~

~~（2）県が行う対策~~

- ~~① 受入れ体制の整備~~
- ~~② 応援受入れの対応~~
- ~~③ 応援ヘリコプターの運用~~
- ~~④ 長期にわたる措置~~

~~1-2~~ 受入れ体制

統括班と人事班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、あらかじめ受入窓口を設置することで、国、県、相互応援協定市区町村等の職員を円滑に受け入れる。

□受入れ体制の整備項目

- 応援の範囲、地区及び制約条件
- 担当業務
- 応援内容
- 交通手段及び交通路の確保
- 情報収集、連絡体制、情報伝達ルート、受け入れの窓口となる活動拠点施設の提供
- 地図等地理情報の提供
- 宿泊地の斡旋、食料・資機材の調達

□活動拠点施設の候補施設

施設名	所在地	連絡先
鶴ヶ曽根体育館（エイトアリーナ）	鶴ヶ曽根 1535-1	048-999-7011

(9) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

統括班は、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する。

① 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

② 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

(10) 非常通信の利用

統括班は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができない又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を活用する。

□非常通信の運用方法

○非常通信文の内容

- ・ 人命の救助に関すること
- ・ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- ・ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- ・ 遭難者救援に関すること
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- ・ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること
- ・ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- ・ 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- ・ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

第1 広報活動

災害発生時に、被災市民や近隣住民等が適切な行動をとれるよう、災害や生活に関する正確な情報を提供することから、市は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】

1 実施機関と広報内容

広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、草加八潮消防組合、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。

□広報の実施機関と内容

機関名	広報・報道内容
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報(発災前) ・ 気象情報(気象予警報等) ・ 河川情報(洪水予報、水防警報等) ・ 避難情報(高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)警戒区域、避難の心得、指定避難所等の位置、経路等) ・ 要配慮者に向けた広報 ・ その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	人命の安全に係る広報(発災後) ・ 浸水地域の情報 ・ 医療救護所開設状況 ・ 二次災害危険情報 ・ 道路、橋梁等土木施設情報(被害、復旧状況) ・ その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	安心に係る広報 ・ 災害対策本部の設置又は閉鎖 ・ 被害情報(死傷者、建物被害等) ・ 個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、Facebook))の災害用伝言板 ・ その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	生活に係る広報 ・ 電気、水道、ガス等ライフラインの状況(被害状況、注意事項) ・ 給食、給水実施状況(給水日時、場所、量、対象者) ・ 医療、生活必需品の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者) ・ 交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等) ・ 防疫状況と注意事項 ・ 指定避難所の収容者名 ・ 救援物資の種類、配布場所 ・ 住宅診断の実施 ・ 仮設トイレ、風呂の設置状況 ・ し尿、ごみ処理情報 ・ 罹災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・ その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	その他の広報 ・ ボランティアの募集 ・ 必要な救援物資の募集(種類、送付先、送付方法等) ・ 義援金の募集(送付先、送付方法等) ・ その他必要な事項
	【草加八潮消防組合】 ・ 避難情報(高齢者等避難・避難指示、警戒区域、指定避難所等の位置、経路等) ・ その他消防活動に必要な事項
	【防災関係機関】 ・ 活動体制に関すること ・ 電気、ガス、危険物流出等の二次災害に関すること ・ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ・ その他各関係機関の活動に必要な事項

第3 交通応急対策計画

災害時、通行できない道路の復旧、補強並びに付け替え等の緊急交通対策を講ずることにより通行の確保を図る。

3.1 応急対策【道路班、広報班】

1 作業実施者

道路班は、道路上内の障害物を取り除き、応急復旧を図る。

また、人員が不足する場合は、建設業者及び八潮市造園協会との連携を図り、協力を要請する。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

2 道路被害情報の把握

道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定している道路の被害状況から優先して確認する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。

□道路被害状況の把握方法等

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路 <u>上</u> の障害物の状況を速やかに調査する	県(応急復旧部、農林対策部)
行政区域内の緊急輸送道路等の被害 <u>状況</u> 、及び道路上の障害物 <u>の状況</u> を調査し、速やかに県に報告する	道路班
所管の緊急輸送道路の被害 <u>状況</u> 及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合うものとする	国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害状況を迅速に把握し、県(<u>応急復旧部</u>)に報告する	県(警察本部)
協会に加盟している建設 <u>事業者</u> は、各道路管理者が行う緊急輸送道路の被害状況調査の支援を行うものとする	(<u>一社社</u>)埼玉県建設業協会

3 応急用資材の確保

道路班は、道路施設の応急復旧に必要な資材の調達を行う。

4 道路施設の応急対策方法

(1) 応急対策の実施

道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、障害物の除去等、必要な措置を講じ交通を確保する。

危険な路線、区間については、警察署長に通報の上、交通規制の措置を実施する。

第3 指定避難所の開設・運営

災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに指定避難所を開設し、避難者を収容する。

また、大規模災害時には、他都道府県から多数の避難者の受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

3.1 指定避難所の開設【避難所班、要配慮者支援班、応急危険度判定班、施設管理者】

1 避難所開設の基準

市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、指定避難所の全部又は一部の開設を決定する。

必要に応じて、避難情報の発令にあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、避難所班及び指定避難所となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、市長からの指示がなくとも指定避難所を開設し、その旨を統括班に報告する。

市長は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、指定避難所の全部又は一部を開設する。

2 避難施設

指定避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。

3 指定避難所の開設実施者

指定避難所の開設は避難所開設職員が行う。同職員は指定された避難所に参集し、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校等の施設管理者と協力して行う。

避難所班や施設管理者がすぐに指定避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

資料 2.15 避難所等位置図

4 開設手順

指定避難所の開設手順を以下に示す。

□避難所開設手順

- ①指定避難所の被災状況を~~応急危険度判定士~~が確認し、指定避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る~~(ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する)~~
- ②施設の門を開け、避難者を受け入れる

3.2 指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】

避難所班は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、指定避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。

関係各班は、以下の点に留意して、避難所の運営に努める。

1 居住チームの編成

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、指定避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。

また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。

□居住チーム編成の留意点

- 世帯と地域を単位とし、居住チームを編成する
- 血縁関係や居住地域を考慮する
- 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、編成する
- 支援が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう居住チームを編成する
- 居住チームの目安は、施設の規模により適宜決める

2 部屋割り

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を指定避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、要配慮者支援班と連携し、福祉避難所と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。

3 避難者名簿の作成

指定避難所の開設者は、避難者の氏名、人数等を把握するため、避難者名簿を作成する。~~各簿の作成は、指定避難所の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。~~名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の指定避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。

資料 第10号様式 避難者名簿用紙

4 通信手段の確保

避難所班は、指定避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。

5 運営組織の設置

指定避難所の運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。~~また、女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、指定避難所の運営は、女性への~~

~~配慮が必要なため、~~運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。

また、特定の活動（例えば食事づくりや片づけ等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。~~なお、自主的な避難所運営が円滑に行われるよう、避難者自身が周知・啓発や働きかけを行う。~~

統括班は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所班は、運営組織が設置された際に事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようサポートする。避難所班の人員が不足する場合は、ボランティア等と連携・協力し、運営にあたる。

運営組織の設置手順は、以下のとおりである。

□運営組織の構成

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○各居住チームの代表者で構成する運営組織を編成する○運営組織の下には、総務チーム、情報チーム、食料・物資チーム、施設管理チーム、保健・衛生チーム、ボランティアチーム等を配置することができる |
|---|

6 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

7-6 食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給

食料、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食料や生活必需品等の受入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。

各指定避難所において必要とされる食料、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の指定避難所において必要な食料、生活必需品等の情報を収集し、地区防災拠点の避難所担当職員が物資班に要請する。

なお、物資班は、避難者名簿より、食料、生活必需品の需要を把握し、市内で不足が見込まれる場合には、県及び近隣市区町に応援を要請する。

8-7 要配慮者、女性、子ども等への配慮

要配慮者、女性、子ども等へ配慮した避難所運営を実施するため、次の点について配慮する。

- ・開設当初から、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を設置する。
- ・高齢者や障がい者等の健康状態には特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所及び社会福祉施設への移送、ホームヘルパーの派遣等必要な措置をとる。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給を行う。
- ・食料の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。
- ・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう指定避難所のバリアフリー化に努める。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性に対するセク

セクハラ・ハラスメントや性犯罪を予防するため、女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等及び授乳室、トイレの設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布に配慮し、注意喚起や及び巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するに努める。

- ・女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- ・子どもの交流スペース等の居場所の確保に努める。
- ・外国人に対しては、使用する言語や生活習慣等に配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等を行う。
- ・LGBTQ など性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

9-8 要配慮者等に必要な物資等の整備

物資班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

□要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例

項目	物資例
高齢者	紙おむつ、 <u>尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事</u> 、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、 <u>防犯ブザー</u>
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、 <u>コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、</u> お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者・内部障がい者	医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ
聴覚障がい者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障がい者	白杖、点字器、ラジオ
知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品などの衛生用品、 <u>中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル</u>
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード

10-9 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

指定避難所における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。

そのため、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。なお、その確保が困難な場合、県に要請するものとする。また、避難所の衛生状態を保つため、

清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。さらに、トイレの設置状況、パーティション等の活用状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

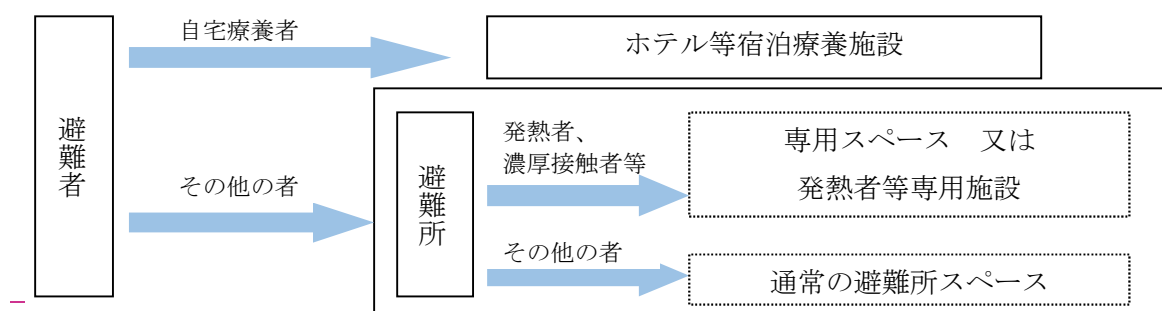
また、保健師等による健康相談の実施体制、医師会との協定に基づく救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

12 避難所における感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、統括班、医療対策班等の関係各班が連携し、以下の対策をとるものとする。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保

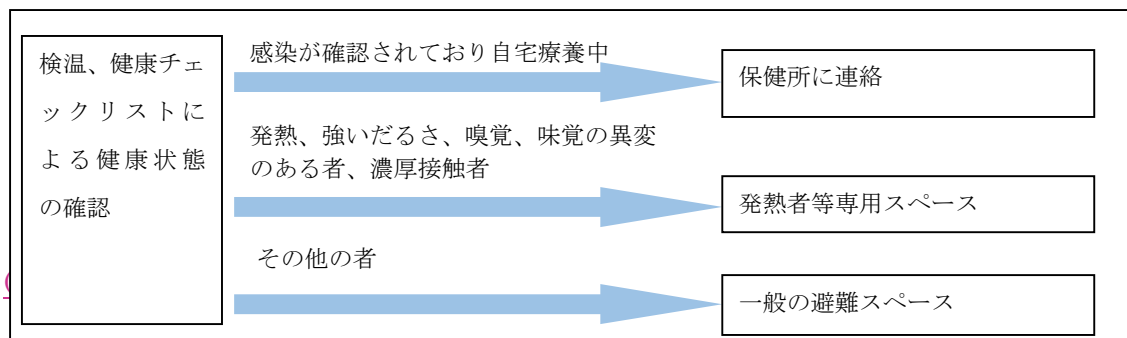


(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- ・地域の実情に応じて県有施設やホテル等の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- ・また、指定避難所となっている学校施設では空き教室の活用を検討する。

(3) 避難所受付時の避難者の健康状態の確認

- ・避難所での避難者の受付時には、避難者の健康状態を確認し、その健康状態に合わせた対応を行う。

<関係図 避難所受付時のフロー>(5) 避難者の健康管理

- ・保健師等による巡回など、避難者の感染症予防を図るための体制整備並びに感染症の疑いのある者が発生した場合に備え、管轄の保健所との連絡体制を整備する。
- ・避難者は、毎朝検温を実施するなど、自身の健康管理を行うものとする。

(6) 発熱者等の専用スペースの確保

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペースを確保する。
- ・発熱者等の専用のスペースは可能な限り個室とするとともに、専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切るとともに、こまめに換気し密閉を避けるよう努める。
- ・発熱者等の専用のスペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(7) 物資・資材

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ダウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(8) 住民への周知

- ・広報紙、市ホームページ、SNS 等を活用し、以下の事項を住民に周知する。
 - ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
 - ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
 - ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

(9) 感染症対策

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する
- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）

- ・ 食事時間をずらして密集・密接を避ける

(10) 自宅療養者の対応

- ・ 管轄の保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から関係部局と連携して取り組む。
- ・ 自宅療養者には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう周知する。
- ・ 避難が必要な場合は、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(11) 発熱者等の対応

- ・ 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・ 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

13+4 避難者とともに避難した動物の取扱い

指定避難所におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

14+2 避難所運営の留意点

指定避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を行う。

15+3 避難所状況報告と運営記録

施設管理者、避難所班、運営組織は、指定避難所の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて指定避難所の状況を医療対策班に報告する。また、指定避難所内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。

16+4 指定避難所の閉鎖時期

指定避難所は、災害がおさまリ、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。指定避難所を閉鎖した場合、統括班は、そ

の旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

17~~45~~ 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5~~ 月埼玉県告示第 ~~393574~~ 号)」による。

資料 2.44 災害救助法早見表

18 避難所外避難者対策

在宅避難者並びにやむを得ず車中等に避難している避難者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知するとともに、健康相談、保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

□目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から7日	20 リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から14日	100 リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250 リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生から28日	約 325 リットル/人・日	被災前水量

2 給水方法

応急給水班は、以下の指定避難所等を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の指定避難所については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時給水栓による給水活動を行う。

□第一次給水拠点

指定避難所・指定緊急避難場所	所在地
八條小学校	鶴ヶ曽根 1
潮止中学校	古新田 530
八潮中央公園	中央 1-9

3 給水施設応急復旧後の給水

応急給水班は、配水管の応急復旧後、消火栓又は臨時給水栓設置により給水する。

4 広報

広報班は、市民の混乱を防ぐため、応急給水班と連携して給水活動の状況について必要な広報を行う。

1.3 給水の実施【応急給水班】

応急給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。

1.4 給水施設の応急復旧【応急給水班】

「上水道応急対策」(P. 231)に基づいて行う。

1.5 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 1330 年 5 月埼玉県告示第 393574 号)」の範囲内において市は県に請求できる。

また、実施期間は災害発生の日から7日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

2 在宅避難者への配慮

事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、流通機能の麻痺等に起因して食料や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、指定避難所で食料や飲料水等を供給できる体制を整える。

2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】

1 炊き出し等の場所

避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、指定避難所の他適当な場所を定める。

2 食品の配給

避難所班は、避難者自身や自主防災組織、ボランティアの協力のもと、避難者等への食品の配給を行う。なお、事態がある程度落ち着き、食品等の流通が回復した段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

3 炊き出しの実施

避難所班は、指定避難所の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。

実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。

また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なときや炊き出しが不足するときは、県に協力を要請する。

2.4 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 1330 年 5 月 埼玉県告示第 393574 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

また、炊き出しの期間は災害発生の日から 7 日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

5 要配慮者対策

- ① 民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
- ② 医師会、保健所、福祉機関との連携による巡回健康診断、メンタルケアの実施

4.2 既存住宅の活用【道路班】

道路班は、被災者のための一時入居施設確保のために以下の項目について、県災害対策本部に応援要請を行う。

- ① 県営住宅の提供
- ② 都市再生機構・公社等の賃貸住宅の提供
- ③ 公的宿泊施設の提供
- ④ 民間賃貸住宅の借り上げ要請

4.3 一般被災住宅の応急修理【道路班、財政班】

災害のため住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力で応急修理のできない者又は、大規模半壊の被害を受けた者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し、必要最小限の応急修理を行う。

1 実施主体

被害家屋の応急修理に関しては、道路班が行い、その結果を県に報告する。

2 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者とする。

3 修理の範囲

修理は、日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行う。

4 修理住宅の選定

道路班、財政班（アセットマネジメント推進課）は、被害認定調査の結果に基づいて修理住宅を選定する。

5 関係機関との協力

住宅の応急修理は、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部の協力を得て行う。

資料 1.24 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）
 資料 1.38 災害時における応急対策業務等に関する協定書（八潮市防災連絡会）
 資料 1.55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書

4.4 災害救助法が適用された場合の費用等

応急仮設住宅に関して、知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、及び住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 1330 年 5 月 埼玉県告示第 393574 号)」の範囲内において市が県に請求できる。

4.5 住宅関係障害物の除去【道路班、統括班】

1 住宅関係障害物の除去

道路班は、県、八潮市防災連絡会及び八潮市造園協会、埼玉土建一般労働組合八潮支部と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。

□除去作業の方針と内容

活動方針	①障害物の除去は、道路班が行う ②一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する ③建設業者及び八潮市造園協会に対して協力を要請し、資機材、労力等の提供を求める ④労力又は機械力が不足する場合は、統括班を通じて県(県土整備事務所)に要請し、隣接市からの派遣を求める ⑤労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める
対象	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する ①障害物のため、当面の日常生活が営み得ないもの ②障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの ③自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの ④住家が半壊又は床上浸水したもの ⑤原則として、当該災害により直接被害を受けたもの
対象者の選定基準	障害物除去対象者の選定は、道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P. 210)を準用する)
期間	災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する

資料 1. 24 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)

資料 1. 38 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)

資料 1. 55 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書
(埼玉土建一般労働組合八潮支部)

5.2 被災児童・生徒への支援【避難所班】

被災児童・生徒への支援として、以下の対策の実施を検討する。

1 学用品の調達及び給与

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、避難所班は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。

(2) 給与の方法

教科書については、県が一括調達し、配給されるので、被災児童・生徒に対する配分は市が行う。

学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは、県が調達し、市に供給する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5~~ 月埼玉県告示第 ~~393~~~~574~~ 号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

2 奨学金貸与の措置

避難所班は、被災により就学に著しく困難を生じ、奨学金の貸与が必要と認められる者について、貸与について特別の措置を講ずる。

5.3 応急保育【要配慮者支援班、物資班、保育所長】

保育所長及び要配慮者支援班は、災害時における保育所入所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

1 災害時の対応

- ① 保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。
- ② 保育所長は、まず、児童・職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を要配慮者支援班に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

第1 労務供給計画

人事班は、活動人員やボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、公共職業安定所を通じて労働者を雇用する。

1.1 労務供給計画の実施【人事班】

1 実施責任者

労務供給についての計画の確立及びその実施は、人事班が行う。ただし、応急仮設住宅の給与及び医療・助産に要する者に関しては知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の救助を待つことができない場合は、人事班が行う。

2 労働力の供給

人事班は、次の応急救助を実施するために必要な最小限度の労力を供給する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理、分配及び輸送
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

雇用は、市だけでは必要な要員を確保できない場合、県に要請し、確保する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~ 年 ~~5~~ 月埼玉県告示第 ~~393574~~ 号)」の範囲内において市は県に請求できる。

第2節 市民生活安定のための措置

第2節 市民生活安定のための措置

第1 被災者へのメンタルケア

1.1 メンタルケア対策

1.2 職員のメンタルケア

第2 被災者の生活確保

2.1 生活福祉資金の貸付

2.2 住宅復興資金の貸付

2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 及び災害援護資金の貸付

2.4 被災者生活再建支援制度

2.5 税等の徴収猶予及び減免

2.6 生活保護

2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い 及び援護対策

2.8 義援金、義援物資の受入・配分

2.9 罹災証明書の発行

2.10 遺体の埋・火葬

2.11 災害救助法が適用された場合の費用等

第3 農林漁業、中小企業関係者等への支援

3.1 被災農林漁業関係者への融資等

3.2 被災中小企業への融資

第2 被災者の生活確保

大規模災害時には、多くの市民が罹災し、家や家財等の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。このような混乱を速やかに收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付等を行う。

2.1 生活福祉資金の貸付【社会福祉課、広報班】

県社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、速やかに自立更正を図るため、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉金貸付制度により資金の貸付を予算の範囲内で行う。社会福祉課は、これを立案し、広報班と連携して市民に周知する。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.55 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費

2.2 住宅復興資金の貸付【道路班】

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。道路班は、市民からの貸付手続に関する相談に応じる。

なお、住宅復興資金の融資の詳細については、資料編参照のこと。

資料 2.56 災害復興住宅融資の建設資金融資に基づく資金貸付

資料 2.57 災害復興住宅融資の補修資金融資に基づく資金貸付

2.3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付【社会福祉課】

社会福祉課は、八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付の詳細については、資料編参照のこと。

資料 1.4 八潮市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 2.58 災害弔慰金の支給

資料 2.59 災害障害見舞金の支給

資料 2.60 災害援護資金の貸付

2.4 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】

1 被災者生活再建支援制度の概要

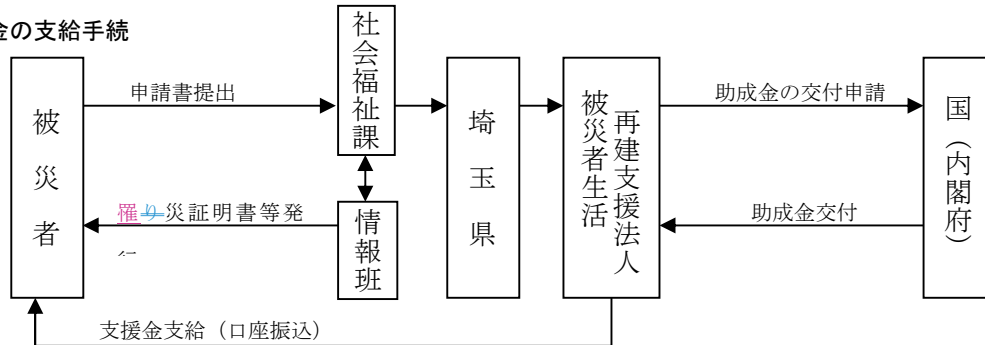
県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により、自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。社会福祉課は、市民からの申請手続に関する相談に応じる。

資料 2.61 被災者生活再建支援制度の概要

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続



2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【社会福祉課】

1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一の災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

そのため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設した支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

制度創設後も全国的に局地的な災害が相次ぎ、平成29年台風21号では県内においても現行制度で救済できない被災者が多数いた。そこで県と県内全市町村で検討し、半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が拡充された（令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。また、令和2年12月に支援法が改正され、半壊のうち、中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられた。支援法と同様の支援を行う制度趣旨から中規模半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が見直された（令和3年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

（1）埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

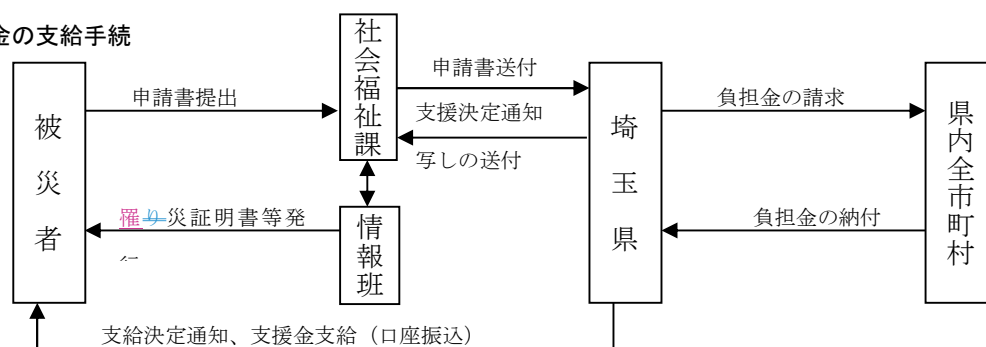
災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

資料 1.45 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

2 支援金の支給

社会福祉課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、被災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続



2.5 税等の徴収猶予及び減免【納税課、国保年金課】

災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

1 市税の納税緩和措置

(1) 納期の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者等の申請により、市長は納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を納入することができないと認められるとき、市長は、その者の申請により1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

② 物資の管理

物資集積拠点内で管理する。

(3) 義援金、義援物資の募集

被災者に対する義援金、義援物資の募集を必要とする場合、広報班は、要配慮者支援班からの情報をもとに、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。

3 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の保管

- ① 要配慮者支援班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、義援金の受付口座に預金保管する。

(2) 義援金の配分

- ① 統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。要配慮者支援班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- ② 広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページに掲載し、義援金の配分について広報する。
- ③ 要配慮者支援班の班長は、被災者への配分状況について、統括班に報告する。

2.9 罹災証明書の発行【被害認定調査班】

1 証明の範囲

罹災証明で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の種類の被害とする。

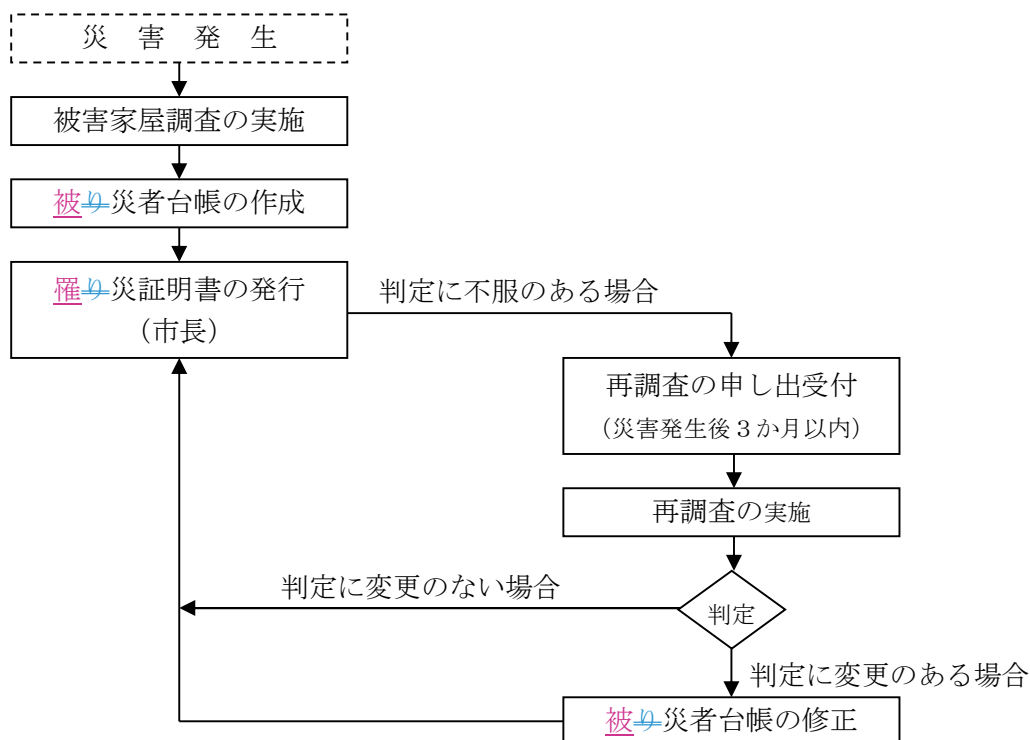
□証明事項

被害の種類	証明事項
人的被害	①死亡 ②行方不明 ③負傷
物的被害	①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊
	⑥準半壊に至らない（一部損壊） ⑦流出 ⑧床上浸水
	⑨床下浸水 ⑩その他の物的損壊
	⑪火災に起因するもの（消防組合が証明）①全壊又は全焼 ②半壊又は半焼
	③一部損壊
	④流出 ⑤床上浸水 ⑥床下浸水 ⑦その他の物的損壊

災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】より

2 罹災証明書発行の流れ

罹災証明書の発行の流れは、次のとおりである。



3 被害調査の実施

市域に係る災害が発生し、被災者から申請があった場合、被害認定調査班は、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査する。

4 被災者台帳の作成

被害認定調査班は、被害調査の結果、住民基本台帳データ、家屋データ等を集積した「被災者台帳」を作成し、罹災証明書を発行するための基本台帳とする。なお、被災者台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5 罹災証明書の発行

「被災者台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災者支援を適切かつ円滑

に実施するため、遅滞なく、罹災証明書を発行する。

市長は、罹災証明書の発行を円滑に行うため、平常時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努める。

資料 第12号様式 罹災証明書

2.10 遺体の埋・火葬【医療対策班】

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療対策班が実施する。

1 埋・火葬の実施

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療対策班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療対策班が応急的に埋・火葬を実施する。

資料 2.41 火葬場の応援要領

(2) 他の市区町村に漂着した遺体

遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。

(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺(付属品を含む)
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨壺又は骨箱

(5) 埋・火葬に伴う留意点

焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

2.11 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 ~~1330~~年 ~~5~~月 埼玉県告示第 ~~393~~~~574~~号)」の範囲内において、市が県に請求できる。

また、期間は災害発生の日から 10 日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) [罹り](#)災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (11) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

2.2 特別財政援助額の交付手続等【統括班、財政班】

激甚災害の指定を受けたとき、統括班は、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、国に提出する。

○ 火山灰の特徴

- ・粒子の直径が2 mmより小さな噴出物（2～0.063 mmを砂、0.063 mm未満をシルトと細分することもある）
- ・マグマが噴出時に破碎、急冷したガラス片、鉱物結晶片
- ・亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等のガス成分が付着
- ・水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- ・乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- ・硫酸イオンは金属腐食の要因
- ・溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- ・火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べて1,000℃と低い
- ・粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる

苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない

珪長質（シリカに富む）マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

※内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会より

3 噴火警報・予報、降灰予報

○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態に ある。	レベル 5 (避難)
		居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生すると 予想される（可能性が高 まってきている）。	レベル 4 (避難準備)
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大 な影響を及ぼす（この範 囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ）噴火が発 生、あるいは発生すると 予想される。	レベル 3 (入山規制)
火口周辺警報	火口から少し離れ たところまでの火 口付近	火口周辺に影響を及ぼす （この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ） 噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。	レベル 2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活 動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見 られる（この範囲に入っ た場合には生命に危険が 及ぶ）。	レベル 1 (活火山であるこ とに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
<u>噴火警報(居住地域) 又は噴火警報</u>	<u>居住地域及び それより火口 側</u>	<u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生すると予 想される。</u>	<u>居住地域 嚴重警戒</u>
<u>噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報</u>	<u>火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺</u>	<u>居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。</u>	<u>入山危険</u>
	<u>火口から少し 離れたところ までの火口周 辺</u>	<u>火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。</u>	<u>火口周辺危険</u>
<u>噴火予報</u>	<u>火口内等</u>	<u>火山活動は静穏。火山活動の状態 によって、火口内で火山灰の噴出 等が見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)。</u>	<u>活火山であるこ とに留意</u>

○ 噴火速報

気象庁が、登山者が周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルをお引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予測される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

○ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

第2 応急対策

2.1 応急活動体制の確立【統括班】

統括班は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、活動体制を配備する。

2.2 降灰に伴う取るべき行動の周知【広報班】

広報班は、市内に降灰が予測されている場合、降灰時にとるべき行動を市民に周知する。

- (1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- (2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- (3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウィンドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

2.3 降灰に関する情報の発信【統括班、広報班】

統括班は、県内に降灰予報を発表した場合又は市内で降灰を確認した場合、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得する。また、広報班は、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

2.4 降灰に関する被害情報の報告【統括班】

統括班は、降灰及び被害の状況を調査し、県に伝達する。

なお、調査する項目は次のとおりである。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

2.5 指定避難所の開設・運営【避難所班、医療対策班】

避難所班は、市内の被害状況を把握の結果、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊を確認した場合、指定避難所を開設し、被災者を受け入れる。

また、医療対策班は、指定避難所を巡回して健康相談を実施する。降灰被害による呼吸器系

八潮市地域防災計画
【風水害対策編】
【大規模火災・事故災害対策編】
【複合災害対策編】

令和 ~~4~~³ 年 ~~1~~¹ 月

作 成 八潮市防災会議
事務局 八潮市生活安全部危機管理防災課
〒340-8588 埼玉県八潮市中央 1-2-1
電話 048-996-2111（代表）

八潮市国土強靱化地域計画（案）について

令和 3 年度第 1 回八潮市防災会議（11 月 17 日開催）におきまして、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる八潮市国土強靱化地域計画の策定についてご説明させていただきました。

その後も庁内検討会議において検討、修正を行い、令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 1 月 11 日までの 33 日間、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、2 人の方から 7 件の意見提出があり、意見をもとに素案を修正いたしました。

八潮市国土強靱化地域計画（案）につきましては、資料 2－2 のとおりとなります。

1 パブリックコメントの結果及び修正箇所

パブリックコメントを実施したところ 2 名の方から 7 件の提出があり、これらの意見に対する市の対応・考え方、反映区分につきましては、資料 2－3 となります。

このことから、3 件の意見につきまして、八潮市国土強靱化地域計画（案）に反映することといたしました。

修正箇所については、資料 2－4 のとおりとなります。

2 今後のスケジュール

今後のスケジュールにつきましては、3 月下旬に計画を策定、4 月上旬にホームページにて、計画の公表を行うものいたします。

八潮市国土強靱化地域計画（案）



令和 4 （2022） 年 3 月

八潮市

目 次

第 1 章 計画の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の構成	2
4. 策定の進め方	3
5. 計画期間	3
第 2 章 八潮市の地域特性	4
1. 自然特性	4
2. 社会特性	6
3. 想定災害	8
第 3 章 目標とリスク	10
1. 基本目標・事前に備えるべき目標	10
2. 想定するリスク	11
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	11
第 4 章 脆弱性評価とリスクへの施策	13
1. 脆弱性評価・リスクへの施策の検討	13
2. リスクへの施策	14
3. 施策分野による整理	49
第 5 章 計画の進捗管理と見直し	53
1. 計画の進捗管理	53
2. 計画の見直し	53

第 1 章 計画の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。

また、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定した。

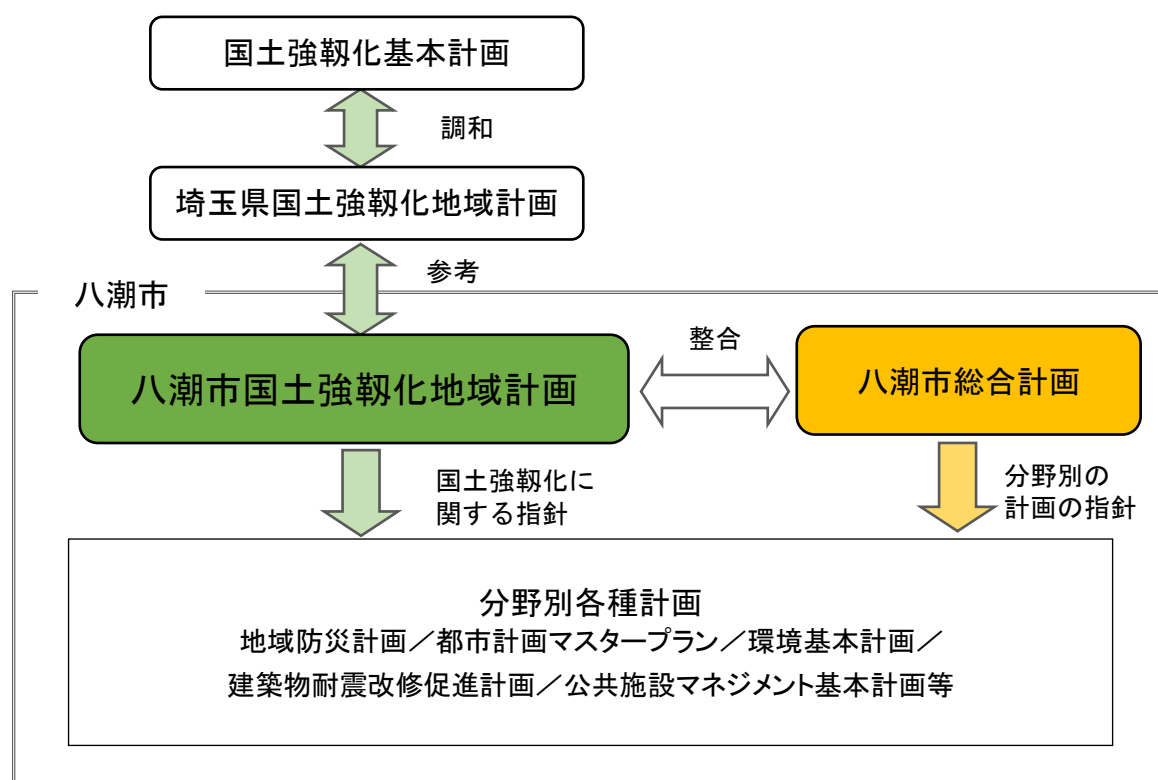
県においては、平成 29 年 3 月に埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）を策定した。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている。

このようなことから、この規定に基づき、いかなる災害が発生しようとも市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持つ、安全・安心なまちづくりを推進するため、八潮市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国基本計画との調和を図るとともに、本市を含む県内全市町村を包含した計画である県計画を参考にしながら、市政における様々な分野の施策実施の総合的な指針となる「八潮市総合計画」とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づける。



《八潮市国土強靱化地域計画の位置づけ》

3. 計画の構成

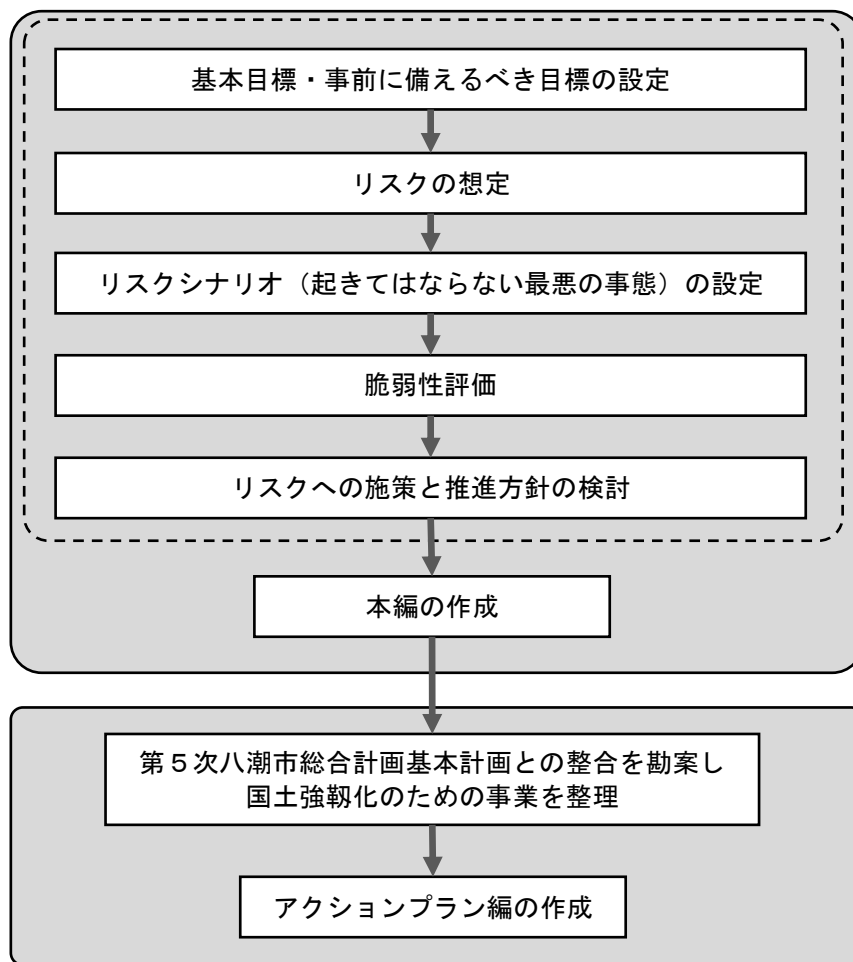
本計画の構成は、「本編」及び「アクションプラン編」の2編で構成する。主な内容は、以下のとおりである。

《八潮市国土強靱化地域計画の構成》

本編	・ 計画策定の趣旨等 ・ 八潮市の地域特性 ・ 目標とリスク ・ 脆弱性評価とリスクへの施策 ・ 計画の進捗管理と見直し
アクションプラン編	・ リスクへの施策及び事業計画

4. 策定の進め方

国土強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により本計画を策定する。



《計画策定の手順》

5. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とする。

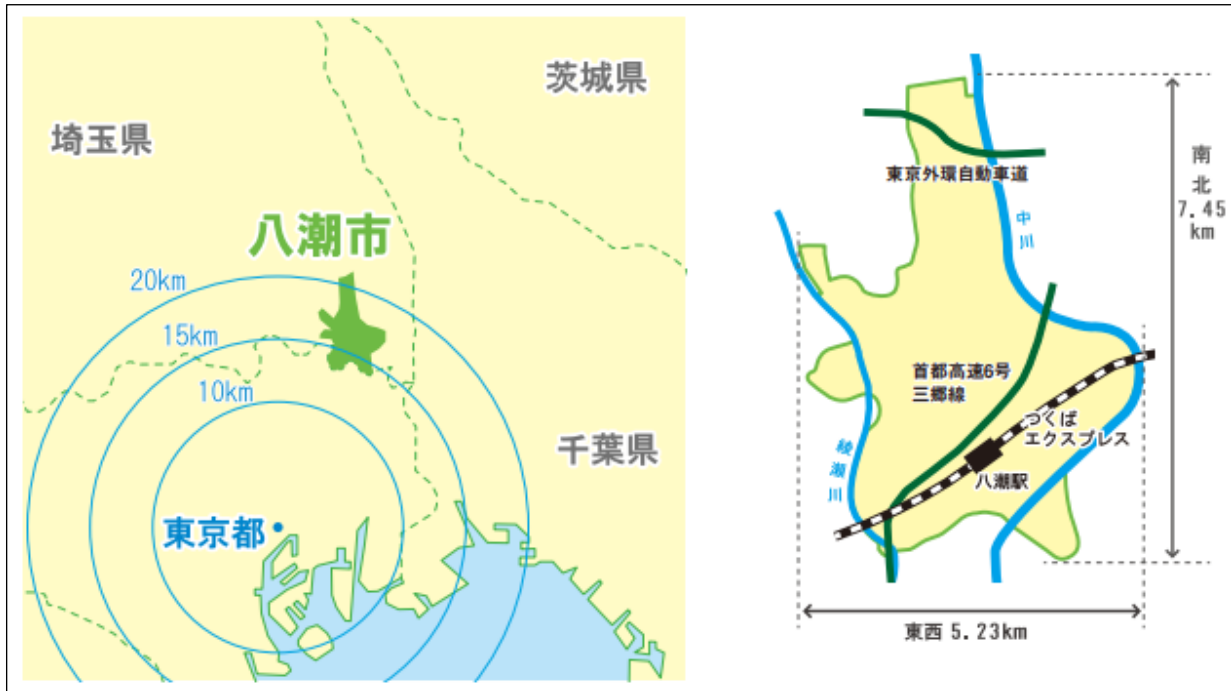
また、本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う。

第2章 八潮市の地域特性

1. 自然特性

(1) 位置

本市は、埼玉県 of 東南部、都心から北東約 15 km、東は三郷市、南は足立区・葛飾区、西と北は草加市に接している。面積は 18.02 km² の平坦な地域である。



《八潮市の位置》

出典：「八潮市シティセールスプラン」

(2) 地形・地質

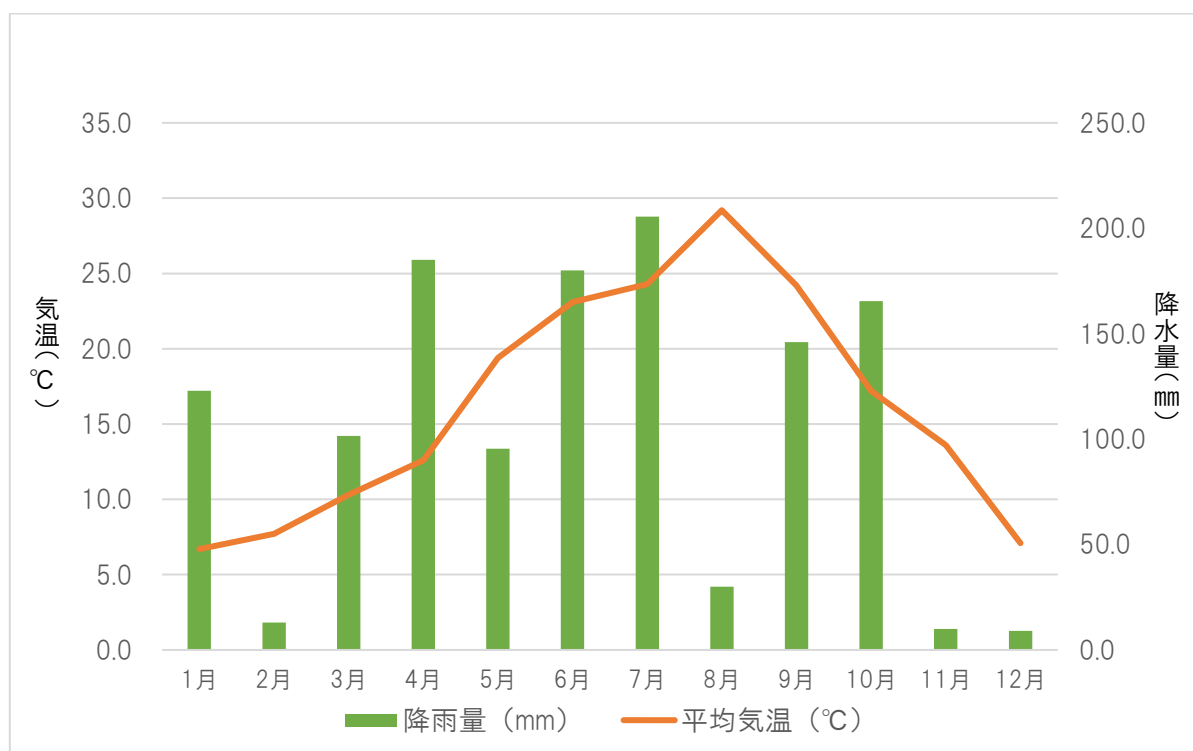
本市は、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなる中川低地（北足立台地と野田台地に挟まれた沖積平野）の南端に位置しており、わずかに北高、南低となっているものの、海拔 3m の平坦な地形をしている。地質は、全般的に第四紀沖積層で構成される。土質はやわらかい粘土、砂となっており、地震の影響を受けやすく、液状化が発生しやすい状況にある。

河川は、東に中川、西に綾瀬川、南に圀川・大場川の一級河川が流れており、三方を河川に囲まれている。

また、市域のほぼ中央部は、南北に葛西用水、八条用水が流れている。

(3) 気候

気候は概ね温暖で、令和2年の平均気温が16.3℃、最高気温が37.7℃、最低気温がマイナス2.9℃、年間降雨量が1,264mm、平均風速が2.4m/秒である。



《令和2年の気温と降水量》

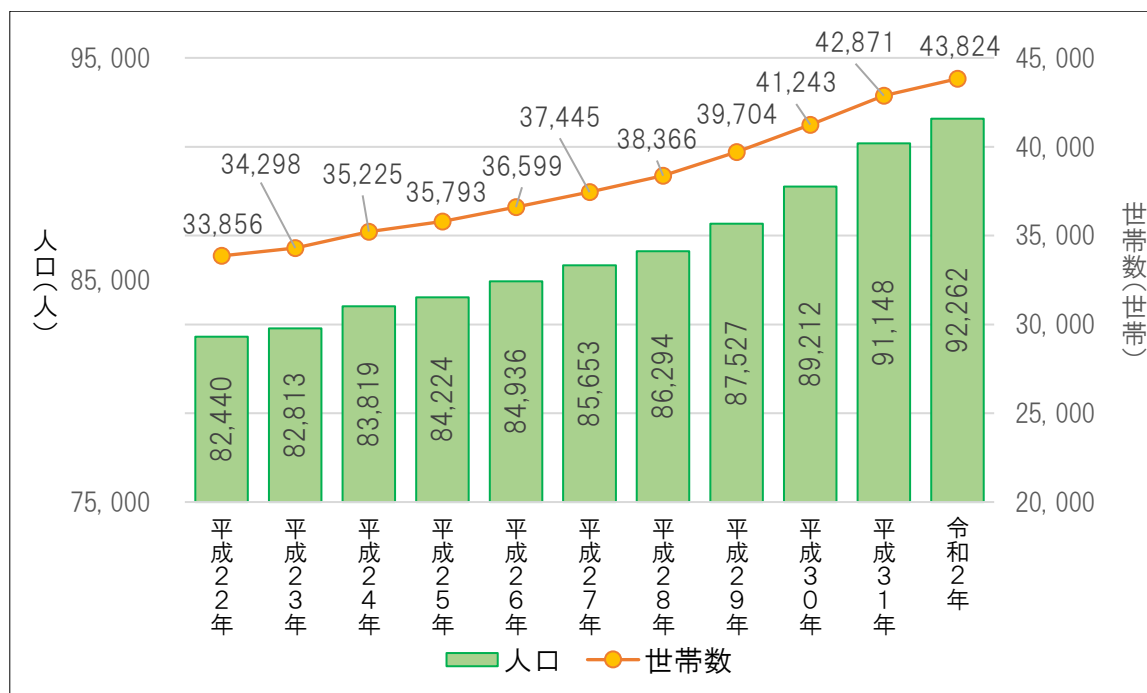
出典：令和2年版「統計やしお」のデータを使用し作成

2. 社会特性

(1) 人口・世帯数

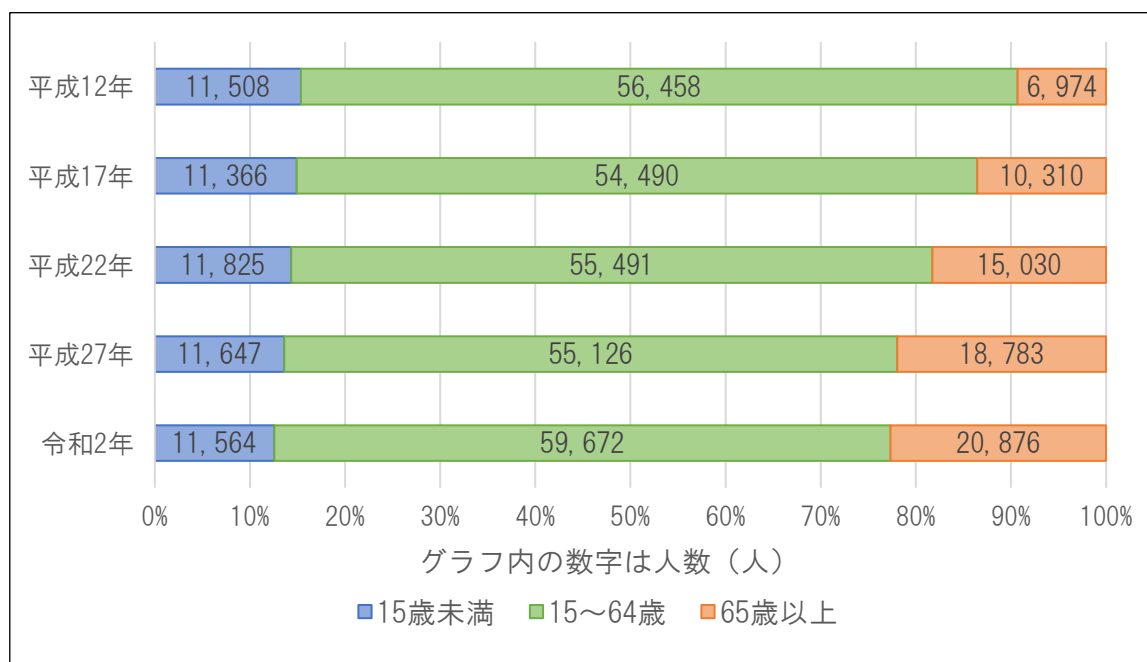
本市の人口・世帯数は、令和2年4月1日現在、92,262人、43,824世帯で、1世帯当たりの人口は、2.11人となっている。平成17年のつくばエクスプレス開通以降、人口は大幅に増加しており、平成30年6月には9万人を突破した。

年齢別人口は、年少人口（14歳以下）が12.6%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が64.8%、老年人口（65歳以上）が22.7%となっている。



《人口と世帯数の変化》

出典：令和2年版「統計やしお」のデータを使用し作成



《年齢別人口の変化》

出典：令和2年版「統計やしお」のデータを使用し作成

（２）土地利用

土地利用は、令和２年１月１日現在、宅地が 45.5%と最も多く、雑種地が 11.7%、田が 2.0%、畑が 6.4%、その他が 34.3%である。年々農地等に使われている土地（自然的土地利用）は減少傾向にあり、住宅地、商業地、工業地、道路等に使われる土地（都市的土地利用）が増加傾向にある。

（３）建物

建物数は、令和２年１月１日現在、木造建物が 21,522 棟、鉄筋コンクリート造建物が 482 棟、鉄骨建物が 8,262 棟となっており、年々棟数が増加している。

（４）道路

幹線道路として、市の北側には国道 298 号が、西側に隣接する草加市内には国道 4 号が通過している。

高規格道路として、市の中心を首都高速三郷線が走り、「八潮」出入口、「八潮南」出入口を利用できる。また、東京外環自動車道と国道 298 号からなる東京外かく環状道路は、「外環三郷西」IC や「三郷南」IC が市内からも利用しやすい距離にあり、今後（仮称）外環八潮パーキングエリアと、そこに接続する（仮称）外環八潮スマートインターチェンジの整備が予定されている。また、東西方向の道路は多い一方で、南北方向の道路は少ない。

道路幅員は、古くからの住宅地では幅員 6m 未満の道路が多く、屈曲し、見通しが悪いが、新興住宅地内の街路は幅員が広く、直線的で連絡性も良い。

（５）鉄道

平成 17 年 8 月に、つくばエクスプレス「八潮駅」が開業し、都心へ約 20 分で行けるアクセスの良さ、商業施設の進出、宅地開発による人口増加等、新たな賑わいを創出している。

3. 想定災害

本計画は、八潮市地域防災計画において想定されている災害及び被害規模を前提とする。

(1) 地震

本市は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ及び埼玉県地震被害想定調査で想定された全ての地震の影響を受ける可能性がある。そのうち最も大きな影響を受ける地震は、東京湾北部地震であり、被害を以下のように想定している。

《東京湾北部地震における想定震度及び想定被害》

条件		風速 8 m/s		
		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
震度		6 強		
建物被害(棟)		4,189		
	全壊	962		
	半壊	3,227		
火災消失被害(棟)		7	11	33
人的被害(人)		584	393	414
	死者	36	21	27
	重傷者	56	41	41
	軽傷者	492	331	346
避難者数(1週間後)(人)		4,479	4,490	4,545
帰宅困難者数(人)※		8,094		
災害廃棄物量(万トン)		20.50	20.60	21.20
停電率(1日後)(%)		11.28	11.30	11.37
電話不通回線率(%)		0.29	0.32	0.43
都市ガス供給停止率(%)※		100.00		
上水道断水率(1日後)(%)※		19.40		
下水道機能支障率(%)※		39.10		

※ 季節、時刻、風速を考慮しない。

(2) 風水害

国及び県が実施している浸水想定のうち、市が洪水浸水想定区域に指定されている河川は、中川、綾瀬川のほか、利根川、江戸川、荒川、元荒川、芝川、新芝川である。

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会(平成22年4月)が、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施している。これらの河川の浸水想定は以下のとおりである。

① 利根川首都圏広域氾濫

昭和 22 年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。

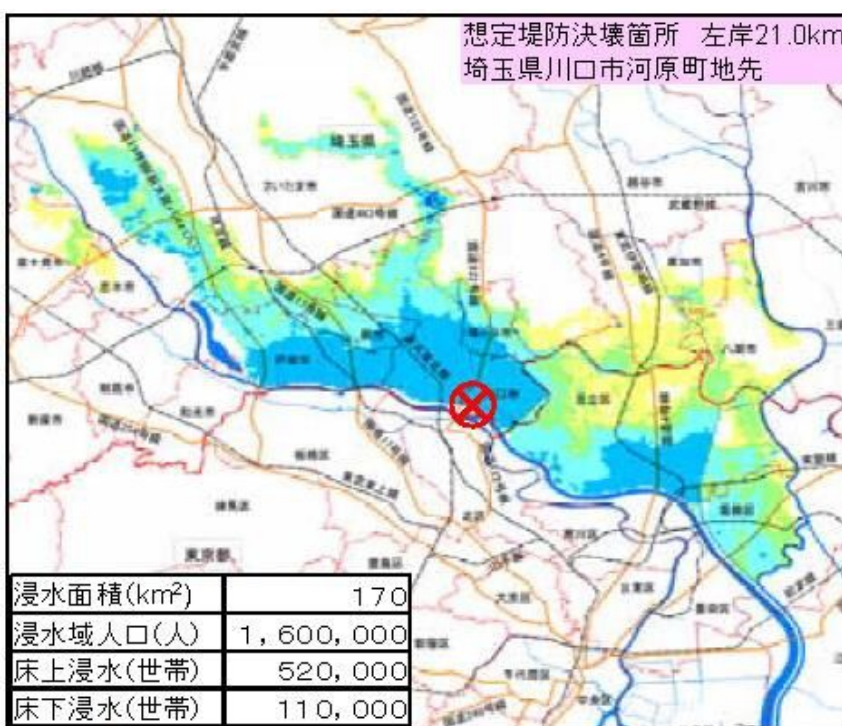
利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約 530 km²、浸水区域内人口が約 230 万人と想定される。



《利根川首都圏広域氾濫の被害想定》

② 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定のうち、荒川左岸低地の氾濫による浸水域人口は、約 160 万人と想定され、最大となっている。



※越水はん濫を含む

《荒川左岸低地氾濫の被害想定》

第3章 目標とリスク

1. 基本目標・事前に備えるべき目標

本市は平坦な地形で、三方を中川、綾瀬川、圀川、大場川に囲まれている。そのため、かつては浸水による被害に見舞われてきた。

また、今後発生が予想されている東京湾北部地震においては、甚大な被害が想定されている。

こうした自然災害から市民の生命と財産を守り、また経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復できる「強さとしなやかさ」への備えを平時から構築する必要がある。

国土強靱化地域計画は、基本法第14条で、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国基本計画との調和を図るとともに、県計画を参考にしながら、以下の4つの「基本目標」を設定した。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とすること

この基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し達成すべき目標として、8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

《事前に備えるべき目標》

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2. 想定するリスク

国基本計画及び県計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしている。

本計画においても、八潮市地域防災計画で想定している「東京湾北部地震」での被害及び台風等に伴う大雨、強風等による被害等の「大規模自然災害全般」を想定するリスクとする。

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の地域特性及び本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

なお、設定に当たっては、国基本計画で設定された45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」、県計画で設定された37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を参考にした。

《リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）》

	事前に備えるべき 目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
1	直接死を最大限防 ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生
		1-2	建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療 活動が迅速に行われ るとともに、被災者 等の健康・避難生活 環境を確実に確保す る	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3	必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第4章 脆弱性評価とリスクへの施策

1. 脆弱性評価・リスクへの施策の検討

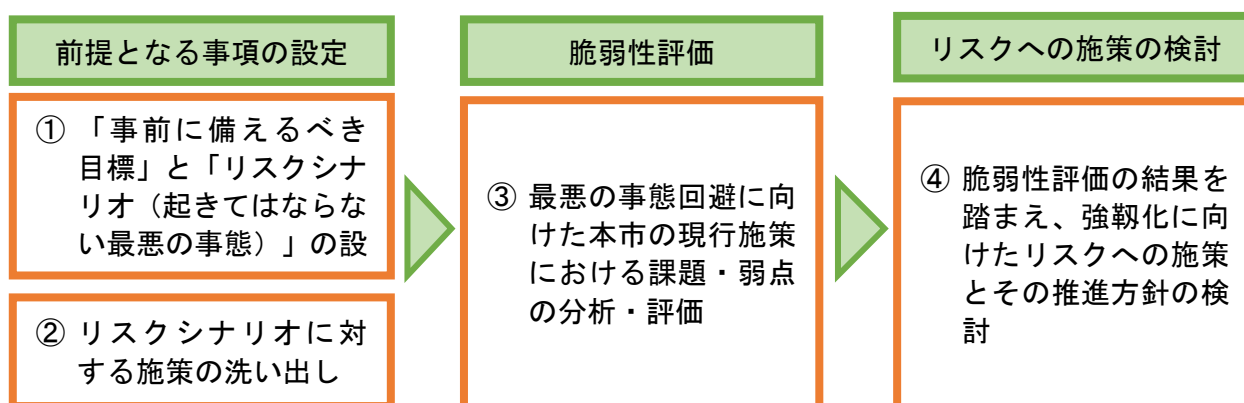
(1) 脆弱性評価の方法

脆弱性評価とは、市の国土強靱化を進める上で、その前提となるリスクシナリオに対する弱点・課題を洗い出すプロセスである。

本計画においては、第2章に掲げた本市の地域特性等を踏まえ、大規模自然災害に対して本市が抱える課題や弱点（脆弱性）を洗い出し、第5次八潮市総合計画基本計画等の施策について、第3章で設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を引き起こさないように対策を講じることができているか、分析・評価した。

また、脆弱性評価の結果、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」回避に向けて、現状を改善するために導入すべき施策を「リスクへの施策」として検討した。

手順は以下のとおりである。



《脆弱性評価・リスクへの施策検討の手順》

なお、施策ごとの脆弱性評価の結果は、第4章「2. リスクへの施策」に記載した。併せて、施策の具体的な取組の方向性を「推進方針」として記載した。

2. リスクへの施策

脆弱性評価を踏まえて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、強靱化を進めるため、リスクへの施策について推進方針をまとめた。

なお、推進方針は、脆弱性評価と一体に記載している。

また、1つのリスクへの施策が複数のリスクシナリオを回避する場合があるため、リスクへの施策の記載は、初出のリスクシナリオの箇所のみとし、2回目以降は「再掲」と初出の施策番号を示している。

例）「公共施設の耐震化（再掲）[1-1-①]」。

（1） 事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

① 公共施設の耐震化

【脆弱性評価】

- 市有建築物が被災した場合、職員及び利用者等が被災するだけでなく、災害対策本部、避難所等の防災拠点としての機能を果たすことができなくなる。本庁舎については、建設から約50年が経過し、建物及び設備の老朽化が顕著となっており、新たな庁舎の建設が必要である。
- その他の公共施設についても、必要に応じて耐震化状況に応じた、耐震工事及び大規模改修を実施する必要がある。
- 学校は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所となるため、機能の保全を図るため、施設の老朽化対策を行い、適切な維持管理を実施する必要がある。
- 建物本体の耐震化のみならず、天井・壁等の非構造部材、棚の固定、ガラスの飛散防止等、室内の安全対策も重要である。

【推進方針】

- 本庁舎は「八潮市庁舎耐震化方針」に基づき、新庁舎を整備するとともに、防災中枢拠点として、防災対応スペース、防災関連資機材の備蓄、非常用発電機の整備、止水板の整備等の機能強化を図る。
- その他の公共施設については、「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」に基づき、施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化を図り、安全・安心な施設として、適切な維持管理と改修・修繕を推進する。
- 学校施設については、「八潮市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修・修繕を実施するとともに、災害時の避難所としての活用を踏まえた施設整備を推進する。

② 民間建築物等の耐震化

【脆弱性評価】

- 住宅の耐震化率は83%（令和2年度推計）であり、耐震化目標95%（令和7年度）に向けて、引き続き所有者への各種補助制度の活用促進、情報の提供、新築建物への指導等の取組を進める必要がある。
- 大阪府北部地震（平成30年6月18日）において、ブロック塀の倒壊により被害が発生したことを受けて、ブロック塀等の倒壊防止の安全対策について、市民等に啓発する必要がある。
- 室内外における家具等の転倒・落下防止について、市民等に周知する必要がある。

【推進方針】

- 住宅の耐震化促進のため、耐震相談、耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等撤去改修に対する補助金交付等の支援を行う。また、パンフレット等により耐震化に関する情報を提供する。
- 新築住宅の建築確認検査制度等を適切に運用する。
- 家具等の転倒・落下防止対策について、ハザードマップ等により周知する。

③ コミュニティ施設の整備

【脆弱性評価】

- 町会・自治会等の活動拠点であるコミュニティ施設等は、地域住民の日常的な活動の場であると同時に、災害時には地域で互いに助け合う「共助」の活動の場ともなる。今後は、施設機能の保全を図るため、老朽化対策を行い、適切な維持管理を支援する必要がある。

【推進方針】

- 町会・自治会の拠点となるコミュニティ施設等については、改修・修繕に対する必要な支援を行う。
- コミュニティセンターについては、施設の老朽化対策を行い、計画的に修繕を実施する。

④ 避難行動要支援者支援体制の構築（震災時）

【脆弱性評価】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人などの要配慮者は災害時に支援が必要であるとされている。そのため、要配慮者、特に本人や家族の力だけでは避難が難しい避難行動要支援者の安全確保のため、迅速に避難できるような体制をあらかじめ整備する必要がある。

【推進方針】

- 「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用、提供及び避難訓練の実施などにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する。

⑤ 災害に強いまちづくりの推進

【脆弱性評価】

- 大規模地震が発生した場合、木造建築物の密集した市街地では、倒壊した建物からの火災の恐れがある。そのため、被害を最小限にとどめるとともに、地域の特性を活かしたまちをつくるため、都市計画等により、災害に強いまちづくりを行う必要がある。

【推進方針】

- 災害に強いまちづくりのため、「防火地域」及び「準防火地域」の指定を促進するとともに、不燃性等の高い建築物への誘導、消火栓・防火水槽の整備等により、市街地の不燃化を図る。
- まちの将来像を実現するための制度、仕組みにより、協働による八潮らしいまちづくりを推進する。

⑥ 市街地の整備

【脆弱性評価】

- 住宅地では、倒壊建物による狭い道路の閉塞、火災延焼等の危険があり、迅速な避難、消火・救助活動等が困難な恐れがある。
- 物資輸送等の迅速な応急活動に必要な道路整備が必要である。
- 台風や集中豪雨への備えとして調整池の整備により雨水流出を抑制し、下水道施設や河川への負担軽減を図り、防災性を高めるまちづくりが必要である。

【推進方針】

- 防災性向上のため、土地区画整理事業等を通じて、道路・公園や調整池等の整備を実施する。

⑦ 道路及び橋りょうの整備・維持管理

【脆弱性評価】

- 避難、救助、物資輸送等の迅速な応急活動を実施するため、市民等が安全に移動できる道路及び橋りょうの計画的な整備を行う必要がある。
- 地震、大規模自然災害等により、道路及び橋りょうが損傷することで、市内の交通網が麻痺し、物流・人流の寸断が発生する恐れがあるため、定期的な点検をはじめ、適切な維持管理や計画的な補修等を行う必要がある。
- 道路や橋りょうなどの重要な社会インフラ老朽化対策等のため、戦略的な維持管理・更新等の推進を行う必要がある。

【推進方針】

- 避難、救助、物資輸送等の迅速な応急活動を実施するため、道路の新設、改良等を計画的に実施する。
- 市民等が自動車、自転車及び徒歩等で安全に移動できるよう、道路の新設や改良等を計画的に実施する。
- 適正な道路の維持管理を行うため、道路パトロールや定期点検等を行うとともに、「八潮市舗装個別施設計画」に基づき、道路維持工事を実施する。
- 既設の橋りょうの安全性を確保するために、「八潮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検や補修工事を実施する。

⑧ 道路ネットワークの形成

【脆弱性評価】

- 災害発生時の消火・救助活動等を迅速に実施するため、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備を行う必要がある。

【推進方針】

- 災害発生時の消火・救助活動等を迅速に実施するため、都市の骨格を形成する都市計画道路等の整備を推進する。

⑨ 空き家対策の推進

【脆弱性評価】

- 高齢化・核家族化の影響等により、空き家が増加することが予想される。災害時に、老朽化した空き家の倒壊等を防止するため、適切に管理されていない空き家の対策が必要である。

【推進方針】

- 老朽化した空き家の倒壊等を防止するため、「八潮市まちの景観と空家等対策計画」及び条例に基づき、適切に管理されていない空き家等の総合的な対策を行う。

⑩ 市営住宅の整備

【脆弱性評価】

- 市営住宅等、市が所有・管理する建築物については、地震による倒壊被害等を防止するとともに、各施設の機能保全を目的とした計画的な修繕及び建て替えを行う必要がある。

【推進方針】

- 市営住宅の長寿命化を図るため、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図るべき住宅とした中層住宅は、計画的に大規模改修工事を実施し、入居者に配慮した安全で安心な居住環境を引き続き整備する。
- 安心して暮らしていける居住環境を維持するため、市営住宅の貯水槽清掃、給水ポンプ保守点検、消防設備等保守点検及びこれら施設の修繕を今後も継続する。
- 低層市営住宅の耐震化・長寿命化をより推進するため、老朽化した低層市営住宅については、建替等事業を計画的に実施することで、引き続き市営住宅の最適な配置に努める。

⑪ 自主防災組織の整備

【脆弱性評価】

- 災害時に被害の防止又は軽減を図るためには、自らの身は自らが守る「自助」及び、地域において互いに助け合い地域を守る「共助」の考え方にに基づき、市民の自主的な防災活動を行うことが重要である。このため自主防災組織による活動がより充実するよう支援する必要がある。
- 町会・自治会等における自主防災組織の結成率は令和2年時点で100%（44団体）である。引き続き既存組織の育成を図るとともに、町会・自治会に属していないマンション等、対象の拡大に向けて、積極的に働きかける必要がある。

【推進方針】

- 各地域において「共助」の中核となる自主防災組織の育成・強化のため、各組織の防災訓練の実施、資機材整備、その他の防災活動を支援する。
- 地域住民等の自発的な活動に関する計画である地区防災計画の策定を推進する。

1-2 建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① 消防力の強化

【脆弱性評価】

- 災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図るため、人材育成が必要である。また、社会環境の変化に伴い減少傾向にある消防団員の確保が必要である。
- 大規模災害発生時には、広範囲に被害が及ぶため、市域を超えた広域的災害対応が必要である。
- 各種災害に迅速かつ的確な対応を行うため、消防車両及び消防活動資機材の計画的な整備が必要である。
- 給水停止により、消火栓が使用不能になるため、消火栓以外の消防水利の確保が必要となる。

【推進方針】

- 救急救命活動を的確に実施する体制を確保するため、救急救命士の養成を計画的に推進する。また、広報紙、ホームページのほか、各種イベント等の機会を通じて、多くの市民に対し、消防団の取組内容及び消防団員の募集について啓発を図る。
- 広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト削減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することについて検討を行う。
- 各種災害に対応するため、消防車両及び資機材の更新整備を行い、また、多数の傷病者に対し、救助活動を継続するため、救急・救助資機材の整備を図る。
- 防火水槽の整備を推進する。

② 防災知識の普及・啓発

【脆弱性評価】

- 災害発生時には、自らの身は自らが守るという「自助」が重要となることから、市民が正しい防災知識を身につけるための環境整備を行う必要がある。

【推進方針】

- 防災に関する研修を通じて、市民の防災知識の普及啓発を図る。
- 総合防災訓練等を実施し、災害発生時に市民が的確な行動を取れるよう支援する。

③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上

【脆弱性評価】

- 災害発生時には、自らの身は自らが守るという「自助」が重要となることから、早い時期から正しい防災知識を身につける必要がある。そのため、学校教育においても児童・生徒等への防災教育が必要である。
- 災害発生時に、児童・生徒等の命を守る適切な行動がとれるよう、教員の危機管理能力の向上に係る取組が必要である。

【推進方針】

- 児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、「八潮こども夢大学」及び「八潮こども防災マイスター」研修等により、引き続き防災教育を推進する。
- 危機に対する判断能力及び危機回避能力の育成を図るために、学校における避難訓練を引き続き実施する。

④ 外国人支援体制の構築

【脆弱性評価】

- 外国人へのサポート体制が不足すると、被災による直接死を招く恐れがある。また、災害時の確実な避難誘導及び支援活動ができなくなる恐れがある。
- 平時から外国人と連携することにより、良好な避難生活環境を確保することができるとともに、地域の復興を支える人材となりうる。

【推進方針】

- 外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報を発行する。また、八潮市多言語サポーター（通訳、翻訳ボランティア）の募集及び活用を図る。
- 地域コミュニティの一員として、「地区防災計画」を共に作成し、研修会や避難訓練イベント等の事業を開催することにより、外国人との連携を図る。

⑤ コミュニティ施設の整備（再掲）[1-1-③]

⑥ 要配慮者支援体制の構築（再掲）[1-1-④]

⑦ 災害に強いまちづくりの推進（再掲）[1-1-⑤]

⑧ 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

⑨ 自主防災組織の整備（再掲）[1-1-⑪]

1-3 浸水による多数の死傷者の発生

① 雨水排水施設の整備・維持管理

【脆弱性評価】

- 災害により長期にわたる雨水排水施設の機能不全が生じた場合、市街地での浸水被害が発生する恐れがあるため、老朽化した施設の改修や耐震化を行い、適切な維持管理を実施する必要がある。
- 現在の雨水排水施設では、台風や集中豪雨により浸水等の被害が生じる危険性があるため、排水能力等の増強を図る必要がある。

【推進方針】

- 中川綾瀬河流域等、流域全体で行う治水として、被害対策を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策を多層的に進める。
- 内水排水能力の増強により、排水の流下能力と治水安全度の向上を図る。
- 水路の浚渫、清掃及び除草等、適正な維持管理により、流下能力の保持を図る。
- 雨水排水施設の耐震化や耐水化を図るとともに、老朽化した施設について予防保全型の改修等を行い、機能維持に向けた適切な修繕・維持管理を行う。
- 雨水排水施設の適切な運転を行うため、計画的な設備点検及び修繕を実施する。
- 下水道事業計画に基づき、雨水ポンプ場の整備を行うことで治水安全度の向上を図る。

② 雨水貯留施設の促進

【脆弱性評価】

- 台風や集中豪雨への備えとして、雨水流出を抑制し、下水道施設及び河川への負担軽減を図る必要がある。

【推進方針】

- 雨水の流出を抑制し、下水道施設及び河川への負担軽減を図るため、住宅等の敷地内における雨水貯留施設の普及促進による雨水の有効利用を図る。
- 雨水利用の計画的な整備を推進するため、雨水貯留施設の設置に要する経費の一部を負担する。

③ 災害拠点施設の整備促進

【脆弱性評価】

- 災害時に地域住民の拠点となる施設を整備することが求められる。
- 災害時の応援部隊及び救援物資の受入れが迅速に行える施設が必要となる。

【推進方針】

- （仮称）外環八潮パーキングエリア、（仮称）外環八潮スマートインターチェンジ及び周辺道路の整備により、地域住民の新たな避難場所、広域避難時の避難経路としての活用について、関係機関と検討・調整を進める。
- 避難場所だけでなく、救援物資の受入れや被災者への生活物資等の支給等を行うため、防災拠点となる公園の整備を推進する。

④ 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時）

【脆弱性評価】

- 災害時に自ら避難することができない避難行動要支援者は、避難が遅れることがないよう、介助者の支援を受け、迅速かつ安全に避難することが求められる。
- 避難行動要支援者の適切な把握や避難対策が行われていなければ、避難の遅れに繋がること懸念される。

【推進方針】

- 「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用、提供及び避難訓練の実施などにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難体制を構築するため、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

⑤ 下水道（雨水）の整備

【脆弱性評価】

- 中川低地にある本市にとっては、大雨時の浸水軽減対策は必要不可欠であり、常に良好な内水排除機能を保持する必要がある。
- 災害により長期にわたる下水道施設（雨水）の機能不全が生じた場合、市街地での浸水被害が発生する恐れがあるため、老朽化した施設の改修や耐震化を行い、適切な維持管理を実施する必要がある。

【推進方針】

- 内水排除機能を向上させ、安全で快適な都市環境を形成するため、雨水幹線等の管路施設やポンプ場等の整備を行う。
- 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化や耐水化を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づく予防的な改修等を行い、機能維持に向けた適切な修繕・維持管理を行う。

⑥ 情報伝達体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、あらゆる通信手段を検討し整備する必要がある。
- 二次災害の情報や避難指示等の必要な情報を市民に適切に伝えることができるよう、耐災害性能の向上を図る必要がある。

【推進方針】

- 広報紙の編集・発行、ホームページの更新及び維持管理、記者会見等の様々な媒体を通して、市政の情報を提供することにより、市民が必要な情報を適切に得られるようにする。
- やしお840メール配信サービス、ソーシャルネットワーキングサービス等の様々な媒体を利用した情報提供の充実を図る。
- 各ライフライン関係企業との連携による情報伝達体制の強化を図り、より迅速で正確な災害対応状況の周知を図る。

⑦ 市街地の整備（再掲）〔1－1－⑥〕

(2) 事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 備蓄品の整備

【脆弱性評価】

- 物流が途絶えた場合等においても、被災者に対して必要な食料等の物資を提供できるよう、必要な物資を確保する必要がある。

【推進方針】

- 各指定避難所、伊勢野防災倉庫等の防災備蓄倉庫に食料、資機材の備蓄を行う。また、消費期限を勘案して定期的な入れ替えを行うとともに、事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める。

② 家庭内備蓄の促進

【脆弱性評価】

- 各家庭における備蓄が行われないことによって、災害発生当初に食料、日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態が想定される。

【推進方針】

- 災害時にライフライン施設、食料等の流通が途絶えることを考慮し、各家庭及び事業所で最低3日分（できれば7日分）の食料、生活物資等を備蓄するよう、防災広報、防災訓練等の機会を通じて啓発する。

③ 物資調達体制の構築

【脆弱性評価】

- 備蓄物資の配送のために必要な資機材、車両の確保や、物資輸送拠点の運営・物資輸送の全体マネジメントの体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 民間事業者との協定締結を進め、応援物資の受入れ、配送、緊急物資輸送方法を定めるなど、物資輸送体制の構築を図る。

④ 上水道の整備

【脆弱性評価】

- 飲料水及び生活用水は、市民生活に欠かすことのできないものである。災害が発生した場合でも、最低限必要な水を供給するため、浄配水施設の更新等、災害に強い水道施設づくりを実施する必要がある。

【推進方針】

- 「八潮市水道事業ビジョン」に基づき、浄配水場施設の更新を行い、耐震化を推進する。
- 災害時でも最低限の水の供給が可能となるよう、基幹管路を含めた配水管の耐震化を計画的に進める。
- 災害時でも地下水を水源として確保できるよう、老朽化した水源井（井戸）の計画的な更新等を行う。

⑤ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保

【脆弱性評価】

- 発電所等が被災した場合、防災拠点や避難所を運営するために必要なエネルギーが供給されない事態が生じる可能性がある。そのため、防災拠点施設への非常電源や自家発電設備の導入に加え、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保や雨水の利用等を促進する必要がある。

【推進方針】

- 災害発生時、防災拠点や避難所の運営は電力の供給に依存するため、災害等により商用電源が停止した場合に備え、防災拠点施設に非常用電源及び燃料をあらかじめ確保するとともに、平時から点検整備に努める。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーによる多重化について推進に努める。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、環境に配慮した消費活動、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの多様化及び雨水の利用等について、市民に普及・啓発を行う。

⑥ 公共施設の耐震化（再掲）[1-1-①]

⑦ 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

⑧ 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

⑨ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]

⑩ 自主防災組織の整備（再掲）[1-1-⑪]

⑪ 防災知識の普及・啓発（再掲）[1-2-②]

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 受援体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時には、警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れるための受援体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れるため、平時より「災害時受援計画の指針」を策定し、受援体制を整備する。

② 防犯対策の促進

【脆弱性評価】

- 近年、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化等により地域のつながりが低下することにより、地域の防犯力が低下している。災害時には避難等で居住者が少なくなる等、治安の悪化が懸念される。そのため、自主防犯組織や警察署・交番の設置等を通じ、災害時の防犯対策を強化する必要がある。

【推進方針】

- 犯罪を未然に防ぎ、市民の安全・安心を確保するため、引き続き、自主防犯組織の育成・強化を実施し防犯活動を促進する。
- 防犯灯及び防犯カメラを設置し、犯罪の起きにくいまちづくり（防犯環境設計）に努める。
- 埼玉県及び埼玉県警察に対して、警察署の設置、交番の設置及び警察官の更なる増員を要望する。

③ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]

④ 消防力の強化（再掲）[1-2-①]

⑤ 災害拠点施設の整備促進（再掲）[1-3-③]

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

① 帰宅困難者対策

【脆弱性評価】

- 被害想定によれば、8,094 人の市民が市外において帰宅困難者になることが想定されるため、帰宅困難になった場合の対処法等について啓発する必要がある。
- 災害により鉄道等が停止し、市外から市内への通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。また、つくばエクスプレスの運行停止により、八潮駅前には大量の滞留者が発生することが想定され、一時滞在施設を確保する必要がある。

【推進方針】

- 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。
- 駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで一時的に滞在させるための施設を開設するため、市内の事業者、大規模集客施設等に対し、適切な対応が行われるよう協力を要請する。
- 発災時に事業所等が的確な判断を行えるよう、正確な情報収集・伝達に対する啓発活動を行う。職場、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員、顧客等に対し、適切な対応が行えるよう、施設の安全化、災害時のマニュアル作成、飲料水・食料の備蓄及び入手手段の確保、情報の入手手段の確保や災害時の飲料水・食料や情報の提供、トイレ・一時休憩所又は仮宿泊場所等の確保に関して協力を要請する。
- 代替輸送の確保を図るため、バス事業者等との連携強化に努める。

② 情報伝達体制の整備（再掲） [1-3-⑥]

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 保健センター機能の充実

【脆弱性評価】

- 災害時の救護活動の中心となる保健センター機能の充実を図るとともに、施設等の適切な管理、運営を継続する必要がある。

【推進方針】

- 市民の健康づくりを推進するため、保健センター機能を充実させるとともに、安全で衛生的な施設の管理及び運営を引き続き維持する。

② 地域医療体制の構築

【脆弱性評価】

- 緊急時に迅速な医療体制を構築するため、地域の医療機関との協力体制の充実に努める必要がある。
- 市民が住みなれた地域において、災害時にも良質かつ適切な医療サービスを効率的に受けられる環境を整備する必要がある。

【推進方針】

- 地域の医療機関との協力体制を円滑にし、保健衛生及び地域医療を推進するため、埼玉県と連携して地域医療団体を支援する。
- 多数の傷病者発生に対応するために、救急医療機関との連携体制、救急救命士の養成、救急救命に必要な車両及び資器材の確保といった救急救命体制を整備する。
- 災害時の初動医療体制を整備するため、医療関係者と災害医療対策会議を開催し、協議を継続して行うとともに、医薬品等の備蓄（循環備蓄）等を引き続き行う。

③ 感染症対策の推進

【脆弱性評価】

- 大規模な災害が発生した場合、衛生状態が極度に悪化し、感染症等の疾病及び食中毒の発生が予想されるため、平時より感染症の拡大に対応できる体制づくりを進める必要がある。

【推進方針】

- 災害発生時に感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から小児への予防接種、インフルエンザ等の予防接種を促進する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応が出来るよう、必要に応じて行動計画の見直しを行うとともに、感染防護具等の感染症対策物品の備蓄を進める。
- 市民に対し基本的な感染症対策及び予防接種について周知する。

④ 公共施設の耐震化（再掲）[1-1-①]

⑤ 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

⑥ 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

⑦ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]

⑧ 消防力の強化（再掲）[1-2-①]

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 下水道（污水）の整備

【脆弱性評価】

- 安全で衛生的な生活環境の整備をするため、未普及地域への污水排水施設の整備が必要である。
- 污水の溢水が原因となる疫病・感染症予防のため、老朽化した污水管路や中継ポンプ場等の改修や耐震化・耐水化を実施する必要がある。
- 断水等で水洗トイレが使用できない場合、公衆衛生を維持するために災害時でも運用可能なトイレ環境を整備する必要がある。

【推進方針】

- 中川流域関連公共下水道として、下水道の整備を行うとともに、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。
- 污水排水施設の長期機能停止を防止するため、下水道の業務継続計画（BCP）の定期的な見直しや耐水化を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づく予防的な改修等を行い、機能維持に向けた適切な修繕・維持管理を行う。
- 大規模地震による污水排水施設の被害を最小限にするため、施設の耐震化を実施する。
- 災害時のトイレ機能を確保するために、既存のマンホールトイレに加え、指定避難所等にもマンホールトイレの整備を図る。

② 廃棄物及びし尿処理体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時は一般廃棄物の処理を継続するとともに、災害廃棄物を適切に処理するため、廃棄物処理体制を整備する必要がある。
- 被災地での疾病・感染症のまん延を防止するため、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、安全・確実・効率的に行うための体制整備が必要である。
- 被災地での疾病・感染症のまん延を防止するため、浄化槽を適切に管理する必要がある。

【推進方針】

- 一般・災害廃棄物等の収集運搬業務を確実に実施するため、東埼玉資源循環組合構成自治体との応援協力体制の構築を図る。
- 「八潮市災害廃棄物処理計画」に基づき、計画の実効性の確保に向けて対策を講じるとともに、必要に応じて見直しを図る。
- 被災地における環境衛生を保持するため、一般廃棄物の円滑な収集運搬を可能にする体制を整備する。
- 浄化槽管理者による浄化槽の適正管理を促進する。
- リサイクルプラザの適正な維持管理に努め、長寿命化を図るとともに、耐用年数を考慮して建替を検討する。

③ ペットの適正管理体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時には、飼い主の被災・ペットの脱走等により、放置動物が発生し、市民等に被害を及ぼす恐れがある。
- 狂犬病を予防するため、市内のペットに対し、予防接種を行う必要がある。
- 飼い主不明の犬、猫等の死骸が放置されると、疾病・感染症のまん延を招く恐れがある。

【推進方針】

- 狂犬病予防法、埼玉県動物愛護及び管理に関する条例等に基づき、狂犬病の発生の予防及び撲滅のため、犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付及び集合注射を獣医師等と連携して行う。
- 交通事故等による飼い主不明の犬、猫等の死骸を収容し、火葬、納骨までの処理を行う。

④ 消毒・害虫駆除体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時の衛生環境を維持し、害虫等による感染症のまん延を防止するため、平時より防疫活動が必要である。

【推進方針】

- 清潔な生活環境を保持するため、ユスリカ、ボウフラ等の害虫の駆除及び空地の雑草類を除去する。
- 消毒、害虫駆除等を速やかに実施するため、薬剤・資器材が確保できるよう体制を構築する。

⑤ 下水道（雨水）の整備（再掲）[1-3-⑤]

⑥ 感染症対策の推進（再掲）[2-4-③]

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 避難所運営体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時に避難所の開設が混乱なく実行され、円滑に運営されるよう、避難所の運営体制を明確にし、市民が主体的に指定避難所を運営できる体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 避難所の開設・運営が円滑に進められるよう、避難所の開設及び安全確保にあたる「避難所開設職員」を配置し、訓練等を通じて開設・運営手順の周知徹底に努める。
- 市民、施設管理者及びその他関係機関とともに、地域の実情に応じた避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。
- 避難所運営の長期化が見込まれる場合、自主防災組織等の自治組織による避難所運営に移行できるよう、平時より組織体制の確立に努める。

② 男女共同参画の推進

【脆弱性評価】

- 災害時、誰もが安全・安心な避難生活を送るためには、様々なニーズに配慮した避難所の運営が必要である。そのためには、避難所の運営組織への女性の参画や災害時に増加するDVに対する相談事業の継続等を行う必要がある。

【推進方針】

- 災害時の避難所の運営等に女性の参画が進むよう、日頃から女性リーダーの育成及び男女共同参画に係る市民活動を支援し、女性の参画意識を啓発する。
- 市役所DV相談支援室において、災害時でも切れ目なく、DV相談を実施できるよう、体制を確保する。

③ 被災者の健康管理

【脆弱性評価】

- 災害時には、慣れない避難生活環境の中で、心身の健康に不調をきたす被災者が多く発生する可能性がある。そのため、災害時においても適切な医療が受けられるよう医療提供体制を整備する必要がある。

【推進方針】

- 災害時に備え、草加八潮医師会等の地域医療団体と円滑な協力体制を図る。

④ 福祉避難所の指定

【脆弱性評価】

- 災害時、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、健康への特別な配慮や介護を必要とする場合には、通常の指定避難所から福祉避難所へ移送できるよう、体制を整備する必要がある。

【推進方針】

- 災害時、要配慮者が健康への特別な配慮や介護を必要とする場合には、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、通常の指定避難所から移送できる体制を構築する。
- 要配慮者が利用しやすいよう、相談等の支援を受けることができる体制や滞在できる生活環境の整備等を行う。

- ⑤ 公共施設の耐震化（再掲）[1-1-①]
- ⑥ 要配慮者支援体制の構築（再掲）[1-1-④]
- ⑦ 外国人支援体制の構築（再掲）[1-2-④]
- ⑧ 雨水排水施設の整備・維持管理（再掲）[1-3-①]
- ⑨ 雨水貯留施設の促進（再掲）[1-3-②]
- ⑩ 避難行動要支援者支援体制の構築（再掲）[1-3-④]
- ⑪ 上水道の整備（再掲）[2-1-④]
- ⑫ 感染症対策の推進（再掲）[2-4-③]
- ⑬ 下水道（污水）の整備（再掲）[2-5-①]
- ⑭ 廃棄物及びし尿処理体制の整備（再掲）[2-5-②]

(3) 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ① 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]
- ③ 防犯対策の促進（再掲）[2-2-②]
- ④ 男女共同参画の推進（再掲）[2-6-②]

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 業務継続体制の確保

【脆弱性評価】

- 災害発生時においても行政サービスについては、迅速な復旧、提供が必要となる。これらのサービスの途絶を防ぐために、業務継続体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 業務継続計画について組織改編や人事異動などに併せて計画的に見直す。
- 事務の効率化を実現するため、市域行政ネットワーク、インターネット通信、及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を適切に運用、管理する。
- 市民の利便性向上及び行政事務の効率化を実現するため、市の業務を見直すとともに、国や他自治体との連携を引き続き推進する。

② 設備の維持整備

【脆弱性評価】

- 市庁舎等の市有建築物が被災した場合、災害対策本部としての機能を果たすことができない恐れがあるとともに、各施設の機能及び執務環境を維持するため、関係施設の適切な維持管理が必要である。

【推進方針】

- 市有建築物の機能及び職員の執務環境を維持するため、各施設の機械設備の保守点検を実施する。

③ 職員の災害対応能力の向上

【脆弱性評価】

- 地域防災計画等について、必要に応じて見直しを行うとともに、職員に対する計画の習熟やそのための訓練等を通じて、職員が適切に災害対応できる体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 災害時における的確な判断と行動力の向上を図るため、総合防災訓練及び防災図上訓練を実施する。
- 適切な災害対応を実施するため、「八潮市業務継続計画」及び「八潮市地域防災計画【震災対策編】、【風水害編】、【資料編】」を必要に応じて見直すとともに、職員に対してこれら計画の習熟を図る。

④ 公共施設の耐震化（再掲）[1－1－①]

⑤ 要配慮者支援体制の構築（再掲）[1－1－④]

⑥ 男女共同参画の推進（再掲）[2－6－②]

(4) 事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ① 情報伝達体制の整備（再掲）[1-3-⑥]
- ② 業務継続体制の確保（再掲）[3-2-①]

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① 公共施設の耐震化（再掲）[1-1-①]
- ② 避難行動要支援者支援体制の構築（再掲）[1-3-④]
- ③ 情報伝達体制の整備（再掲）[1-3-⑥]
- ④ 業務継続体制の確保（再掲）[3-2-①]

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 公共施設の耐震化（再掲）[1-1-①]
- ② 避難行動要支援者支援体制の構築（再掲）[1-3-④]
- ③ 情報伝達体制の整備（再掲）[1-3-⑥]
- ④ 業務継続体制の確保（再掲）[3-2-①]

(5) 事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

① エネルギー供給事業者等との連携強化

【脆弱性評価】

- エネルギー供給停止に備え、エネルギー供給事業者及び事業者団体と災害時の応援協定を締結する必要がある。また、平時から協定事業者等と連携体制を整備する必要がある。

【推進方針】

- 災害時における人員及び物資等の輸送、自家発電設備に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から石油類販売業者等と協定を締結し、災害時における石油類燃料の優先的・安定的な確保に努める。

② 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保（再掲）[2-1-⑤]

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 有害物質等の流出防止

【脆弱性評価】

- 災害時、産業施設の損壊等による有害物質の流出を防止するため、有害物質を取り扱う施設に対し、その適正管理について指導する必要がある。
- 工場等からの有害物質の流出、事故の防止や軽減のための対策を推進する必要がある。

【推進方針】

- 市民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、公害の防止に関し、公害関係諸法令、八潮市公害防止条例に基づき、工場等の指導を実施する。
- 有害物質等を取り扱う事業者に対し、事故発生を未然に防ぐための対策、適切な施設の管理、万が一の流出・漏洩が最小限となるような応急措置を講ずる体制を構築するよう指導を強化する。また、事故に対する適切な対応や、マニュアルの徹底を推進する。

- ② 消防力の強化（再掲）[1-2-①]
- ③ 上水道の整備（再掲）[2-1-④]

5-4 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

① 地域交通の確保

【脆弱性評価】

- 災害時、車やバス等の公共交通機関の機能停止により人流が制限される事態を防ぐため、持続可能なネットワークの形成が必要である。

【推進方針】

- 八潮駅の利便性向上、輸送サービスの改善を図る。
- 市内を南北に縦断する新たな交通手段として、地下鉄 8 号線の延伸を促進し、市民の交通便利性を高める。
- 都市基盤の整備状況、市民からの要望等を踏まえ、バスルート等の見直し、路線の新設、バス停留所上屋の整備等をバス事業者へ要望する。
- 地域の実情に合った移動手段の確保を検討する。

② 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

③ 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

④ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]

5-5 食料等の安定供給の停滞

① 地域農業・農地等の保全

【脆弱性評価】

- 災害時に農産物を安定供給するため、平時より農業後継者の育成、PR 及び農業生産体制の構築を行う必要がある。
- 被災後の経済復興に貢献するため、農業者の栽培技術の向上を図ることが必要である。
- 農産物の安定供給に資する水路及び農地の保全のために、用水路等の水利施設の防災対策を行うとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 農産物の生産だけではなく、農地における雨水貯留等の保全機能、延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

【推進方針】

- 農業経営体等の経営基盤の強化、農業生産施設の整備等を支援する。
- 農業の担い手となる農業従事者の確保及び後継者の育成を支援する。
- 地球温暖化対策として、化学肥料、化学農薬等の使用量の削減を促し、堆肥等の有機質肥料の使用促進により、安全な農産物の供給及び栽培技術の向上を図る。
- 災害時において、避難場所等に活用可能な農地を増やすとともに、景観にも配慮した農地の保全を促進する。
- 農業用水路等の水利施設の防災対策を行い、適切な維持管理を実施する。
- 農産物等の生産と関連する加工又は販売等に係る事業の融合により、地域ビジネスの展開及び新たな業務の創出を促進する。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 上水道の整備（再掲）[2-1-④]

② 地域農業・農地等の保全（再掲）[5-5-①]

(6) 事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

① 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保（再掲）[2-1-⑤]

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 消防力の強化（再掲）[1-2-①]

② 上水道の整備（再掲）[2-1-④]

③ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保（再掲）[2-1-⑤]

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

① 下水道（污水）の整備（再掲）[2-5-①]

② 廃棄物及びし尿処理体制の整備（再掲）[2-5-②]

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

① 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

② 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

③ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]

④ 地域交通の確保（再掲）[5-4-①]

① 共通情報基盤の整備

【脆弱性評価】

- 災害時、市の情報システムが被災し、市のネットワークの途絶、データの損失が発生した場合、住民サービスの継続が困難なため、正確で安定した基幹系情報処理システムの運用が必要である。
- 全国自治体・地域を連携する共通の基盤づくりを進めることで、災害時でもネットワークを利用した住民サービスの提供が可能となる。

【推進方針】

- 災害時のネットワークの途絶、データの損失を防止するため、庁内ネットワーク等のセキュリティやバックアップ体制を確立し、通信設備及び堅牢な重要機能室の整備を推進する。
- 全国自治体・地域を連携する共通の基盤づくりを進め、ネットワークを利用した公的サービスの拡大と、行政と住民との有用な情報の流通を図る。

② 市街地の整備（再掲）〔1－1－⑥〕

③ 雨水排水施設の整備・維持管理（再掲）〔1－3－①〕

④ 下水道（雨水）の整備（再掲）〔1－3－⑤〕

⑤ 業務継続体制の確保（再掲）〔3－2－①〕

（７） 事前に備えるべき目標 ７ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 緑地の確保

【脆弱性評価】

- 公園、緑地等は、災害発生時の避難場所としての機能や延焼防止効果があるため、これらの整備・保全等により、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する必要がある。

【推進方針】

- 生産緑地地区の追加指定及び特定生産緑地の指定を行い、都市の貴重なオープンスペース（防災空間）を保全する。

② 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

③ 市営住宅の整備（再掲）[1-1-⑩]

④ 消防力の強化（再掲）[1-2-①]

⑤ 上水道の整備（再掲）[2-1-④]

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

① 民間建築物の耐震化（再掲）[1-1-②]

② 災害に強いまちづくりの推進（再掲）[1-1-⑤]

③ 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

④ 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

⑤ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]

⑥ 空き家対策の推進（再掲）[1-1-⑨]

⑦ 下水道（雨水）の整備（再掲）[1-3-⑤]

⑧ 上水道の整備（再掲）[2-1-④]

⑨ 下水道（汚水）の整備（再掲）[2-5-①]

⑩ 緑地の確保（再掲）[7-1-①]

7-3 防災インフラの損壊・機能不全による二次災害の発生

① 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

② 雨水排水施設の整備・維持管理（再掲）[1-3-①]

③ 雨水貯留施設の促進（再掲）[1-3-②]

④ 下水道（雨水）の整備（再掲）[1-3-⑤]

⑤ 業務継続体制の確保（再掲）[3-2-①]

⑥ 共通情報基盤の整備（再掲）[6-5-①]

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

① 放射線モニタリングの推進

【脆弱性評価】

- 原子力施設の災害等による放射性物質の拡散等に際し、住民等に対する的確な情報提供を図るため、平時より、放射線のモニタリング体制を構築する必要がある。

【推進方針】

- 市内で生産される農産物及び給食食材の放射線量の測定を行い、安全・安心の確認を行う。
- 小中学校、保育所、公園等で空間放射線量の定点観測を行い、状況を監視する。

② 消防力の強化（再掲）[1-2-①]

③ 上水道の整備（再掲）[2-1-④]

④ 有害物質等の流出防止（再掲）[5-3-①]

(8) 事前に備えるべき目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ① 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]
- ② 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]
- ③ 道路ネットワークの形成（再掲）[1-1-⑧]
- ④ 廃棄物及びし尿処理体制の整備（再掲）[2-5-②]

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 地域人材の確保

【脆弱性評価】

- 大規模災害の復興には、地域コミュニティを支える人材が必要となるため、復興を支える人材の確保及び育成が必要である。

【推進方針】

- 市民が地域における復興等に必要な知識及び技術を習得できるよう、活動団体同士が交流するイベント及び学習内容の発表会を開催することで市民の学習意欲向上を図る。
- 復興にあたって、地域人材の知識、技術等を有効に活用するため、「生涯学習人財バンク」の充実を行う。

② 地域活動の推進

【脆弱性評価】

- 大規模災害発生時には被害が広範囲に及ぶため、復興を支えるための人材が不足する。特に、復興に欠かせない地域コミュニティを支える人材を確保する必要がある。

【推進方針】

- 文化活動、地域福祉活動、農業者とのふれあい活動、各種審議会、委員会等、地域コミュニティ活動を平時から促進することで、有形無形の文化を継承し、復興を支える人材の創出等、迅速な復興が可能となる。

- ③ 災害に強いまちづくりの推進（再掲）[1-1-⑤]
- ④ 外国人支援体制の構築（再掲）[1-2-④]
- ⑤ 廃棄物及びし尿処理体制の整備（再掲）[2-5-②]
- ⑥ 男女共同参画の推進（再掲）[2-6-②]
- ⑦ 職員の災害対応能力の向上（再掲）[3-2-③]
- ⑧ 地域農業・農地等の保全（再掲）[5-5-①]

8-3 広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- ① 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]
- ② 雨水排水施設の整備・維持管理（再掲）[1-3-①]
- ③ 雨水貯留施設の促進（再掲）[1-3-②]
- ④ 下水道（雨水）の整備（再掲）[1-3-⑤]
- ⑤ 地域農業・農地等の保全（再掲）[5-5-①]

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 文化財・観光資源の保全

【脆弱性評価】

- 災害発生時に文化財が損害を受けないよう、所有者に対して適切な保護・管理を促すとともに、文化財が被災した際に、適切な復旧ができるよう事前に調査・情報収集を行う必要がある。
- 災害発生後に、観光資源の再建が遅れることで生じる、市民生活・経済への影響を軽減する必要がある。

【推進方針】

- 重要な文化財については、指定文化財又は登録文化財として保護を図るとともに、所有者・管理者に対し補助・支援を行う。
- 次世代に引き継ぐべき歴史公文書の整理保存を行う。また、地域に伝わる古文書・民具資料等の収集・調査研究を進め、研究成果の蓄積を図る。
- 平時より既存の観光拠点の利活用に加え、観光客数の増加につながる各種観光イベントを開催することで、被災後の経済復興に貢献できるような環境を確保する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 住宅確保体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害により住宅が被害を受けた市民を対象に、応急仮設住宅を供給する必要があり、その建設用地として、公共用地の有効活用を検討する必要がある。

【推進方針】

- 応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、あらかじめ市有地等、建設可能な用地を選定する。

② 市街地の整備（再掲）[1-1-⑥]

③ 道路及び橋りょうの整備・維持管理（再掲）[1-1-⑦]

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① 地域産業の創出・強化

【脆弱性評価】

- 大規模自然災害から地域経済の早期復興が図られるよう、地場産業の担い手育成の取組を進める必要がある。

【推進方針】

- 被災後の経済復興に貢献できるよう、平時より地域資源を活用した農業者・企業による新事業の創出、地元農産物の利用促進、地元工業を活用した加工品の製品開発等を通して、産業振興策を図る。
- 平時より市内の企業、工場等の経営の安定を資金面から支援するため、融資制度等事業を実施する。

3. 施策分野による整理

リスクへの施策と八潮市総合計画との関連性を示すため、「第5次八潮市総合計画基本計画」における6つの施策分野を本計画の施策分野として設定し、この施策分野に基づき、リスクシナリオごとにリスクへの施策を整理した一覧表（マトリクス）を作成した。

《施策分野》

本計画施策分野	第5次八潮市総合計画施策分野
①教育文化・コミュニティ	第1章 教育文化・コミュニティ：学びとつながりを大切にするまち
②健康福祉・子育て	第2章 健康福祉・子育て：誰もがいきいきと暮らせるまち
③防災・防犯・消防・救急	第3章 防災・防犯・消防・救急：誰もが安全で安心して暮らせるまち
④産業経済・観光	第4章 産業経済・観光：地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち
⑤都市基盤・環境	第5章 都市基盤・環境：快適でやすらぎと潤いのあるまち
⑥新公共経営	第6章 新公共経営：協働で経営する自主・自律のまち

	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態）		① 教育文化・コミュニティ	② 健康福祉・子育て	③ 防災・防犯・消防・救急	④ 産業経済・観光	⑤ 都市基盤・環境	⑥ 新公共経営
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生	・ 公共施設の耐震化 ・ コミュニティ施設の整備	・ 避難行動要支援者支援体制の構築（震災時）	・ 自主防災組織の整備		・ 公共施設の耐震化 ・ 民間建築物等の耐震化 ・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成 ・ 空き家対策の推進 ・ 市営住宅の整備	・ 公共施設の耐震化
		1-2	建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	・ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上 ・ 外国人支援体制の構築 ・ コミュニティ施設の整備	・ 要配慮者支援体制の構築	・ 消防力の強化 ・ 防災知識の普及啓発 ・ 自主防災組織の整備		・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 市街地の整備	
		1-3	浸水による多数の死傷者の発生		・ 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時）			・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 雨水貯留施設の促進 ・ 災害拠点施設の整備促進 ・ 下水道（雨水）の整備 ・ 市街地の整備	・ 情報伝達体制の整備
2	救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・ 公共施設の耐震化		・ 備蓄品の整備 ・ 家庭内備蓄の促進 ・ 物資調達体制の構築 ・ 自主防災組織の整備 ・ 防災知識の普及啓発		・ 上水道の整備 ・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 ・ 公共施設の耐震化 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成	
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	・ 災害拠点施設の整備促進		・ 受援体制の整備 ・ 防犯対策の促進 ・ 消防力の強化		・ 道路ネットワークの形成 ・ 災害拠点施設の整備促進	
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			・ 帰宅困難者対策			・ 情報伝達体制の整備
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・ 公共施設の耐震化	・ 保健センター機能の充実 ・ 地域医療体制の構築 ・ 感染症対策の推進	・ 消防力の強化 ・ 感染症対策の推進		・ 公共施設の耐震化 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成	
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		・ 感染症対策の推進	・ 感染症対策の推進		・ 下水道（汚水）の整備 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備 ・ ペットの適正管理体制の整備 ・ 消毒・害虫駆除体制の整備 ・ 下水道（雨水）の整備	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	・ 男女共同参画の推進 ・ 外国人支援体制の構築 ・ 公共施設の耐震化	・ 被災者の健康管理 ・ 要配慮者支援体制の構築 ・ 避難行動要支援者支援体制の構築 ・ 感染症対策の推進	・ 避難所運営体制の整備 ・ 福祉避難所の指定 ・ 感染症対策の推進		・ 公共施設の耐震化 ・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 雨水貯留施設の促進 ・ 上水道の整備 ・ 下水道（汚水）の整備 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	・ 男女共同参画の推進		・ 防犯対策の促進		・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理	
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・ 男女共同参画の推進 ・ 公共施設の耐震化	・ 要配慮者支援体制の構築	・ 業務継続体制の確保 ・ 職員の災害対応能力の向上		・ 設備の維持整備	・ 業務継続体制の確保 ・ 設備の維持整備 ・ 公共施設の耐震化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			・ 業務継続体制の確保			・ 情報伝達体制の整備 ・ 業務継続体制の確保
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・ 公共施設の耐震化	・ 避難行動要支援者支援体制の構築	・ 業務継続体制の確保		・ 公共施設の耐震化	・ 情報伝達体制の整備 ・ 業務継続体制の確保
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・ 公共施設の耐震化	・ 避難行動要支援者支援体制の構築	・ 業務継続体制の確保		・ 公共施設の耐震化	・ 情報伝達体制の整備 ・ 業務継続体制の確保
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理	
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響					・ エネルギー供給事業者等との連携強化 ・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	

	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態）		① 教育文化・コミュニティ	② 健康福祉・子育て	③ 防災・防犯・消防・救急	④ 産業経済・観光	⑤ 都市基盤・環境	⑥ 新公共経営
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			・ 有害物質等の流出防止 ・ 消防力の強化		・ 上水道の整備	
		5-4	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					・ 地域交通の確保 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成	
		5-5	食料等の安定供給の停滞				・ 地域農業・農地等の保全		
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				・ 地域農業・農地等の保全	・ 上水道の整備	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保				・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保		・ 消防力の強化		・ 上水道の整備 ・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止					・ 下水道（汚水）の整備 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備	
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止					・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成 ・ 地域交通の確保	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全			・ 業務継続体制の確保		・ 市街地の整備 ・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 下水道（雨水）の整備	・ 共通情報基盤の整備 ・ 業務継続体制の確保
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			・ 消防力の強化	・ 緑地の確保	・ 市街地の整備 ・ 市営住宅の整備 ・ 上水道の整備	・ 市営住宅の整備
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺				・ 緑地の確保	・ 民間建築物の耐震化 ・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成 ・ 空き家対策の推進 ・ 下水道（雨水）の整備 ・ 上水道の整備 ・ 下水道（汚水）の整備	
		7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生			・ 業務継続体制の確保		・ 市街地の整備 ・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 雨水貯留施設の促進 ・ 下水道（雨水）の整備	・ 共通情報基盤の整備 ・ 業務継続体制の確保
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出			・ 消防力の強化 ・ 有害物質等の流出防止		・ 放射線モニタリングの推進 ・ 上水道の整備	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態					・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理 ・ 道路ネットワークの形成 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	・ 地域人材の確保 ・ 地域活動の推進 ・ 外国人支援体制の構築 ・ 男女共同参画の推進		・ 職員の災害対応能力の向上	・ 地域農業・農地等の保全	・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 廃棄物及びし尿処理体制の整備 ・ 地区の良好な土地利用の推進	
		8-3	広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態				・ 地域農業・農地等の保全	・ 市街地の整備 ・ 雨水排水施設の整備・維持管理 ・ 雨水貯留施設の促進 ・ 下水道（雨水）の整備	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・ 文化財・観光資源の保全					

	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態）		① 教育文化・コミュニティ	② 健康福祉・子育て	③ 防災・防犯・消防・救急	④ 産業経済・観光	⑤ 都市基盤・環境	⑥ 新公共経営
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			・ 住宅確保体制の整備		・ 市街地の整備 ・ 道路及び橋りょうの整備・維持管理	
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響				・ 地域産業の創出・強化		

第5章 計画の進捗管理と見直し

1. 計画の進捗管理

国土強靱化は、第3章で想定した35のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避することを目的に本計画を定め、毎年様々な施策を展開していくものである。

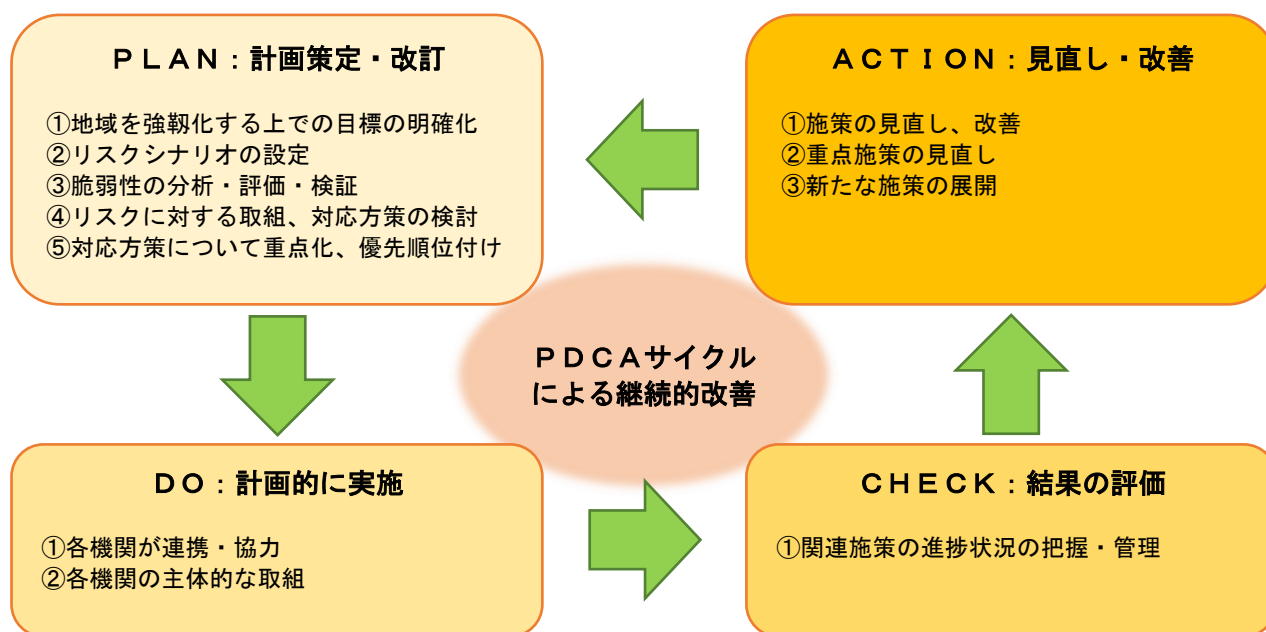
本計画の策定後は、国土強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載された強靱化事業について、数値指標等を用いて、可能な限り定量的に進捗管理を行う。

2. 計画の見直し

第1章に示すように、本計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とするが、国・県の国土強靱化施策の推進状況、アクションプランの進捗状況、社会状況の変化等を踏まえ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行う。

また、新たに大規模自然災害等が発生した場合は、これを踏まえた施策の点検を実施し、アクションプランに反映させるなどして、サイクルを一層有用なものとする。

なお、八潮市総合計画基本計画及び地域防災計画等、国土強靱化に関連する計画が見直しとなる際には、本計画との整合を図るものとする。



《PDCA サイクルによる計画の推進管理、見直し》

資料 2-3

八潮市国土強靱化地域計画（案）に対する意見募集の実施結果と対応について

1 意見募集期間

令和 3 年 12 月 10 日から令和 4 年 1 月 11 日まで（33 日間）

2 意見提出者・件数

提出者数 2 人

意見件数 7 件

3 意見と市の考え方

反映区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）

B：すでに対応している

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

パブリックコメントの意見と対応

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
1	P16	強靱化を進めるためには、高齢者、子ども、妊婦、障がい者、車いす等すべての方々が移動しやすくするためバリアフリーな街づくり計画が必要ではないでしょうか。	起きてはならない最悪の事態である「住宅・建物・交通施設等の倒壊による死傷者の発生」を回避するための施策について、本計画は、ハード面における主に建築物、交通施設等の倒壊など直接的な原因を排除する耐震化などの方策を位置づけるものであるため、本計画（案）には、反映しないものといたします。なお、この考え方は、国及び県計画も同様となっています。 ただし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」によって、道路や建築物、都市公園等に対するバリアフリー化を推進することとなっており、また、「第 5 次八潮市総合計画」、「八潮市都市計画マスタープラン」におきまして、その方針が示されております。	C

2	P20	「③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上」に対する推進方針において、「児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、『八潮こども夢大学』及び『八潮こども防災マイスター』研修により、引き続き防災教育を推進する。」とあるが、あくまで一部の方です。 防災の知識や救急救命の知識は誰にとっても必要なもので、すべての児童生徒が卒業時にはマスターし、講習修了証書を取得できるようにすべきと考えます。 平成22年12月の市議会一般質問では、中学校における救急講習は、「市内全体に救命法を普及していくため、毎年継続していきたい」との答弁があり、事業が継続している場合には、記載すべきと考えます。	平成19年度から行われております中学2年生を対象とした普通救命の講習は、現在も継続しております。 また、今後、様々な研修を行うことも考えられることから、本計画（案）については、「八潮こども防災マイスター」研修会<u>等</u>に修正します。	A
---	-----	---	--	---

3	P20	「③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上」に対する推進方針において、「児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、『八潮こども夢大学』及び『八潮こども防災マイスター』研修により、引き続き防災教育を推進する。」とあるが、一部の子どもに指導し、他の児童に広げるための活動もよいと思いますが、各校週に一度行われる朝礼などの時間や避難訓練時に市役所の担当者等が出向き、啓発する機会を得るといった計画も検討する必要があるのではないか。	災害発生時、児童生徒が自分の命を自分で守り、また、地域の力として活躍することができるよう、一人でも多くの子どもたちに防災や救急救命に関する知識・技能を身に付けることは大変重要であると捉えております。 本計画（案）に対する反映は行いませんが、関係機関と連携を図りながら今回いただいたご意見を参考に、検討してまいります。	C
4	P20	「④外国人支援体制の構築」に対する推進方針において、 「外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報を発行する。また、多言語サポーター（通訳、翻訳ボランティア）の募集及び活用を図る。」とあるが、多言語サポーターは強靱化計画のために募集するのか、それとも他で募集した方々に責務を担っていただくのか。もし、他ですでに登録されているサポーターの方をお願いするのであれば、そこも明確に記載するべきと考える。	八潮市多言語サポーター制度は、令和元年に開始した制度であり、多言語での通訳や翻訳にご協力いただけるボランティアの登録制度となります。そのため、災害時には、登録者に可能な範囲でご協力いただくことを想定しております。 なお、本計画（案）においては、「多言語サポーター」を用いておりますが、「八潮市多言語サポーター」が正式な名称であることから、名称を改めます。	A

5	P22	「④避難行動要支援者支援体制の構築」に対する推進方針において、「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する。」とあるが、災害時に自力での避難が難しい「要支援者」について、具体的な避難方法を定める「個別避難計画」の策定が、災害対策基本法の改正により 2021 年から市町村の努力義務とされた。改正された指針では、避難計画の策定にあたり、要支援者と日ごろから接する機会が多い「福祉専門職の参画を得ることが重要」とされた。計画を作って終わりではなく、それに基づいた避難訓練を実施し、そこで見つかった問題点を修正し、その上でさらに訓練をすることでいざというときに役に立ちます。福祉避難所も事前にどこの福祉避難所に行くのかが把握できればスムーズに行かれるので、その点も含めて計画に書き込むことが重要と考えます。	災害時に自力での避難が難しい避難行動要支援者については、具体的な避難方法を定める「個別避難計画」の作成が、重要であるとともに、その計画に基づく避難訓練により、発生した問題点については、修正を行うことについては、非常に重要なことであると考えます。 このため、訓練の実施について追記します。	A
			要支援者の方が自ら避難する福祉避難所を事前に把握できるようにすることについては、福祉避難所は、高齢者や障がいをお持ちの方など、特別な配慮を要する方を受け入れるための設備、機材、人員を備えることが求められ、本市におきましては、2つの社会福祉法人と協定を締結し、2施設を指定福祉避難所として指定しておりますが、平時は入所・通所施設として運営されており、収容可能な人数に制限があることから、事前の指定が難しい状況です。 このことから、いただきました意見については、本計画（案）に反映は行いませんが、指定福祉避難所の拡充について、関係機関と協力し、検討してまいります。	C

6	P32	「②男女共同参画の推進」に対する脆弱性の評価において、「災害時、誰もが安心・安全な避難生活を送るためには、様々なニーズに配慮した避難所の運営が必要である。そのためには、避難所の運営組織への女性の参画や災害時に増加する DV に対する相談事業の継続等を行う必要がある。」とあるが、阪神淡路大震災や東日本大震災の際も、避難所における性被害が多く報告されており、DV だけでなく性被害についても記述すべきと考えます。	ここでは、日頃から取り組んでいる DV 相談支援室について、災害時も継続的に取り組んでいくことを示したものです。 性被害等の相談については、八潮市地域防災計画に基づき配置される女性の相談員等において対応することとしております。 また、避難所における巡回警備等による犯罪抑止、発生した際の相談体制の構築について、関係機関との連携を図り、支援体制の構築に努めてまいります。	C
7	P33	「④福祉避難所の指定」に対する推進方針において、「災害時、要配慮者が健康への特別な配慮や介護を必要とする場合には、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、通常の指定避難所から移送できる体制を構築する。」とあるが、高齢者・障がい者で、すでに障害度等により指定避難所へ行った方がいい方は直接指定避難所へ行ける手続き等をするシステムの構築をすべきではないか。	指定福祉避難所は、高齢者や障がいをお持ちの方で、特別な配慮を要する方の受け入れを行うための設備、機材、人員を備えた避難所であり、本市におきましては、2つの社会福祉法人与協定を締結し、2施設を指定福祉避難所として指定しております。 指定福祉避難所となる施設は、平時は入所・通所施設として運営されており、収容可能な人数に制限があることから、事前の指定が難しい状況です。 このことから、いただきました意見については、本計画（案）に反映は行いませんが、指定福祉避難所の拡充について、関係機関と協力し、検討してまいります。	C

パブリックコメント前	パブリックコメントによる意見を反映した箇所
1-2 建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生（本編 20 ページ） ③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上 【脆弱性評価】 ■ 災害発生時には、自らの身は自らが守るという「自助」が重要となることから、早い時期から正しい防災知識を身につける必要がある。そのため、学校教育においても児童・生徒等への防災教育が必要である。 ■ 災害発生時に、児童・生徒等の命を守る適切な行動がとれるよう、教員の危機管理能力の向上に係る取組が必要である。 【推進方針】 ● 児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、「八潮こども夢大学」及び「八潮こども防災マイスター」研修により、引き続き防災教育を推進する。 ● 危機に対する判断能力及び危機回避能力の育成を図るために、学校における避難訓練を引き続き実施する。 ④ 外国人支援体制の構築 【脆弱性評価】 ■ 外国人へのサポート体制が不足すると、被災による直接死を招く恐れがある。また、災害時の確実な避難誘導及び支援活動ができなくなる恐れがある。 ■ 平時から外国人と連携することにより、良好な避難生活環境を確保することができるとともに、地域の復興を支える人材となりうる。 【推進方針】 ● 外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報を発行する。また、多言語サポーター（通訳、翻訳ボランティア）の募集及び活用を図る。 ● 地域コミュニティの一員として、「地区防災計画」を共に作成し、研修会や避難訓練イベント等の事業を開催することにより、外国人との連携を図る。 ⑤ コミュニティ施設の整備（再掲）【1-1-③】 ⑥ 要配慮者支援体制の構築（再掲）【1-1-④】 ⑦ 災害に強いまちづくりの推進（再掲）【1-1-⑤】 ⑧ 市街地の整備（再掲）【1-1-⑥】 ⑨ 自主防災組織の整備（再掲）【1-1-⑩】	1-2 建物が密集する地域や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生（本編 20 ページ） ③ 防災教育の推進及び学校の危機管理能力の向上 【脆弱性評価】 ■ 災害発生時には、自らの身は自らが守るという「自助」が重要となることから、早い時期から正しい防災知識を身につける必要がある。そのため、学校教育においても児童・生徒等への防災教育が必要である。 ■ 災害発生時に、児童・生徒等の命を守る適切な行動がとれるよう、教員の危機管理能力の向上に係る取組が必要である。 【推進方針】 ● 児童・生徒等が、防災の知識及び救急救命の重要性について学ぶことができるよう、「八潮こども夢大学」及び「八潮こども防災マイスター」研修等により、引き続き防災教育を推進する。 ● 危機に対する判断能力及び危機回避能力の育成を図るために、学校における避難訓練を引き続き実施する。 ④ 外国人支援体制の構築 【脆弱性評価】 ■ 外国人へのサポート体制が不足すると、被災による直接死を招く恐れがある。また、災害時の確実な避難誘導及び支援活動ができなくなる恐れがある。 ■ 平時から外国人と連携することにより、良好な避難生活環境を確保することができるとともに、地域の復興を支える人材となりうる。 【推進方針】 ● 外国人が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報を発行する。また、八潮市多言語サポーター（通訳、翻訳ボランティア）の募集及び活用を図る。 ● 地域コミュニティの一員として、「地区防災計画」を共に作成し、研修会や避難訓練イベント等の事業を開催することにより、外国人との連携を図る。 ⑤ コミュニティ施設の整備（再掲）【1-1-③】 ⑥ 要配慮者支援体制の構築（再掲）【1-1-④】 ⑦ 災害に強いまちづくりの推進（再掲）【1-1-⑤】 ⑧ 市街地の整備（再掲）【1-1-⑥】 ⑨ 自主防災組織の整備（再掲）【1-1-⑩】

1-3 浸水による多数の死傷者の発生（本編 22 ページ）

④ 避難行動要支援者支援体制の構築

【脆弱性評価】

- 災害時に自ら避難することができない避難行動要支援者は、避難が遅れることがないよう、介助者の支援を受け、迅速かつ安全に避難することが求められる。
- 避難行動要支援者の適切な把握や避難対策が行われていなければ、避難の遅れに繋がること懸念される。

【推進方針】

- 「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難体制を構築するため、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

1-3 浸水による多数の死傷者の発生（本編 22 ページ）

④ 避難行動要支援者支援体制の構築（水害時）

【脆弱性評価】

- 災害時に自ら避難することができない避難行動要支援者は、避難が遅れることがないよう、介助者の支援を受け、迅速かつ安全に避難することが求められる。
- 避難行動要支援者の適切な把握や避難対策が行われていなければ、避難の遅れに繋がること懸念される。

【推進方針】

- 「八潮市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用、提供及び避難訓練の実施などにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難体制を構築するため、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。